

犯罪被害者等支援 ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

はじめに

長崎県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や生活の再建を図り、また、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、令和元年7月に長崎県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）を策定するとともに、令和4年3月から「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための取組みを進めているところです。

犯罪被害者及びその家族は、身体に対する直接的な被害だけでなく、心身の不調などの精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、周囲の無理解や配慮に欠けた言動などによる二次被害に遭うケースもあります。

犯罪被害者等の一刻も早い回復を支えるためには、関係機関・団体が連携して効果的な支援を行う必要があります。平成30年に「長崎県犯罪被害者支援ハンドブック」を作成して活用してきましたが、この度、社会情勢の変化や支援制度の整備を反映してハンドブックの改訂を行いました。

本書が、犯罪被害者等支援に従事する皆様方に活用され、更なる犯罪被害者等支援の充実に役立てていただければ幸いに存じます。

令和5年3月

目 次

第1章 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
1 犯罪被害者等の置かれた状況	1
（1）直接的被害	1
（2）事件後に直面する状況	1
2 具体的に困難な状況	2
（1）心身の不調	2
（2）生活上の問題	3
（3）周囲の人の言動による傷つき	4
（4）加害者からの更なる被害	5
（5）捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	5
参考 捜査、裁判の流れ	6
第2章 支援に携わる際の留意事項	10
1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	10
（1）基本的な支援対応の流れ（チャート）	10
（2）具体的な対応のあり方	10
（3）具体的な応対にみる留意点	12
（4）支援者自身のケア	13
（5）「共通支援ツール」使用ガイド	13
別表 被害類型別の流れ	
2 被害類型別特徴と対応上の注意点	25
（1）殺人等遺族への対応	25
（2）暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応	28
（3）交通事故に遭った人への対応	30
（4）性犯罪に遭った人への対応	32
（5）配偶者からの暴力を受けた人への対応	34
（6）ストーカー被害に遭った人への対応	36
（7）虐待された子どもへの対応	38
第3章 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	41
1 関係機関・団体の連携の必要性	41
2 関係機関・団体の連携の実際	42
（1）基本的な連携の流れ	42
（2）連携の際の留意点	45

第4章 各機関・団体における支援業務 46

<総合的な対応>

1 県 46
2 市町 47
3 警察 57
4 海上保安庁 62
5 法テラス 64
6 弁護士会 66
7 公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター 68
8 公益財団法人犯罪被害救援基金 69
9 自助グループ 70

<司法関連>

(再掲) 法テラス
(再掲) 弁護士会

10 検察庁 71
11 地方裁判所・簡易裁判所 75
12 家庭裁判所 77
13 司法書士会 79

<刑事施設・保護観察所等>

14 矯正管区 80
15 刑事施設 81
16 少年鑑別所 81
17 少年院 81
18 地方更生保護委員会 82
19 保護観察所 83

<人権・外国人対応>

20 法務局・地方法務局 85
21 長崎県人権教育啓発センター 87
22 外国人在留総合インフォメーションセンター 87

<医療・福祉>

23 精神保健福祉センター 88
24 福祉事務所 88
25 保健所 89
26 市町保健センター(市町担当課) 90
27 社会福祉協議会 90
28 地域包括支援センター 91
29 医療機関 91

30	長崎県臨床心理士会	92
31	一般社団法人長崎県社会福祉士会	93
32	長崎県精神保健福祉士協会	94

<就労関連>

33	労働基準監督署	95
34	ハローワーク(公共職業安定所)	95
35	長崎県人材活躍支援センター・フレッシュワーク	95
36	総合労働相談コーナー	96
37	労働相談情報センター	96
38	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部	97
39	公共職業能力開発施設	98
40	長崎県ひとり親家庭等自立促進支援センター	98

<住居>

41	県(住宅課)	99
----	--------	----

<女性・子ども>

42	配偶者暴力相談支援センター	101
43	男女共同参画推進センター(自治体担当課)	102
44	婦人相談所	104
45	婦人保護施設	104
46	民間シェルター	105
47	NPO法人DV防止ながさき	105
48	児童相談所	106
49	児童家庭支援センター	107
50	乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	107
51	母子生活支援施設	108
52	ファミリー・サポート・センター	109
53	県教育委員会	111
54	学校	112
55	独立行政法人日本スポーツ振興センター	113

<交通事件>

56	長崎県交通事故相談所	113
57	一般財団法人長崎県交通安全協会(長崎県交通安全活動推進センター)	114
58	公益財団法人日弁連交通事故相談センター	114
59	公益財団法人交通事故紛争処理センター	116
60	一般社団法人日本損害保険協会	116
61	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構	117
62	公益財団法人交通遺児等育成基金	118
63	独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)	119

64	公益財団法人交通遺児育英会	121
----	---------------	-----

<その他>

65	公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター	122
66	消費生活センター	123
67	社会福祉法人長崎いのちの電話	124
68	年金事務所（日本年金機構）	124
69	税務署	124
70	長崎県子ども・若者総合相談センター（愛称：ゆめおす）	125
71	長崎県障害者権利擁護センター	125

第5章 ニーズに応じた解決手段 126

<総合的相談> 126

1	被害に遭い、どこに相談してよいかわからない	126
---	-----------------------	-----

<心身の不調> 126

2	精神的につらい、体調が悪い	126
3	被害に遭った人同士で気持ちを共有したい	126

<生活上の問題> 127

4	職場で不合理な対応にあった	127
5	働きたいが、就職先が見つからない	127
6	資格を取得し、スキルアップを図りたい	128
7	一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある	128
8	転居する必要があるが、経済的に苦しい	129
9	被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい	130
10	医療費の負担を軽くしたい	130
11	生活資金に困っている	132
12	子育てに係る費用の負担を軽くしたい	133
13	子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい	133
14	子どもを預けたい	133
15	どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続きを教えて欲しい	134
16	マスコミにどう対応していいかわからない	134

<加害者に関すること> 134

17	また被害に遭わないか不安を感じる	134
18	加害者がどうなったのか知りたい	135
19	加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい	136

<捜査、裁判に伴う問題> 137

20	法的なアドバイスが欲しい	137
21	警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる	137

22	事件に関する情報を知りたい	138
23	刑事手続等に参加したい	139
24	刑事手続に関して弁護士に援助してほしい	139
25	損害賠償請求等をしたい	139

(参考資料)

○関係機関・団体一覧

①	県関係各課（室）	141
②	警察本部及び警察署	142
③	地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所	144
④	地方検察庁	145
⑤	保護観察所、少年鑑別所	145
⑥	海上保安庁	145
⑦	福祉事務所、保健所、こども・女性・障害者支援センター	146
⑧	社会福祉協議会	147
⑨	社会福祉センター	148
⑩	労働基準監督署、ハローワークほか	149
⑪	年金事務所（日本年金機構）	151
⑫	税務署	151
⑬	その他	151
⑭	各市町	152

○各種様式

①	「犯罪被害申告票」	175
②	関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式	176

このハンドブックは、内閣府が作成した犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案を参考に、令和4年12月時点で、関係機関・団体からいただいた情報やご意見をもとに作成したものです。

第1章 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等¹」という。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

1 犯罪被害者等の置かれた状況

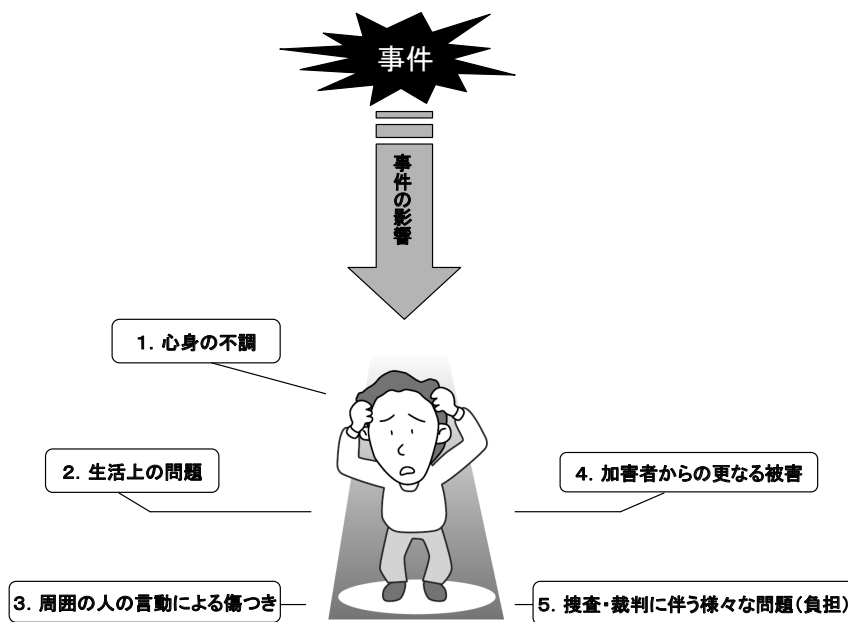
(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

(2) 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

2 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

(1) 心身の不調²

[直後]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

² 参考：武蔵野大学人間科学部小西聖子研究室
犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://victims-mental.umin.jp/>)

[子ども]

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、かかりつけ医や精神科等専門機関に相談することを勧めることも重要です。

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

(2) 生活上の問題

[仕事上の困難]

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

[不本意な転居など住居の問題]

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある

- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

[経済的な困窮（問題）]

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

[家族関係の変化]

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

(3) 周囲の人の言動による傷つき

[近隣や友人、知人の言動]

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

〔 支援者 〕

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更には人や社会への不信を募らせることにもなります。

(4) 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかとという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 一被害に遭われた方の手記一

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、警察庁犯罪被害者等施策ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・被害者等や支援者の声
- ・「犯罪被害者白書」コラム

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります³。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります（勾留期間中に釈放される場合もあります）。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴⁴」と言います。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P.73参照）。

⑤刑事手続と民事手続

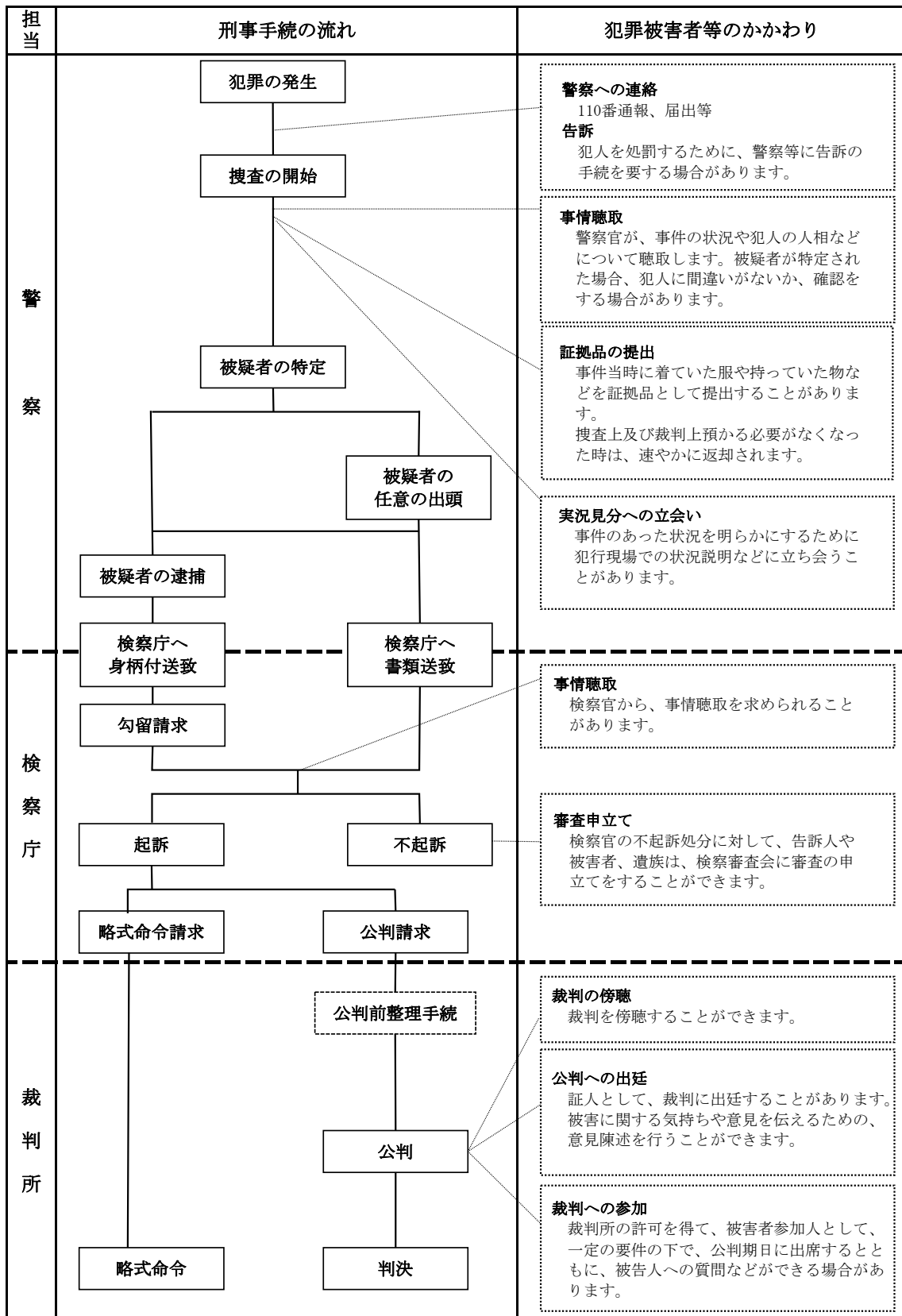
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P.76参照）。

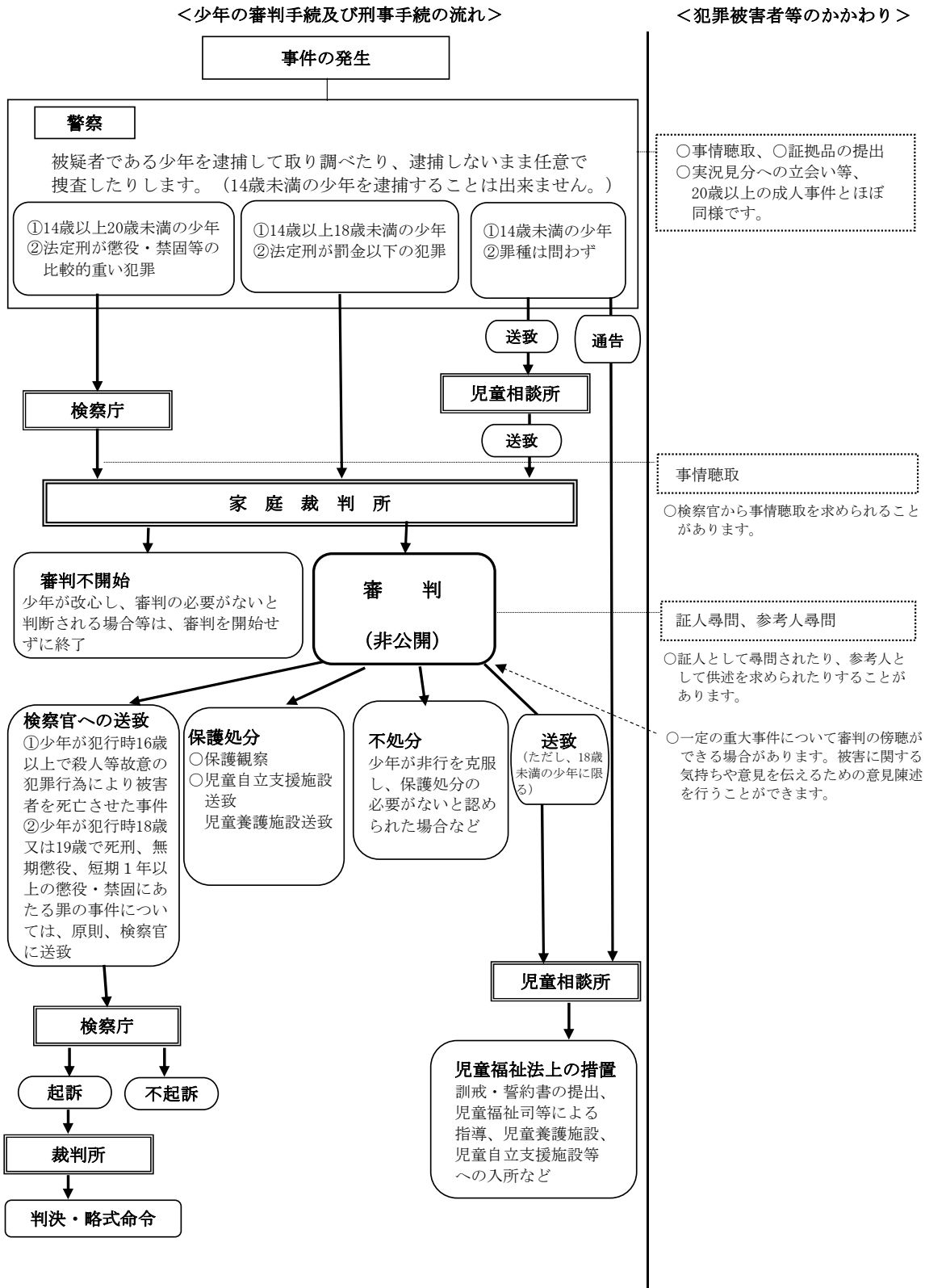
³ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

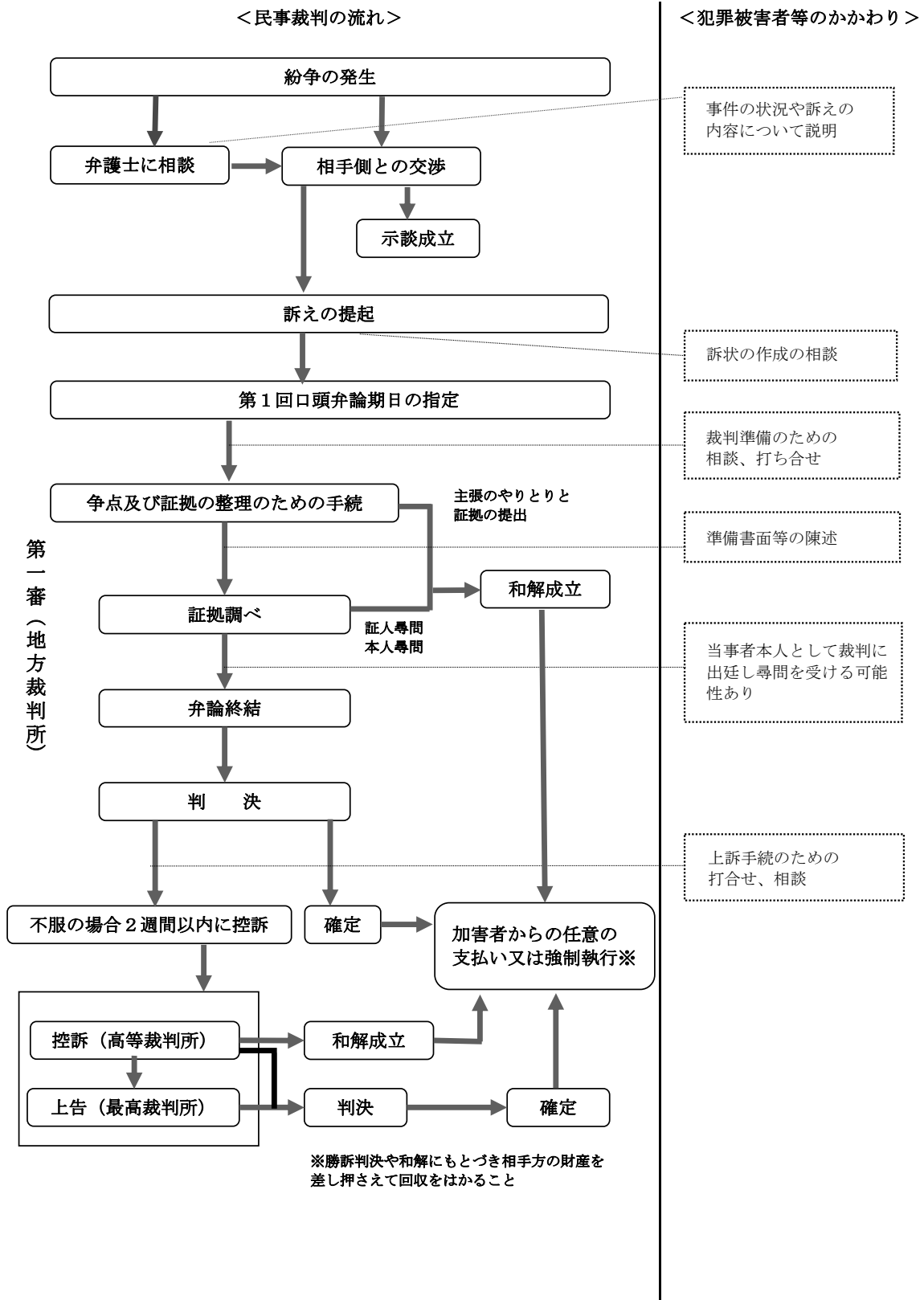
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



<少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



第2章 支援に携わる際の留意事項

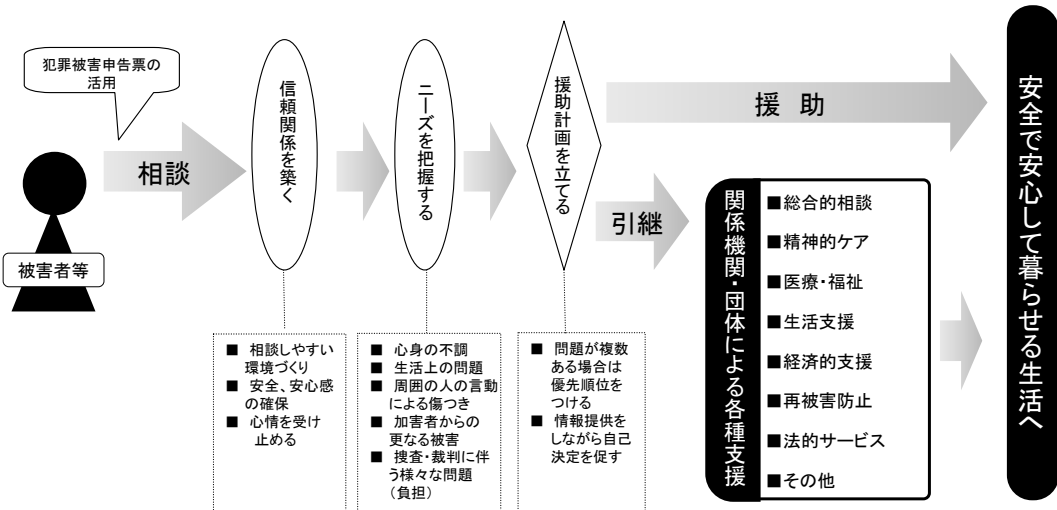
犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 具体的な対応のあり方

● 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 「犯罪被害申告票(様式1)」(P.175)を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から対応の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合は、犯罪被害申告票を提供できるように常に用紙を常備してください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

●安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるとどうか）」、「今、話をしているとも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

●相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない。）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であり、苦痛である場合がある。）

●相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

●支援計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P. 41 以降参照）。

●秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

●被害からの回復を焦らない

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

●適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

(3) 具体的な対応にみる留意点

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

<不適切な応答例>

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまい、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

<適切な応答例>

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

(4) 支援者自身のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

<対処方法の例>

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。休息、睡眠をきちんととる。

(5) 「共通支援ツール」使用ガイド

「相談受理票」、「ニーズアセスメントシート」、「支援計画表」を総称して、「共通支援ツール」と呼びます。「共通支援ツール」は途切れのない円滑な支援が行われるためのものであり、各機関のそれぞれの状況に応じて、支援を行う際の参考としてください。

●相談受理票

- ・被害者等の基本情報や被害の概要を記録するための様式です。

●ニーズアセスメントシート

- ・被害者等の抱えている問題点やニーズ全般を聞き取るための参考様式です。
- ・記入不要と判断されるものなど、機械的に全てを聞き取る必要はありません。

●支援計画表

- ・被害者等がニーズに対して支援の目標を立て、支援内容を整理し記入するための様式です。
- ・問題が複数ある場合は、優先順位を付けて支援計画を立てるために使用できます。

※横浜市が作成した途切れのない支援のための「共通支援ツール」を参考に同じ形式のツールを作成しました。

参考

受理区分	電話・面接・メール・その他()
受理職員	

相談受理票

		受理番号 No.	
受理年月日	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分～ 時 分		
相談者	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日生
	連絡先	電話番号:	職業
		メール:	
被害者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他		
被害状況	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害・暴行 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 性被害 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> DV(配偶者、虐待) <input type="checkbox"/> その他のトラブル(契約・金銭・近隣) <input type="checkbox"/> その他()		
	(被害概況)		
	(加害者) <input type="checkbox"/> 特定されていない <input type="checkbox"/> 特定されている(<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他())		
相談内容			
これまでの相談・支援	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	支援機関・団体	支援の内容
相談者ニーズ	<input type="checkbox"/> 総合的相談 <input type="checkbox"/> 医療相談 <input type="checkbox"/> 精神的ケア <input type="checkbox"/> 就職相談 <input type="checkbox"/> 住居相談 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 子育て相談 <input type="checkbox"/> 福祉相談 <input type="checkbox"/> 司法手続き(刑事・民事) <input type="checkbox"/> その他()		
備考	相談に関する要望【女性対応希望・男性対応希望・その他()】		

参考

ニーズアセスメントシート(支援の明確化と整理)

				受理No.
アセスメント日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分			
相談者	被害者との関係 ()			
分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
安全の確保	再被害防止	<input type="checkbox"/> 再被害についての不安 (ある・ない・不明)	<input type="checkbox"/> 具体的な内容 ()	・県警察 ・検察庁 ・保護観察所
	プライバシー	<input type="checkbox"/> 加害者からの嫌がらせや個人情報の拡散 (ある・ない) <input type="checkbox"/> マスコミ報道 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 嫌がらせや個人情報拡散の具体的な内容 () ※DV・ST被害の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍・住民票の閲覧制限 (した・手続中・していない・不要)	【マスコミ対応】 ・県警犯罪被害者支援室 ・県弁護士会 ・法テラス長崎 【閲覧制限】 ・各警察署 ・各市町相談窓口 ・配偶者暴力相談支援センター
	居住環境	<input type="checkbox"/> 自宅に住み続けられるか (問題あり・不安・問題なし)	<input type="checkbox"/> 自宅に住めない具体的問題 () <input type="checkbox"/> 避難場所(ある・ない) (ある場合、どこか)	・各市町相談窓口 ・県住宅課
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的な内容 () ※DV被害の場合 <input type="checkbox"/> 加害者は(家族・それ以外) <input type="checkbox"/> 加害者とは(同居中・別居) <input type="checkbox"/> これまでも、DVは (あった・なかった)	・長崎犯罪被害者支援センター ・各市町相談窓口 ※DV被害については ・配偶者暴力相談支援センター ・DV防止ながさき ・婦人相談所
日常生活の維持	通勤・通学	<input type="checkbox"/> 就学・就労についての問題、困難 (ある・なし) 【例】 ・通勤、通学の困難 ・学校、職場での困難 ・学校、職場での理解不足等	<input type="checkbox"/> 問題、困難の具体的な内容 ()	・長崎犯罪被害者支援センター ・県弁護士会 ・各市町相談窓口 ・各教育委員会 ・総合労働相談コーナー
	家事・育児・介護	<input type="checkbox"/> 家事・育児・介護についての問題、困難 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 同居家族以外での協力者 (いる・いない) (その他:)	<input type="checkbox"/> 問題、困難の具体的な内容 () <input type="checkbox"/> 家族以外の協力がいない場合等 【ヘルパーやボランティアの利用】 (希望する・しない・その他) (その他:)	【育児全般】 ・各市町相談窓口 ・児童相談所 【福祉全般】 ・各市町相談窓口 ・各社会福祉協議会 ・福祉事務所
	家族関係・その他	<input type="checkbox"/> 家族関係の悪化、問題など (ある・なし) <input type="checkbox"/> 家族への接し方の疑問・不安 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 友人等とのつきあい (変化あり・変化なし)	<input type="checkbox"/> 家族に関する問題等の具体的な内容 () <input type="checkbox"/> 友人等との変化の具体的な内容 ()	【相談全般】 ・各市町相談窓口 ・長崎犯罪被害者支援センター
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的な内容 ()	・長崎犯罪被害者支援センター ・各市町相談窓口

第2章 支援に携わる際の留意事項

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先	
心身の状態	身体の状態	<input type="checkbox"/> 被害による治療 【被害者本人】 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 現在の状況 ()	【症状や治療について】 ・治療中の医療機関 ・かかりつけ医療機関 【医療機関を探す】 ・各市町相談窓口 ・各保健所 【医療機関への付添い】 ・サポートながさき ・長崎犯罪被害者支援センター	
		【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	<input type="checkbox"/> 現在の状況 ()		
		<input type="checkbox"/> 不眠や食欲不振 【被害者本人】 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 具体的な症状等 ()		
		【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	<input type="checkbox"/> 具体的な症状等 ()		
	<input type="checkbox"/> その他の症状、問題 (ある・ない) ある場合、誰が ()	<input type="checkbox"/> 具体的な症状、問題等 ()			
	心の状態	<input type="checkbox"/> 気分の落ち込みや自責感	【被害者本人】 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 具体的な様子 ()	【症状や治療について】 ・治療中の医療機関 ・かかりつけ医療機関 【医療機関を探す】 ・各市町相談窓口 ・各保健所 【医療機関への付添い】 ・長崎犯罪被害者支援センター ※性犯罪・性暴力に関しては「サポートながさき」で対応 【こころの悩み】 ・精神保健福祉センター ・県警被害者支援室 ・長崎犯罪被害者支援センター ※性犯罪・性暴力に関しては「サポートながさき」で対応
			【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	<input type="checkbox"/> 具体的な様子 ()	
		<input type="checkbox"/> 恐怖感や不安感等	【被害者本人】 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 具体的な様子 ()	
			【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	<input type="checkbox"/> 具体的な様子 ()	
		<input type="checkbox"/> その他の症状	【被害者本人】 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 具体的な様子 ()	
【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()			<input type="checkbox"/> 具体的な様子 ()		
<input type="checkbox"/> ※上記の内、一つでも該当する場合	<input type="checkbox"/> カウンセリングまたは精神科の利用 【被害者本人/家族】 (利用中・希望する・希望しない・その他) ()				
<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある・ない) ある場合、誰が ()	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()				

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
司法関係の手続き等	警察・検察関係	<input type="checkbox"/> 今後の手続き等の説明について (受けていない・理解できた・受けたがよくわからない・その他) () <input type="checkbox"/> 警察・検察での事情聴取等への不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> その他、警察・検察関係での不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 捜査等の進捗状況の連絡 (希望する・希望しない・その他) <input type="checkbox"/> 警察・検察での事情聴取等への付添いなど (希望する・希望しない・その他) ※性暴力に関すること <input type="checkbox"/> 産婦人科・婦人科の受診 (した・していない) (その他:)	【手続きの説明等】 ・県警犯罪被害者支援室 ・各警察署 ・検察庁 ・保護観察所 ・法テラス長崎 ・県弁護士会 【付添い支援】 ・県弁護士会 ・長崎犯罪被害者支援センター 【性暴力被害について】 ・サポートながさき
	刑事手続・裁判等	<input type="checkbox"/> 刑事裁判の有無、予定 (済み・進行中・なし・予定あり) () 予定ありの場合の日程 () <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談の利用 (利用した・予定あり・希望あり・希望しない・その他) した場合、どこの法律相談か (被害者支援センター・県弁護士会・法テラス・その他) () <input type="checkbox"/> 刑事手続、裁判等に関する不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 裁判が終わっている場合の結果 () <input type="checkbox"/> (進行中、または予定ありの場合) 裁判等の進捗状況の連絡 (希望する・希望しない・その他) () <input type="checkbox"/> 刑事手続、裁判等に関する不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 刑事裁判への関与を希望する場合、何を希望するか (傍聴・意見陳述・被害者参加・その他) () <input type="checkbox"/> 刑事手続に関する支援弁護士 (いる・予定あり・希望・希望しない・その他) ()	【弁護士への相談】 ・県弁護士会 ・法テラス長崎 ・長崎犯罪被害者支援センター ※性犯罪・性暴力に関しては「サポートながさき」で対応。 【刑事裁判について】 ・検察庁
	民事手続・裁判等	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求 (済み・進行中・予定あり・なし) () <input type="checkbox"/> 示談交渉 (済み・進行中・予定あり・なし) () <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談の利用 (利用した・予定あり・希望・希望しない・その他) () した場合、どこの法律相談か 法テラス・県弁護士会・その他 () <input type="checkbox"/> 民事手続、裁判等に関する不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 請求、示談、民事裁判等が終わっている場合の結果 () <input type="checkbox"/> 民事手続、裁判等に関する不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 損害賠償等に関する支援弁護士等 (いる・予定あり・希望) (その他:)	・長崎犯罪被害者支援センター ※性犯罪・性暴力に関しては「サポートながさき」で対応する。 ・県弁護士会 ・法テラス長崎
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()	・長崎犯罪被害者支援センター ※性犯罪・性暴力に関しては「サポートながさき」で対応 ・各市町相談窓口

第2章 支援に携わる際の留意事項

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
経済的問題	就労収入等	<input type="checkbox"/> 被害による就労収入減などの不安・問題 (ある・なし・その他) () ある場合、誰の ()	<input type="checkbox"/> 左記の収入問題の具体的内容 ()	
	当面の支払 (医療費等)	<input type="checkbox"/> 医療費の支払いについての不安・問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> 葬儀、法要等の支払についての不安・問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> その他の急な出費についての不安・問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () ※健康保険の適用について <input type="checkbox"/> 第三者行為による傷病届の手続き (終了・申請済み・準備中・していない)	【犯罪被害者等 給付金】 ・県警犯罪被害 者支援室 ・各警察署 【犯罪被害者等 見舞金】 ・各市町相談窓 口 【医療費の支払、 助成制度】 ・各医療機関相談 窓口 ・各市町相談窓口 ・サポートながさき (性犯罪・性暴力 に関する医療費支 援)
	その他	<input type="checkbox"/> 住宅ローン、賃貸家賃の支払についての不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> その他借金の支払についての不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> 相続上の不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () ※交通事件の場合 <input type="checkbox"/> 加害者の保険 (任意・自賠償のみ・無保険) ※身体・生命に関する犯罪の場合 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等給付金について (受給済み・申請済み・準備中・未申請・非該 当・その他：) 犯罪被害者 <input type="checkbox"/> 見舞金について (受給済み・申請済・準備中・未申請・非該当・ その他：) <input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 ()	【損害賠償請求】 →「民事手続・裁 判等」の欄を参照 【その他相談全 般】 ・長崎犯罪被害者 支援センター ・県弁護士会 ・各市町相談窓口 ・各社会福祉協議 会

参考

支援計画表(プランニング)

受理番号 No.

(作成日時: 年 月 日()作成支援者: 相談者:)

優先度	分野・項目	相談者の困りごと・不安など	どうなりたいか・ どうなるとよいか	支援の連携先	評価

備考	
----	--

別表 被害類型別の流れ
(1) 生命・身体に被害を受けた場合(殺人等)

初期	中期	長期
《被害直後の支援》		
一般的な刑事手続の流れ		
<p>【警察・海上保安庁】 事件発生 → 捜査開始 → 現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ → 起訴 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>【裁判所】 冒頭手続 → 証拠手続 → 弁論手続 → 判決</p>	<p>【警察・被害者】 犯人特定 → 被害送致 ○逮捕 ○任意出頭 ○身付送致 ○書翰送致</p> <p>【警察・被害者】 勾留請求 → 公判請求 → 処分 ○起訴 ○不起訴 略式命令請求</p>	<p>《自立生活の促進》</p>
<p>警察等による支援</p> <p>【相談】 ○警察安全相談#9110等各種相談窓口 ○相談 ○付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等)</p> <p>【犯罪被害者支援要員制度】 ○初期支援 ・捜査活動や病院等への付添 ・捜査手続等に関する説明 ・相談・関係機関紹介等</p> <p>○被害者連絡 ・捜査状況、被疑者情報等の提供</p> <p>○訪問・連絡活動 ・地域警察官による防犯指導、パトロール等</p>	<p>【犯罪被害者支援センター】 ○遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金</p> <p>【裁判】 ○証言等の速へい物設置 ○証言時のビデオリンク方式 ○意見陳述 ○優先傍聴 ○訴訟記録の閲覧、謄写 ○被害者参加制度、損害賠償命令制度</p> <p>【日本司法支援センター(法テラス)】 ○被害者参加人のための国選弁護制度</p>	<p>【保護観察所】 ○意見等聴取制度 ○心療等伝達制度 ○被害者等通知制度 ○相談・支援</p>
損害賠償請求		
<p>【相談】 ○日本司法支援センター(法テラス) ○弁護士会</p>	<p>【相談】 ○日本司法支援センター(法テラス) ○弁護士会</p>	<p>【相談】 ○日本司法支援センター(法テラス) ○弁護士会</p>
経済的支援		
<p>【貸付】 ○福祉事務所・市町担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 【見直し】 ○市町担当窓口 ・犯罪被害者見直し制度</p>	<p>【助成】 ○市町担当窓口 ・ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>【生活保護】 ○(公社)犯罪被害者救済基金 ○福祉事務所</p> <p>【税金上の優遇措置】 ○税務署 ・障害者控除 ・障害者控除 ・寡婦(寡夫)控除</p> <p>【年金】 ○年金事務所・市町 ・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 ・障害基礎年金 ・障害厚生年金 ・児童手当 ・児童扶養手当等</p>	<p>【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所・市町担当窓口 ・自立支援教育訓練給付金 事業 ・高等職業訓練促進給付金</p>
生活基盤の確保		
<p>【保護施設】 ○こども・女性・障害者支援センター ・婦人保護施設</p> <p>【生活支援】 ○市町担当窓口 ・一時保育</p>	<p>【生活支援】 ○市町担当窓口 ・一時保育</p>	<p>【職業訓練】 ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○ハローワーク ○長崎県人材活躍支援センター ○総合労働相談センター ○労働相談情報センター</p> <p>【職業訓練】 ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○ハローワーク ○長崎県人材活躍支援センター ○総合労働相談センター ○労働相談情報センター</p> <p>【職業訓練】 ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○ハローワーク ○長崎県人材活躍支援センター ○総合労働相談センター ○労働相談情報センター</p>
<p>【相談】 ○警察(犯罪被害者支援室) ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○(公社)長崎犯罪被害者支援センター</p>	<p>【自助グループ】 ○(公社)長崎犯罪被害者支援センター</p>	<p>○(公社)長崎犯罪被害者支援センター</p>

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

(2) 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)

初期	中期	長期
《被害直後の支援》		
一般的な刑事手続の流れ		
<p>【警察】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致 ・現場鑑査 ・事件鑑取 ・捜査手続 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>【警察・検察】 拘留請求 → 取調べ → 処分 → 裁判請求 → 判決 ・事情聴取 ・証書作成 ・起訴 ・不起訴 ・実況見分</p>	<p>【裁判所】 自訴手続 → 証拠調手続 → 弁論手続 → 判決</p>	<p>《自立生活の促進》</p>
<p>警察等による支援</p> <p>【相談】 ○交通事故に関する相談窓口 ○交通事故相談所</p> <p>【犯罪被害者支援要員制度】 ○初期支援 ・捜査活動や病院への付添 ・捜査手続等に関する説明 ・相談・関係機関紹介等</p> <p>○被害者連絡 ・捜査状況、被害者情報等の提供</p> <p>【(公社)長崎犯罪被害者支援センター】 ○相談 ○付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等)</p> <p>【日本司法支援センター(法テラス)】 ○弁護士紹介</p>	<p>【地方検察庁】 ○被害者等通知制度 ・処分、裁判結果、犯人の住所情報等通知 ○被害者支援員 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助 【加害者の運転免許の取り消し、行政処分結果等の情報提供】 【日本司法支援センター(法テラス)】 ○被害者参加人のための国選弁護士制度</p> <p>【裁判所】 ○証言等の速への物設置 ○証言時のビデオリンク方式 ○意見陳述 ○傷者陪席 ○訴訟記録の閲覧・謄写 ○被害者参加制度</p> <p>【保護観察所】 ○意見等聴取制度 ○心情報等伝達制度 ○加害者に関する情報の通知 ○相談・支援</p>	<p>【職業相談】 ○労働基準監督署 ○ハローワーク ○長崎県人材活躍支援センター ○総合労働相談センター ○労働相談情報センター</p> <p>【職業訓練】 ○(株)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○公共職業能力開発施設 ○県むじり親家庭等自立促進支援センター 【公営住宅】 ○県住宅課 ○市町</p>
<p>損害賠償請求</p> <p>【相談】 ○長崎県交通事故相談所 ○長崎県交通安全活動推進センター ○(公財)日弁連交通事故相談センター ○(公財)交通事務局 ○(一社)日本損害保険協会 ○(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 ○日本司法支援センター(法テラス)</p>	<p>【解決の過程】 交通事故 → 示談交渉 → 調停 → 訴訟 → 判決 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 成立 成立 成立 和解 和解 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 示談書 調停調書 和解調書 和解調書 和解調書</p> <p>【自賠責保険】 ○交通事故相談所 ○保険会社、産業協同組合、共済組合</p> <p>【法律相談】 ○(公財)日弁連交通事故相談センター ○(公財)交通事務局 ○(公財)交通通関士育成基金</p> <p>【弁護士費用等】 ○(公財)日本司法支援センター(法テラス)</p>	<p>【生活保護】 ○福祉事務所</p> <p>【各種手当】 ○市町自治窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当</p>
<p>経済的支援</p> <p>○(財)自動車事故被害者支援財団 ・緊急一時貸付</p> <p>【貸付け】 ○福祉事務所・市町担当者窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・ひとり親家庭等医療費公費助成事業 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金</p>	<p>【奨学金貸付け等】 ○(公財)交通通関士育成基金 ○(公財)交通通関士育成基金</p> <p>【生活保護】 ○福祉事務所</p> <p>【各種手当】 ○市町自治窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当</p>	<p>【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所、市町担当者窓口 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金</p>
<p>精神的ケア等</p> <p>【相談】 ○警察(犯罪被害者支援室) ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○(公社)長崎犯罪被害者支援センター</p>	<p>【自助グループ】 ○(公社)長崎犯罪被害者支援センター</p>	

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

(3) 性犯罪による被害を受けた場合

<p>初期</p> <p>《《身体の安全確保》》</p>	<p>中期</p> <p>《《生活の確保》》</p>	<p>長期</p> <p>《《自立生活の促進》》</p>
<p>一般的な刑事手続の流れ</p>		
<p>【警察】</p> <p>事件発生・告発 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致</p> <p>・現場臨場 ・事情聴取 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>○逮捕 ○任意出頭 ○書類送致</p> <p>【警察・検察庁】</p> <p>勾留請求 → 取調べ → 処分 → 裁判</p> <p>・事情聴取 ・調書作成 ・実況見分</p> <p>○公判請求 ○略式命令請求</p> <p>【裁判所】</p> <p>目録手続 → 証拠調手続 → 弁論手続 → 判決</p>	<p>【犯罪被害者支援要員制度】</p> <p>○初期支援 ・捜査活動や病院等への付添 ・捜査手続等に関する説明 ・相談・関係機関紹介等</p> <p>○被害者連絡 ・捜査状況、被害者情報等の提供 ○訪問・連絡活動 ・地域警察官による防犯指導、パトロール等</p> <p>【犯罪被害者支援員制度】</p> <p>○証言等の進へい物設置 ○証言時のビデオリンク方式 ○意見陳述 ○優先傍聴 ○訴訟記録の閲覧・謄写 ○被害者参加制度 ○損害賠償命令制度</p> <p>【地方検察庁】</p> <p>○被害者支援員 ・処分・裁判結果、犯人の住所情報等通知 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助</p> <p>【日本司法支援センター（法テラス）】</p> <p>○被害者参加人のための国護弁護士制度</p>	<p>【保護観察所】</p> <p>○意見等聴取制度 ○心療等伝達制度 ○被害者等通知制度 ○相談・支援</p>
<p>警察等による支援</p>		
<p>【犯罪被害者支援】</p> <p>○警察 ・警察安全相談#9110 ・性犯罪被害相談#8103</p> <p>【性暴力被害者支援】</p> <p>○サポートながさき ・電話相談、面談相談 ・付添い（病院、警察、裁判所等） ・医療支援、法律相談等の助成制度</p>	<p>【犯罪被害者支援】</p> <p>○日本司法支援センター（法テラス） ○弁護士会</p> <p>【生活保護】</p> <p>○障害者生活支援施設 ・宿泊所 ・宿所提供施設</p> <p>【福祉事務所】</p> <p>○母子生活支援施設 ・宿泊所 ・宿所提供施設</p> <p>【福祉協議会】</p> <p>○生活福祉資金</p>	<p>【職業訓練】</p> <p>○（法）高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○公共職業能力開発施設 ○県ひとり親家庭等自立促進支援センター</p> <p>【公営住宅】</p> <p>○県営住宅 ○市町</p>
<p>相談等</p>		
<p>【法律相談・弁護士紹介】</p> <p>○日本司法支援センター（法テラス） ○弁護士会</p>	<p>【相談・弁護士紹介】</p> <p>○日本司法支援センター（法テラス） ○弁護士会</p>	<p>【職業訓練】</p> <p>○労働基準監督署 ○ハローワーク ○長崎県人材活躍支援センター ○総合労働相談センター ○労働相談情報センター</p>
<p>生活基盤の確保</p>		
<p>【一時保護】</p> <p>○婦人相談所</p>	<p>【生活保護】</p> <p>○福祉事務所 【貸付け】 ○福祉事務所、市町担当窓口 ・母子生活支援資金 ・生活福祉資金</p>	<p>【職業訓練】</p> <p>○（法）高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○公共職業能力開発施設 ○県ひとり親家庭等自立促進支援センター</p> <p>【公営住宅】</p> <p>○県営住宅 ○市町</p>
<p>精神的ケア等</p>		
<p>【相談】</p> <p>○警察（犯罪被害者支援室） ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○（公社）長崎犯罪被害者支援センター</p>	<p>【相談】</p> <p>○（公社）長崎いのちの電話</p>	<p>【職業訓練】</p> <p>○（法）高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○公共職業能力開発施設 ○県ひとり親家庭等自立促進支援センター</p> <p>【公営住宅】</p> <p>○県営住宅 ○市町</p>

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

(4) DV被害を受けた場合

初期	中期	長期
《身体の安全確保》	《安全な生活確保》	《自立生活の促進》
<p>暴力に対する相談</p> <p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ○婦人相談所 ○長崎県男女共同参画推進センター ○警察 <ul style="list-style-type: none"> ・警察安全相談#9110 ・警察署生活安全課 ○福祉事務所 ○保健所・保健センター ○人権擁護団体（女性の権利ホットライン等） ○NPO法人DV防止なごさき ○市町 <p>【法律相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士会 ○日本司法支援センター（法テラス） 	<p>経済的支援</p> <p>【貸付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所・市町担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金貸付金 ・育英資金貸付 <p>【生活保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 <p>【各種手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 <p>【助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町担当窓口 ・ひとり親家庭等医療費助成 	<p>【職業訓練等に係る給付等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等技能訓練促進給付金
<p>加害者からの保護</p> <p>【緊急通報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 <p>【保護命令・仮処分申立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方裁判所 <p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ・婦人相談所 ○福祉事務所 <p>【保護命令申立に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ・婦人相談所 ○警察 	<p>【保護命令違反の場合の捜査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 <p>生活基礎の確保</p> <p>【保護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○婦人保護施設 <p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子生活支援施設 ・宿泊所 ・宿所提供施設 	<p>【公営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○果住宅課 ○市町 <p>【職業訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共職業能力開発施設
<p>精神的ケア等</p> <p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ・婦人相談所 <p>○精神保健福祉センター</p> <p>○保健所・保健センター</p>	<p>【直接的支援活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ・婦人相談所 <p>離婚請求</p> <p>【相談・弁護士紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士会 ○日本司法支援センター（法テラス） ○配偶者暴力相談支援センター <p>【離婚調停・離婚訴訟】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所 	<p>損害賠償請求</p> <p>【裁判】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易裁判所、地方裁判所

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

(5) 児童虐待を受けた場合

初期	中期	長期
≪「身体の安全確保」≫	≪「心身の回復」≫	≪「家庭復帰促進」≫
虐待に対する相談 【相談】 ○市町 ○児童相談所 ○児童家庭支援センター ○福祉事務所 ○警察 ○保健所・保健センター ○児童委員(民生委員) ○人権擁護団体(子どもの人権110番等) ○日本司法支援センター(法テラス) ○弁護士会	経済的支援 【医療費公費負担】 ○一時保護所入所児童 ○児童養護施設等入所児童 ○里親養育児童	
児童の保護 【一時保護】 ○児童相談所	【施設養護】 ○児童自立支援施設 ○児童養護施設 【家庭的養護】 ○里親	
精神的ケア等 【児童相談センター(児童相談所)】【警察】 ○施設巡回支援 ○治療指導 ○カウンセリング 【学校】 ○スクールカウンセラー		
保護者への支援 【児童相談センター(児童相談所)】 ○養護相談 ○保健相談 ○心身障害相談 ○非行相談 ○育成相談		【児童相談センター(児童相談所)】 ○児童福祉司指導 ○継続指導 ○助言指導

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

2 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に配慮して対応してください。支援等によっては、対象要件がありますので、詳細については関係機関に問い合わせください。

注) ●は、原則すべての人が対象となる支援等 ★は、対象要件がある支援等

(1) 殺人等遺族への対応

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。(窓口 警察署 市町)

検視・解剖→医師「死亡診断書(死体検案書)」(※有料)作成・発行→市町への死亡の届出(死亡診断書持参・死亡後7日以内)→埋火葬許可証の発行(この許可証がなければ、火葬や埋葬ができません。)※警察から公費支出が可能な場合もあります。

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

- ・国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険：市町の業務担当
- ・厚生年金：年金事務所(不明な点は、勤務先の庶務担当に確認)

●**遺産相続等**

相続される財産の額によっては、犯罪被害者が亡くなってから10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(申告先) 税務署(P151)

※申告(納税)に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)については、国税庁ホームページや税務相談チャットボットをご活用ください。

経済的支援として、以下のような制度があります。

★**犯罪被害者等給付金(遺族給付金)**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署・警察本部(P142、143)

★**遺族見舞金の給付**

各市町の犯罪被害者等支援条例に規定している見舞金支給制度に基づき、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を行っています。

(連絡先) 市町(P152以降)

★**遺族基礎年金**

国民年金に加入中の人、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子のある配偶者や子に支給されます。

(連絡先) 市町(P152以降)

★**遺族厚生(共済)年金等**

厚生(共済)年金に加入中の人、老齢厚生(退職共済)年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生(共済)年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先)

- ・厚生年金：年金事務所 (不明な点は、勤務先の庶務担当に確認)
- ・共済年金：各共済組合 (不明な点は、勤務先の庶務担当に確認)

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★**遺児の就学援助等**

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先)

- ・在学(入学)する学校等(県や市町等の就学援助等の相談)
- ・公益財団法人犯罪被害救援基金(P69)
- ・警察本部犯罪被害者支援室(P142)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察から助言を受けたり、弁護士等を通じて申し入れたりすることができます。

(連絡先)

- ・警察署(P142、143)、弁護士会(P66)、法テラス(P64)

●異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス（MRB）」に異議申立てすることができます。

(連絡先)

- ・放送倫理・番組向上機構（BPO）電話：03-5212-7333、FAX：03-5212-7330
- ・雑誌人権ボックス（MRB）FAX：03-3291-1220

(2) 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書料等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(連絡先) 警察署(P142、143)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P. 130 参照

傷害（障害）を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署・警察本部(P142、143)

★重傷病見舞金の給付

各市町の犯罪被害者等支援条例に規定している見舞金支給制度に基づき、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を行っています。

(連絡先) 市町(P152以降)

★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障害者に支給されます。

(連絡先) 市町(P152以降)

★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人または保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町(P152以降)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、所得税が軽減されます。

(連絡先) 税務署(P151)

※申告(納税)に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)については、国税庁ホームページや税務相談チャットボットをご活用ください。

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中等に、初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます(納付要件あり)。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町(P152以降)

★障害厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます(納付要件あり)。

(連絡先)

- ・厚生年金：年金事務所 (不明な点は、勤務先の庶務担当に確認)
- ・共済年金：各共済組合 (不明な点は、勤務先の庶務担当に確認)

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先)

- ・市町(P152以降)・指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

(連絡先) 市町(P152以降)

★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 市町(P152以降)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先)

- ・警察(P142、143)
- ・公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター(P122)

(3) 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の「犯罪」に該当する場合においても「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られるほか、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する悩みや怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故の当事者となった場合、直ちに警察に連絡してください。

連絡が遅れると、交通事故の事実認定や原因究明が困難となるなど、保険請求に支障が生じる場合もあります。

※ 車両の運転者等が警察に事故を報告しない場合、罰則が科せられることがあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(相談先)

- ・長崎県交通事故相談所(P113)
- ・長崎県交通安全活動推進センター(P114)
- ・公益財団法人日弁連交通事故相談センター(長崎県支部)(P114)
- ・公益財団法人交通事故紛争処理センター(福岡支部)(P116)
- ・一般社団法人日本損害保険協会(P116)
- ・一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構(P117)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します(一部給付制度もあります)。

(連絡先) 公益財団法人交通遺児育英会(P121)

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金(P118)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)(P119)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支度金、緊急時見舞金を支給します。

(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金(P118)

(4) 性犯罪に遭った人への対応

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P2「(1) 心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人が希望する性別の警察官が対応するように配慮しています。（連絡先）警察署(P142、143)、#8103（性犯罪被害相談ダイヤル）

コラム —刑法の一部改正（平成29年7月13日より適用）—

従来、強姦罪は被害者を女性に限定していましたが、暴行又は脅迫を用いて「性交、肛門性交又は口腔性交（以下、性交等という。）」することを「強制性交等」と規定し、被害者の性別を問わず、加害者を処罰することができるようになりました。また、性犯罪は親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたりましたが、改正後は「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」などについて、被害者の告訴がなくても加害者を起訴できるようになりました。

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

（連絡先）警察署(P142、143)

すぐに警察に届け出ることにも消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、医療機関の受診を勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●**緊急避妊**

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、初診料、診断書料、処置料、検査費用、緊急避妊費用等の公費負担が可能です（P.60参照）。

（連絡先）警察署（P142、143）

産婦人科（一般社団法人日本家族計画協会HP参照：<https://www.jfpa.or.jp/>）

●**犯人の体液等証拠採取**

被害直後の場合には、医療機関において、犯人の体液等を採取し、証拠化を図ります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

（連絡先）産婦人科（すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。）

●**病院への付添い**

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

（連絡先）警察署（P142、143）

長崎犯罪被害者支援センター（性暴力被害者支援「サポートながさき」）（P68）

●**特定感染症検査**

HIV抗体検査、梅毒血清検査などが匿名でできます。（実施している検査の種類や有料・無料の別は、県・市によって異なりますので事前に確認してください。）

（連絡先）保健所（P146）

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★**証人出廷等の配慮**

性犯罪の被害者が法廷で証言する際に状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、若しくは傍聴人から見えないようにするため裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

（連絡先）付添い：検察庁（法廷のみ）（P145）、民間被害者支援団体

遮へい措置等：裁判所（P144）

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。被害者が警察への届け出を望まない場合には、性暴力被害者支援「サポートながさき」等での相談を勧めることも重要です。

(連絡先) 性暴力被害者支援 サポートながさき (P68)

(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力、生活費を渡さない・金を取り上げるなどといった経済的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は

警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになってはいますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 警察署(P142、143)、配偶者暴力相談支援センター(P101)、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます(所持金がない場合は、警察による公費負担も可能です。)。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます(一時保護は県が実施)。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 警察署(P142、143)、市町(P152以降)、配偶者暴力相談支援センター(P101)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定)

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申し立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申し立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先) 警察署(P142、143)、配偶者暴力相談支援センター(P101)、地方裁判所(P144)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合や、車両に関する登録事項を変更する場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの住所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町長等が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町長等は、警察、配偶者暴力相談支

援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認した上で住民票の写し等の交付を制限します。

(連絡先) 市町(P152以降)、運輸支局、軽自動車検査協会

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P.126「5 ニーズに応じた解決手段」参照

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。

「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき | ② 監視していると告げる |
| ③ 面会、交際、その他の不当な要求 | ④ 乱暴な言動 |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール・SNS等 | ⑥ 汚物などの送付 |
| ⑦ 名誉を傷つける | ⑧ 性的羞恥心の侵害 |

を行うことをいいます。

ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ・被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- ・相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ・相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- ・電話の会話内容をメモ、又は録音する
- ・相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先) 警察署(P142、143)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、警察本部長等から「禁止命令」を出すことができます。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先) 警察署(P142、143)

★住民票の写しの交付等の制限 (再掲 P. 35)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票のほか、車両に関する登録事項等証明書などの住所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町長等が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町長等は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町(P152以降)、運輸支局、軽自動車検査協会

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ(電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム)や、ナンバーリクエスト(電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザー、防犯カメラ等を貸し出しています。

(連絡先) 警察署(P142、143)

(7) 虐待された子どもへの対応

(特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。

児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

(子ども自身から告白、相談があった場合)

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

(虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合)

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告してください。

(連絡先)

- ・市町(P152以降)、福祉事務所(P146)、こども・女性・障害者支援センター(P146)

コラム — 守秘義務について —

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

(調査)

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

(在宅支援の場合)

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

(親子分離が必要な場合)

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会¹等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告機関・団体には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

¹ 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★住民票の写しの交付等の制限

児童虐待から逃げて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、住民票や戸籍の附票などの住所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町長は、児童相談所等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認した上で住民票の写し等の交付を制限します。

(連絡先) 市町(P152以降)

(子ども担当弁護士について)

長崎県弁護士会には、児童虐待、学校もしくは保護施設における体罰、いじめその他の事由により人権救済を必要とし、かつ、貧困、遺棄、無関心、敵対その他の理由により親権者ないし親族から協力を得られない20歳未満の子どもに対し、弁護士を紹介する「子ども担当弁護士制度」(コタン制度)があります。相談料は無料です。弁護士に依頼するときの費用も無料になる制度があります。

(連絡先) 長崎県弁護士会(P66)

コラム —親権者の懲戒権と児童虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、同法においても「監護及び教育に必要な範囲内」との権限が付されており、かつ児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

第3章 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

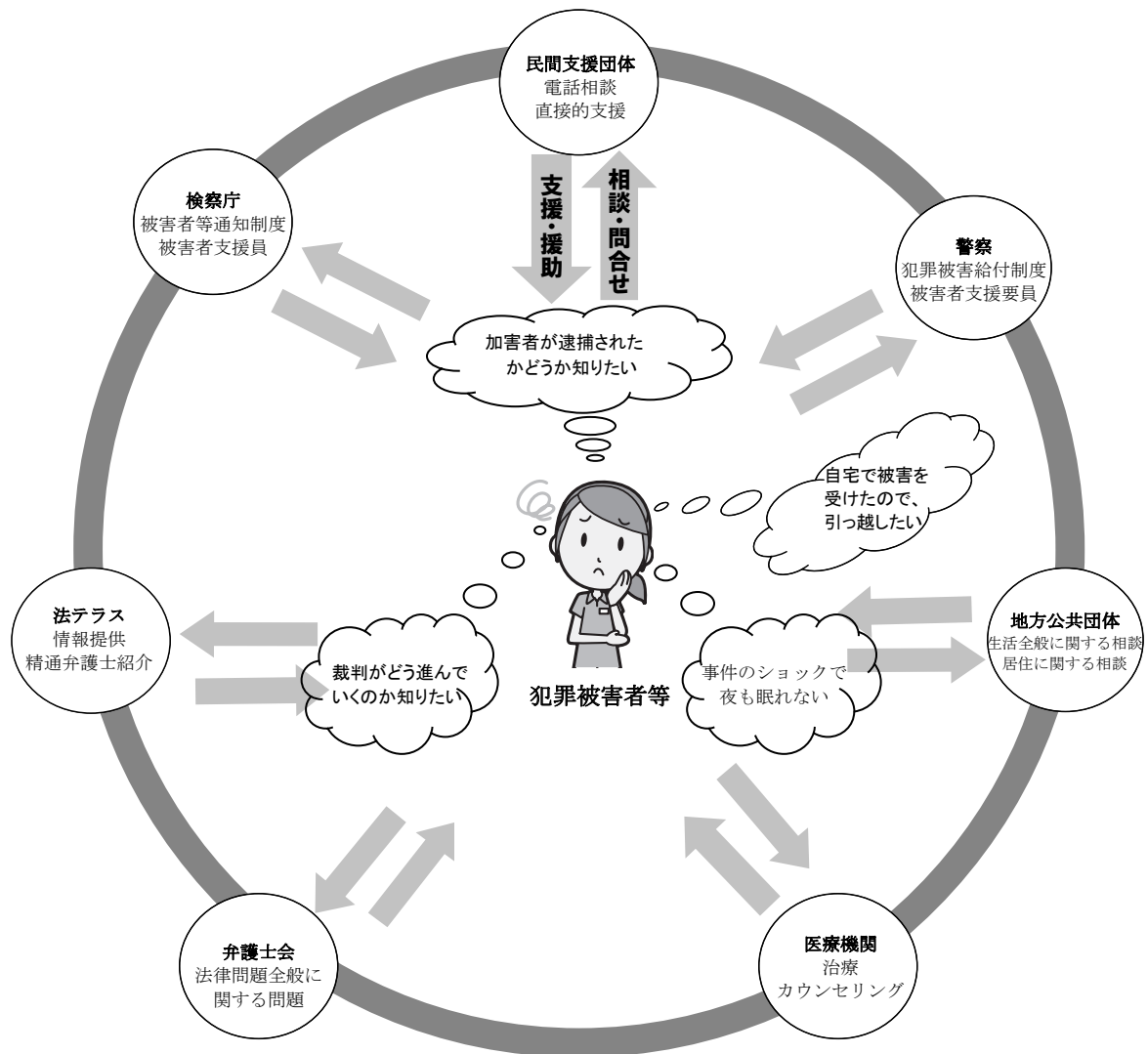
1 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》

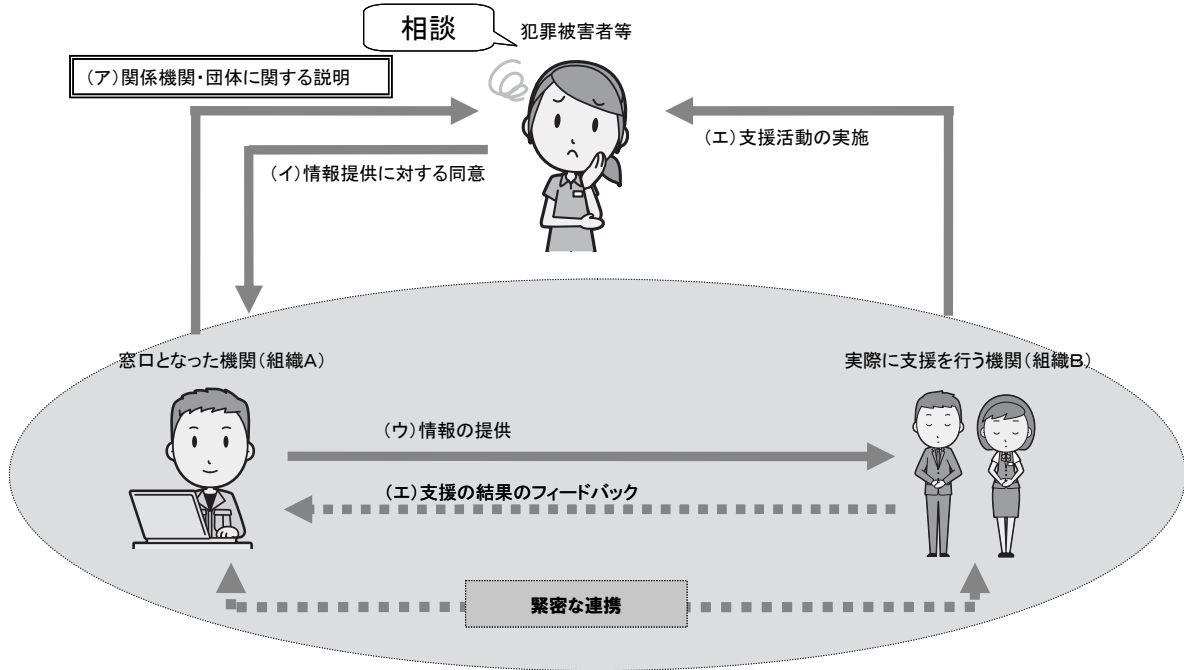


2 関係機関・団体の連携の実際

(1) 基本的な連携の流れ

《フロー図》

※「窓口となった機関」と「実際に支援を行う機関」が異なる場合



ア 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務

があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望した場合、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

ウ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。（※関係機関・団体間における伝達については、例として、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式（様式2）」（P176）を掲げました。）

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確

約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

エ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

オ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

(2) 連携の際の留意点

ア 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

イ 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えることがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

ウ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、他機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

エ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

第4章 各機関・団体における支援業務

- 注)・網掛けがしてある支援・制度は、犯罪被害者等に特化した支援・制度です。
- ・(支援概要)において、費用に関する記載のないものは、無料です。
 - ・(対象要件等)の記載がないものは、犯罪被害者等すべての方が対象となります。

<総合的な対応>

1 県

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援総合窓口を設け、犯罪被害者等への相談先を紹介する業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

相談窓口業務

(支援概要)

総合窓口では、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(総合窓口)

県民生活環境部交通・地域安全課（電話 095-895-2316）

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

※県が行う具体的な支援については、該当する項目欄に記載しています。

2 市町

(組織の紹介)

長崎県内ではすべての市町に、犯罪被害者等支援の総合対応窓口を設け、犯罪被害者等への相談先を紹介する業務を行っています。

以下、主な支援制度について掲載しています。詳細は住所地の市町へお尋ねください。

1 相談業務

(支援概要)

総合対応窓口では、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

2 犯罪被害者等見舞金

(支援概要)

各市町の犯罪被害者等支援条例に規定している見舞金支給制度に基づき、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、次の見舞金の支給を行っています。

(対象要件等)

詳しくは、各市町の犯罪被害者等支援担当課にお問い合わせください。

- ・ 遺族見舞金 30万円
- ・ 重傷病見舞金 10万円

3 死亡一時金

(支援概要)

第1号被保険者として、国民年金保険料を3年以上納めた人が、いずれの年金も受けないまま死亡し、その方（国民年金保険料を3年以上納めた人）によって生計を同じくしていた遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に支給されます。

4 死亡届

(支援概要)

死亡の届出を受理し、埋火葬許可証を発行します。

5 国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届

(支援概要)

国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の異動届を受理します。

6 遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金の被保険者か、老齢基礎年金受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた18歳未満の子どもがいる配偶者や、子どもに支給されます。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。または、令和8年3月31日以前の死亡の場合は、死亡日において死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。
- 2 死亡した方に生計を維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、または、1、2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

7 葬祭費の支給

(支援概要)

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が亡くなった時、申請により葬祭を行った人に支給されます。

8 火葬料補助金の交付

(支援概要)

故人の火葬費用について支払の一部を補助金として交付します。

9 特別障害者手当

(支援概要)、(対象要件等)

20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障害者に対し支給されます。

10 身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者総合支援法による障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、自立支援医療、補装具の交付及び修理、地域生活支援事業の利用、各種税の減免及び控除、運賃の割引、NHK受信料の減免などが障害の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能に永続する障害がある方

11 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中に初診日がある病気やけががもとで一定の障害の状態にある場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や、被保険者であった方で日本国内に住所のある20歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること
 - ・初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内に傷病が治った日に、1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までが被保険者期間であり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。又は、初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。
 - ・老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていないこと。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障害の状態にあること。

12 特別児童扶養手当

(支援概要)、(対象要件等)

20歳未満の心身に中度または重度の障害のある児童を監護している保護者に支給します。

ただし、以下の場合は手当を受けられません。

- ① 子どもが児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- ② 対象児が障害を事由とする公的年金を受けとることができるとき
- ③ 所得制限を越えた場合

13 障害児福祉手当

(支援概要)、(対象要件等)

20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の障害児に対して支給されます。

ただし、以下の場合は手当を受けられません。

- ① 子どもが児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- ② 障害を事由とする公的年金を受けとることができるとき
- ③ 所得制限を越えた場合

14 住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカー、児童に虐待を加える者から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの住所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・住民基本台帳に記載されている方、戸籍の附票に記載されている方、又は固定資産を有する方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

15 虐待を発見した場合の通告

(支援概要)

子ども虐待を疑った場合の通告を受けて対応します。

16 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、所得税や住民税の控除や自動車税等の減免、NHKの受信料の減免、県内の乗り合いバスや電車、タクシー、船舶運賃の割引等が障害の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方
- ・対象となるのは、全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。
統合失調症、うつ病、そううつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障害、その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

17 自立支援医療費支給制度

(支援概要)、(対象要件等)

自立支援医療費の支給としては、精神通院公費（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術により障害等が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる18歳未満の方）、更生医療（身体上の障害・疾患があり手術により障害等が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる18歳以上の方）にかかる費用の負担を軽減する制度です。

※原則1割ですが、所得に応じて1月当たりの負担限度額が設定されています。

18 障害者医療費助成制度

(支援概要)

一定以上の心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について、一部又は全額を助成します。ただし、健康保険等から支給される付加給付金や高額療養費を除きます。所得額により支給できない場合があります。

19 乳幼児医療費助成制度

(支援概要)

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部または全額を助成します。ただし、健康保険等から支給される付加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

市町により対象年齢が異なります。

ただし、以下のいずれかに該当する乳幼児は対象にならない。

- ・各種医療保険に加入していない乳幼児
- ・生活保護を受けている乳幼児

※詳細は、住所地の市町へお尋ねください。

20 ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対して、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について、一部または全額を助成します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

市町内に住所があり、20歳未満の児童を監護しているひとり親等の父又は母及びその18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童、父母のない18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童

ただし、下記のいずれかに該当する世帯は対象にはならない。

- ・所得が、児童扶養手当法で定める全額支給停止に相当する額である場合

第4章 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- ・各種医療保険に未加入、若しくは被保険者が児童の養育者以外の場合（国民健康保険は除く）
- ・生活保護を受けている世帯

21 母子父子寡婦福祉資金貸付金

（支援概要）

ひとり親家庭の母又は父やその扶養している児童並びに寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

（対象要件等）

- ・「ひとり親家庭の母又は父（配偶者のない女子及び男子で20歳未満の子を扶養しているもの）及びその扶養する児童」「父母のない児童」「寡婦」「40歳以上の配偶者のない女子及び男子であってひとり親家庭の母又は父及び寡婦以外のもの」

22 高等職業訓練促進給付金等事業

（支援概要）

ひとり親家庭の母又は父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活費の負担軽減を行います。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に修了支援給付金を支給します。

（対象要件等）

市町内に住所を有する20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たしている方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準である方
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難である方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給したことがない方、同様の高等技能訓練促進費を受給したことがない方

23 自立支援教育訓練給付金事業

（支援概要）

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の母又は父に対して、講座終了後に受講料の一部を支給します。受講前に申請が必要です。

（対象要件等）

市町内に住所を有する20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たしている方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準である方
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要と認められる方
- ・原則、過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない方

24 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母又は父及び養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・市町内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母又は父及び養育する者
 - ・父母が婚姻を解消した児童
 - ・父又は母が死亡した児童
 - ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
 - ・父又は母が重度の障害を有する児童
 - ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・婚姻によらないで生まれた児童 など
- ただし、様々な支給制限がある。

25 母子家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

ひとり親家庭等自立促進センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供、養育費の相談・支援など総合的支援を行います。

(対象要件等)

- ・ひとり親家庭・寡婦等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）

26 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(支援概要)

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等自立促進センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

- ・児童扶養手当受給者（DV被害者であって児童扶養手当の受給を受けることが見込まれる方も対象）

27 要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

市町内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

28 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する子どもを養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

・市町内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

ただし、対象児童が施設に入所している場合や里親等に預けられている場合は、施設の設置者、里親等に支給されます。

29 認可保育所・認定こども園保育料減免

(支援概要)

特別の事情により保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(対象要件等)

・災害等により、保育料の納入が困難となった方など

(専門窓口)

各市町保育担当課

30 一時保育（一時預かり）

(支援概要)

保護者の様々な事情により、一時的に保育が必要な就学前児童を保育所・認定こども園で預かります。

※ 利用料金は有料です。

※ 実施や受入状況は施設によって異なります。

31 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急・一時的に児童、母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設において一時的に

養育・保護を行っています。

※所得に応じて利用料がかかります。

※各市町において取り扱いが異なる場合があります。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

32 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※所得に応じて利用料がかかります。

※各市町において取り扱いが異なる場合があります。

(対象要件等)

- ・保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

33 育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）

(支援概要)

市町がファミリー・サポート・センター（子どもの預かり等、子育ての援助を行いたい人と、援助を受けたい人との会員組織）を設立し、相互援助活動に関するコーディネート、アドバイス等を行います。

34 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

35 外国人住民相談等

(支援概要)

在留外国人からの相談に対応します。

36 いじめ・不登校等教育相談

(支援概要)

教育相談員、臨床心理士等の相談、カウンセリングによる児童生徒・保護者の心のケア等を行います。

37 交通事故相談

(支援概要)

交通事故被害者やその家庭が抱えている損害賠償問題や更生問題等に係る相談について対応します。

38 犯罪被害者等の公営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居を許可する市町があります。入居期間は市町によって異なります。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ① 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

39 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が公営住宅の入居要件に該当する場合に、優先入居の取扱いが可能な市町があります。

(対象要件等)

上記「犯罪被害者等の公営住宅への一時入居」と同じ。

40 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居

(支援概要)

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居を許可する市町があります。入居期間は市町によって異なります。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者

41 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が公営住宅の入居要件に該当する場合に、優先入居の取扱いが可能な市町があります。

(対象要件等)

上記「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居」と同じ。

3 警察

(組織の紹介)

捜査機関として被害の届出を最初に受け付けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査への協力の依頼、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(専門窓口)

警察本部犯罪被害者支援室 095-820-0110（内線 2201～2204）、各警察署警務課

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(専門窓口)

各警察署担当課

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、交番等の地域警察官が犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(専門窓口)

各警察署担当課

各種専門窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察安全相談室を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の専門窓口を設けています。

(専門窓口)

全国統一の相談専用電話	# 9110
警察相談の総合受付(警察本部警察安全相談室)	095-823-9110
犯罪被害者等給付金に関する相談 (警察本部犯罪被害者支援室)	095-820-0110 (内線 2201～2204)
ストーカーDVに関する相談(警察本部人身安全対策課)	095-820-0110 (内線 3043)
性犯罪被害に関する相談(警察本部捜査第一課)	# 8103 (0120-003-682)
悪質商法に関する相談(警察本部生活環境課)	0120-110874
暴力団に関する相談(警察本部組織犯罪対策課)	0120-110874
犯罪の被害を受けた少年に関する相談(警察本部少年サポートセンター)	0120-786714

カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する部内の臨床心理士・公認心理師や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(専門窓口)

警察本部犯罪被害者支援室 095-820-0110 (内線 2201～2204) 又は各警察署警務課

犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的被害の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ① 遺族給付金：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族

- ② 重傷病給付金：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給

(対象要件等)

- ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人

- ③ 障害給付金：障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

(専門窓口)

警察本部犯罪被害者支援室 095-820-0110（内線2201～2204）

診断書料等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等作成に要する費用を公費で支出します（一定の要件があります。）。

(対象要件等)

- ・傷害等身体犯の被害者

(専門窓口)

各警察署警務課

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

- ・再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要

第4章 各機関・団体における支援業務
＜総合的な対応＞

がある犯罪被害者等

(専門窓口)

警察本部刑事総務課 095-820-0110 又は各警察署担当課

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による聴取、性犯罪被害専門窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の公費支出（初診料、診断書料、処置料、検査費用、緊急避妊費用等）を行っています。公費支出には一定の要件があります。

(専門窓口)

各警察署担当課又は警察本部捜査第一課 095-820-0110

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年専門窓口を設置し、専門職員等による助言・指導支援等を行っています。

(専門窓口)

警察本部少年サポートセンター 0120-786714

警察本部犯罪被害者支援室 095-820-0110（内線 2201～2204）

子ども虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、スクールサポーター、少年補導職員等による児童との面接相談、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(専門窓口)

警察本部少年サポートセンター 0120-786714

各警察署担当課

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言及び援助、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(専門窓口)

警察本部組織犯罪対策課 0120-110874

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口等の紹介を行っています。

(専門窓口)

各警察署担当課

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(専門窓口)

警察本部人身安全対策課 095-820-0110 (内線 3043)、各警察署生活安全課 (係)

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(専門窓口)

警察本部人身安全対策課 095-820-0110 (内線 3043)、各警察署生活安全課 (係)

一時避難場所借上料支出

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、または、自宅が破壊されるなど居住が困難で、居住場所を確保できない場合などには、一時的に避難するための宿泊場所を確保し、その経費について公費で支出します。

(対象要件等)

- ・自宅が犯罪行為の現場となり、破壊等により物理的に居住が困難であったり、自宅にとどまれば精神的な二次的被害を受ける場合など

(専門窓口)

各警察署警務課

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で支出しています。

(専門窓口)

警察本部犯罪被害者支援室 095-820-0110 (内線 2684～2686)

4 海上保安庁

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

その他の支援

(支援概要)

1. 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2. 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととされています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

長崎海上保安部

〒850-0921 長崎市松ヶ枝町7-29 港湾合同庁舎

TEL 095-827-5133 FAX 095-827-5133

執務時間：8:30～17:15

執務時間外については当直勤務者にて対応

ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/nagasaki/>

佐世保海上保安部

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1

TEL 0956-31-4842 FAX 0956-31-4842

執務時間：8:30～17:15

執務時間外については当直勤務者にて対応

ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/sasebo/>

対馬海上保安部

〒817-0016 対馬市巖原町東里341-42

TEL 0920-52-0640 FAX 0920-52-0640

執務時間：8:30～17:15

執務時間外については当直勤務者にて対応

ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/tsushima/>

5 法テラス

(組織の紹介)

平成18年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、(1)刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、(2)犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、(3)犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

サポートダイヤル・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

(電話番号) 0120-079714 (「なくことないよ」) ※フリーダイヤル (無料)

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

- ・ I P 電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル (0570-078374 「おなやみなし」) も設け、情報提供しています。

DV等被害者法律相談援助

(支援概要)

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対して、法律相談を実施します。被害の防止に必要な面談のほか、相談であれば、刑事・民事問わず、弁護士による電話やオンラインによる相談ができます。

(対象要件等)

- ・ 利用は本人に限り、代理の方による相談は対象外です。
- ・ 一定の基準を超える資産 (以下、《資産基準》参照。) を有する方は、後日、相談料 (5,500円) の負担があります。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること。

※なお、DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することになると認められる費用の額 (治療費など) は、現金・預貯金の合計額から控除します。

国選被害者参加弁護士の選定に関する業務

（支援概要）

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受け、その意見を聴いた上で、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・資力（現金・預金等）に関する基準額（200万円未満）に該当すること（6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）（※平成25年12月1日改正施行）

被害者参加旅費等支給制度

（支援概要）

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費（交通費）と日当を支給する制度です。

出席する裁判所が遠方のためなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支給されます。

民事法律扶助業務

（支援概要）

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立替えを行います。

※ 費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

（対象要件等）

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

日弁連委託援助業務

（支援概要）

犯罪被害者や子どもに対する法律援助業務として、日本弁護士連合会（日弁連）から弁護士費用を援助する事業を委託されています。

詳細は、P 66（長崎県弁護士会）もしくは法テラスのホームページを御覧ください。

(窓口)

法テラス長崎

〒850-0875 長崎市栄町 1-25

TEL 050-3383-5515

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

(受付時間) 平日 9:00～17:00 土日・祝日除く

6 弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている弁護士と弁護士法人を会員とする法人です。

犯罪被害者支援

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談を行います。また、被害者本人や家族から依頼を受け代理人として、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関(検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など)・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集などを行います。

相談料は、30分程度5,500円(税込)ですが、一定の要件を満たす場合、日弁連委託援助業務の利用により相談料や弁護士費用等の援助を受けることができます。

子どもの虐待に関する支援

(支援概要)

児童虐待、学校もしくは保護施設における体罰、いじめその他の事由により人権救済を必要とし、かつ、貧困、遺棄、無関心、敵対その他の理由により親権者ないし親族から協力を得られない20歳未満の子どもに対し、弁護士を紹介する長崎県弁護士会の「子ども担当弁護士制度」(コタン制度)があります。相談料は無料です。一定の要件を満たす場合、日弁連委託援助業務の利用により弁護士費用等の援助を受けることができます。

日弁連委託援助業務

弁護士費用を援助する日本弁護士連合会(日弁連)の業務を、法テラスに委託しています。この「日弁連委託援助業務」は9つあり、そのうち2つが犯罪被害者等に関する援助業務です。

1 犯罪被害者法律援助

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、弁護士費用等を援助する制度です。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方又はその親族若しくは遺族
 - ・収入等の要件に該当すること
 - ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること
 - ・弁護士を通じて申込むことが必要
- ※要した費用について負担をしていただく場合があります。

2 子どもに対する法律援助

(支援概要)

児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子ども（18歳未満）についての行政機関（主に児童相談所）との交渉代理や、虐待を行う親との交渉代理等、児童虐待について刑事告訴手続の代理等の弁護士費用等を援助します。

また、虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停や審判手続等の法的手続代理の弁護士費用を援助します。

(対象要件等)

- ・貧困、遺棄、無関心、敵対その他の理由により、その子どもの親権者及び親族から協力を得られない場合に限られます。保護者等に解決の意思がある場合は、法テラスの民事法律扶助制度を利用する方法もあります。
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること
- ・弁護士を通じて申込むことが必要

※援助した報酬・費用について負担はありませんが、援助活動の結果、示談が成立して現実に利益が得られた場合は、成功報酬を負担していただきます。

(お問い合わせ)

長崎県弁護士会

〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階

TEL 095-824-3903

FAX 095-824-3967

受付時間：10:00～16:00

ホームページ <https://www.nben.or.jp> （長崎県弁護士会）

7 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員(被害者支援について専門的な知識と経験を有する者)による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

(専用電話相談) 095-820-4977(犯罪被害全般)

月曜日～金曜日 9:30～17:00(土日祝日、年末年始除く)

(面接相談)

電話相談のうえ予約が必要。弁護士、臨床心理士の専門相談も行います。

直接的支援

(支援概要)

希望に応じて、警察・裁判所・医療機関・関係機関等への付き添い等を行います。

自助グループへの支援

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士の交流会を開催しています。

性暴力被害者支援 サポートながさき

(支援概要)

性暴力の被害に遭われた方が、安心して相談でき、医療面のケアを含め、必要な支援を行っています。必要に応じ、医療機関や関係機関などへの付添、紹介を行います。

(専用電話相談) 095-895-8856(女性相談員が対応)

全国共通フリーダイヤル 0120-8891-77

全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくワン(ストップ))

月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始除く)

上記以外の夜間・休日はコールセンターが対応します。

(緊急時は当センターでオンコール対応)

(面接相談)

電話相談のうえ予約が必要。弁護士、臨床心理士の専門相談も行います。

(直接的支援)

- ・付添い支援
医療機関、警察、裁判所等への付き添いを行います。
- ・医療支援
医療支援が必要な場合、性暴力被害者支援に理解のある医療機関を紹介します。
- ・カウンセリング
カウンセリングが必要な方には、臨床心理士を紹介します。
- ・法律相談
法律相談を希望される方には、弁護士を紹介します。

※医療支援・カウンセリング・法律相談については、費用の助成制度があります（条件あり）。

(窓口)

公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター
(長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)
〒850-0057 長崎市大黒町 3-1 (交通産業ビル 4F)
TEL 095-820-4978
FAX 095-820-4377
ホームページ <https://www.nagasaki-vs.jp/>

8 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟等
- ・学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟等

第4章 各機関・団体における支援業務
＜総合的な対応＞

(申出先)

警察本部犯罪被害者支援室又は各警察署警務課

支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

・犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先)

公益財団法人 犯罪被害救援基金

(窓口)

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

9 自助グループ

(組織の紹介)

被害当事者の方たちが自ら立ち上げた被害当事者の方のグループです。目的や活動内容は、団体によって異なります。

自助グループへの参加

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士でお互いの気持ちや経験を語り合います。

(専門窓口)

公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター (電話 095-820-4978)

＜司法関連＞

(再掲) 法テラス：日本司法支援センター (長崎地方事務所)

(再掲) 弁護士会

10 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口)

長崎地方検察庁 被害者ホットライン TEL (FAX) 095-822-4477

被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。)

(申出先)

事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先)

事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先)

事件を取り扱った検察庁

(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先)

事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先)

事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

（支援概要）

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件については P. 65 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

（対象要件等）

殺人、傷害、強制性交等、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件

（申出先）

事件を取り扱った検察庁

国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）

へ→P64 参照

被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を取り扱った検察庁

被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を

支給しています。

(対象要件等)

- ・刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先)

支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の公判中の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙150円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口)

長崎地方検察庁 被害者ホットライン

〒850-8560 長崎市万才町9-33

TEL 095-822-4477 FAX 095-822-4477

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝休日を除く）

（夜間・土・日・祝休日は留守番電話、ファクス利用可）

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html

検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/top.shtml>

11 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

自助グループへの参加

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、裁判所の許可を得て刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙150円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

事件を審理している裁判所

意見陳述

→P72 参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間についてを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先)

検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

→P73 参照

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P73 参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙2,000円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害等の一定の刑事事件について
- ・被害者
- ・被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件

(申出先)

事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※申立手数料として収入印紙2,000円が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、

直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
（申出先）
事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/208001.pdf

12 家庭裁判所

（組織の紹介）

20歳未満の非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

事件記録の閲覧・コピー

（支援概要）

原則として、裁判所の許可を得て審判を開始する決定があった少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙150円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

（支援概要）

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の

重大事件によって

1. 被害者が亡くなった場合

- ・亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹）

2. 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>
少年犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h29syounenn_higaisya.pdf

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h29syounenn_boutyou.pdf

13 司法書士会

（組織の紹介）

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成を手掛けています。また、認定司法書士は簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（訴額が140万円以下）も行っています。

総合相談センター

（支援概要）

犯罪被害にあった後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成などについて相談に応じています。請求内容が140万円以下のものであれば、認定司法書士は、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所に訴状等を提出してこれらの請求を行うことができます。

※相談料は無料。

(窓口)

司法書士総合相談センター長崎

〒850-0874 長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館本館6階

TEL 095-823-4895

司法書士総合相談センター佐世保

〒857-0041 佐世保市木場田町3-34 土井総合ビル2F

TEL 095-823-4895

司法書士総合相談センター県央

〒854-0016 諫早市高城町5-25 高城会館

TEL 095-823-4895

(問合せ先) 長崎県司法書士会 TEL 095-823-4777

ホームページ <http://shoshikai-nagasaki.com/>

日本司法書士会連合会 <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

＜刑事施設・保護観察所等＞

14 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

15 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

16 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

17 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

少年鑑別所（上記少年鑑別所部分参照）

18 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1. 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
2. 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など) 又は兄弟姉妹

(申出先)

- 1 については、事件を取り扱った検察庁
- 2 については、少年鑑別所

19 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など) 又は兄弟姉妹

(申出先)

加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1. 加害者が刑事処分になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
2. 加害者が保護処分になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先)

- 1については、事件を取り扱った検察庁
- 2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(窓口)

長崎保護観察所
〒850-0033 長崎市万才町8-16 法務合同庁舎4階
TEL 095-822-5175 (代)、095-822-5184 (被害者担当)
FAX 095-821-2178
受付時間 9:00～17:00 (予約不要)

＜人権・外国人対応＞

20 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(専門窓口)

法務局・地方法務局又はその支局
受付時間／平日 8:30～17:15

特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ)

法務局・地方法務局又はその支局

みんなの人権110番

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルでいろいろな人からの人権相談に応じています。

(専門窓口)

0570-003-110
受付時間／平日 8:30～17:15

子どもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どものことに関する人権相談に応じています。

(専門窓口)

0120-007-110 (無料)
受付時間／平日 8:30～17:15

第4章 各機関・団体における支援業務
＜人権・外国人対応＞

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで人権相談に応じています。

(専門窓口)

0570-070-810

受付時間／平日 8:30～17:15

外国人のための人権相談所

(支援概要)

通訳を介して面談による人権相談に応じています。

(専門窓口)

法務局・地方法務局の本局

受付時間／平日 9:00～17:00

外国語人権相談ダイヤル

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

(専門窓口)

0570-090-911

受付時間／平日 9:00～17:00

インターネット人権相談受付窓口 (SOS-e メール)

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口 (SOS-e メール) を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

(専門窓口)

<https://www.jinken.go.jp/> (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

ホームページ

法務省人権擁護局 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

21 長崎県人権教育啓発センター

(組織の紹介)

長崎県人権・同和対策課内に設置され、長崎県の人権教育・啓発活動の拠点施設であるとともに、人権問題に関する相談窓口を開設しています。

(設置場所) 長崎市尾上町 3-1 (県庁内)

相談受付

(支援概要)

人権問題全般について、広く相談に対応し、専門的な窓口のご紹介など関係機関と連携して、解決を支援します。

祝日、振替休日と年末年始を除き、土・日も含めて開設しています。

(受付時間) 9:00～17:00

(問い合わせ) 専用電話 095-826-5115

22 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口(外国人在留総合インフォメーションセンター等)を設置しております。電話や窓口、メールでのお問合せに多言語で対応しております。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

- ・詳細については、以下を参照。
- ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>
- ・人身取引撲滅について
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html

＜医療・福祉＞

23 精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談等、幅広く精神保健医療福祉全般の相談を実施しています。

(窓口)

長崎子ども・女性・障害者支援センター
(精神保健福祉課)

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22

TEL 095-846-5115

FAX 095-844-1849

受付時間：月～金 9:00～17:45

(祝祭日、年末年始を除く)

※来所相談の場合は、事前予約が
望ましい。



ホームページ：

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-shien-c/index.html>

24 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた（町は任意設置）「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。）。

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要)、(対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等の全てを活用しても、最低限度の生活の基準額を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

生活困窮者自立支援制度

(支援概要)、(対象要件等)

経済的に困窮し、生活保護に至るおそれのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うなどの支援を行います。

25 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。広域的・専門的な課題を把握するために、医師、保健師、栄養士等の医療保健福祉の専門職が働いており、心身の状況に総合的に対応することができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の案内を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師等が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に相談に乗ることができます。

そして、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

26 市町保健センター（市町担当課）

（組織の紹介）

市町が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。市町保健センターは地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

（支援概要）

医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の職員が、健康相談等に応じます。

27 社会福祉協議会

（組織の紹介）

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談・支援事業等を実施しています。

福祉サービスの提供等

（支援概要）

高齢者・障害者低所得世帯等に対して、各種福祉サービスの相談提供を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

（専門窓口）

市町社会福祉協議会

福祉サービスに関する相談業務

（支援概要）

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

（専門窓口）

運営適正化委員会

日常生活自立支援事業

（支援概要）

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

- ・認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な方であって、本事業の契約内容について理解できると認められる方

(専門窓口)

長崎県社会福祉協議会・基幹的社会福祉協議会

生活福祉資金

(支援概要)

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(専門窓口)

長崎県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会

28 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町や、市町から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて調整を行い、総合的、継続的に提供しています。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

29 医療機関

(組織の紹介)

医療を提供する場として、全国で約18万施設が存在します。医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み(医療機能情報提供制度)が設けられています。

(ホームページ)

ながさき医療機関情報システム <http://iryuu.pref.nagasaki.jp/>

医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。
また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

性犯罪被害者への対応

(支援概要)、(対象要件等)

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

30 長崎県臨床心理士会

(組織の紹介)

長崎県臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、県内外の関係機関や諸団体と連携して多くの地域支援活動等を行っています。

長崎県警察本部犯罪被害支援室からの依頼を受けて行っている「犯罪被害者や家族へのカウンセリング」も当会の重要な活動の1つです。

(窓口)

長崎県臨床心理士会

〒852-8145

長崎市昭和町1-2-18 千代田ビル 2F202

e-mail n.rinshikai@gmail.com

犯罪被害者や家族へのカウンセリング

(支援概要)

長崎県警察本部犯罪被害者支援室からの依頼を受けて、犯罪被害者やそのご家族へのカウンセリングを行っています。被害者支援に熟達した臨床心理士が、相談者の状態に応じて丁寧なアドバイスや精神面のケアを行います。被害を受けた時には、大きなショックを受け、重篤な急性ストレス反応が出現することがありますので、必要に応じてストレス症状のチェックなども行います。また、病院受診の必要がある場合は、対応可能な施設を紹介しています。

(窓口)

長崎県警察本部犯罪被害者支援室
長崎市尾上町 3-3
TEL 095-820-0110 内線 2201, 2202

自助グループ支援

(支援概要)

民間の被害者支援団体と連携して、自助グループの形成や活動の支援を行っています。

3 1 一般社団法人 長崎県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・ 児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
- ・ 身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等）
- ・ 生活保護関係施設（救護施設、更生施設等）
- ・ 社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- ・ 母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・ 医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見人等の紹介・受任

(支援概要)

判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

(窓口)

一般社団法人 長崎県社会福祉士会
〒852-8104
長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター県棟 5 階
TEL (FAX) 095-848-6012 (平日 10:00～16:00)

32 長崎県精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士 (MHSW)」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持 (メンタルヘルスケア) に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関 (精神科病院、精神科クリニックなど)
- ・生活支援施設 (介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設)
- ・福祉行政の関連機関 (保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など)
- ・その他 (社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など)

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

＜就労関連＞

3 3 労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の請求・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口)

各労働基準監督署

3 4 ハローワーク（公共職業安定所）

(組織の紹介)

国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(専門窓口)

各ハローワーク（公共職業安定所）

3 5 長崎県人材活躍支援センター・フレッシュワーク

(組織の紹介)

若年、中高年、女性、高齢者等、様々な求職者を対象とした県の就職支援施設です。

(支援内容)

- ・個別カウンセリング、適職診断、求人情報提供
- ・就職基礎セミナー（応募書類の書き方、模擬面接、求人情報活用の仕方）

(専門窓口)

① 長崎県人材活躍支援センター (②以外)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F TEL 095-843-6642
月～金 10:00～18:30 ※祝日、西洋館休館日を除く

② 長崎県人材活躍支援センター (フレッシュワークコーナー)

〈概ね44才以下の若年求職者対象〉

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F TEL 095-843-6640
月～金 10:00～18:30

※祝日、西洋館休館日を除く。なお、長崎県人材活躍支援センターは、
長崎西洋館の令和5年5月末の閉館に伴い移転予定。詳細は雇用労
働政策課にお問い合わせください。

③ 長崎県人材活躍支援センター佐世保

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 長崎県県北振興局内
TEL 0956-24-7431

36 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内等に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口)

各総合労働相談コーナー

37 労働相談情報センター

(組織の紹介)

県の機関であり、職場で起こる様々なトラブルを解決するための皆さまの身近な相談の場です。ご一緒に解決の方向を考えます。

(支援内容)

賃金、労働時間、解雇・退職などの労働条件や労使関係などの労働問題全般について、働く方、経営者の方、双方からのご相談に応じています。職員による相談のほか、弁護士による相談も利用できます。

(専門窓口)

① 長崎労働相談情報センター

長崎市尾上町 3-1 長崎県雇用労働政策課内

TEL 095-821-1457

TEL 0120-783-258 又は 0120-783-369

月～金（祝祭日を除く） 9:00～17:45

② 佐世保労働相談情報センター

佐世保市木場田町 3-25 長崎県北振興局内

※電話相談はすべて長崎労働相談情報センターで対応します。

水（祝祭日を除く） 10:00～17:00

38 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部

(組織の紹介)

高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための業務等を行っています。

長崎支部

〒854-0062 諫早市小船越町 1113

TEL 0957-22-5471

ホームページ：<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagasaki/index.html>

ポリテクセンター長崎

〒854-0062 諫早市小船越町 1113

TEL 0957-22-5471

ホームページ：<https://www3.jeed.go.jp/nagasaki/poly/>

ポリテクセンター佐世保

〒859-3242 佐世保市指方町 668

TEL 0956-58-3118

ホームページ：<https://www3.jeed.go.jp/sasebo/poly/>

長崎障害者職業センター

〒852-8104 長崎市茂里町 3-26

TEL 095-844-3431

ホームページ：<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/nagasaki/index.html>

39 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

国または都道府県が設置、運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校の5種類の施設が含まれます。

職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(対象要件等)

求職者

(専門窓口)

長崎高等技術専門校 095-887-5671

佐世保高等技術専門校 0956-62-4151

40 長崎県ひとり親家庭等自立促進支援センター

(組織の紹介)

県と長崎市が共同で実施している施設で、安定した就業が困難なひとり親家庭の母又は父、寡婦等の自立促進のために、就業相談、就業支援講習会の実施、就業支援サービスの情報提供、養育費の取り決めなど専門家による相談など継続的な生活へ助言等、ひとり親等への総合的支援を行っています。

(就業支援・相談等)

来所出来ない方については、電話・メール・LINE・オンラインでの相談等対応します。

また、法律問題についての無料相談（※要事前相談）や、関係機関等への同行支援も行っています。

(対象要件等)

ひとり親家庭の母又は父、寡婦等

(窓口)

長崎県ひとり親家庭等自立促進支援センター

(通称：YELL (エール) ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館M2階

TEL 095-813-0800

電子メール yell@nagasaki-boshikai.jp

ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

LINE



<住居>

41 県(住宅課)

犯罪被害者等の県営住宅への一時入居(目的外使用)

(支援概要)

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな犯罪被害者等(DV被害者については別途後述)が住宅に困窮している場合に、本来の入居対象者向けの住戸以外に提供可能な住戸があるときは、当該被害者等の申請に基づいて県営住宅への一時的な入居(目的外使用)を受付しています。

ただし入居期間は原則として3か月以内(最長1年間を限度として、3か月毎の更新は可能)ですので、その後の住居についての準備が必要です。

(対象要件等)

次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(専門窓口)

土木部住宅課(電話 095-894-3102)

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居(正式入居)

(支援概要)

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな犯罪被害者等(DV被害者については別途後述)で、その住宅に困窮している実情に応じて、県営住宅への優先入居(正式入居)の取扱いができます。

ただし他の入居資格等については一般の入居対象者に準じます。

(対象要件等)

上記の「犯罪被害者等の県営住宅への一時入居」と同様です。

(専門窓口)

土木部住宅課（電話 095-894-3102）

DV被害者の県営住宅への一時入居（目的外使用）

(支援概要)

いわゆるDV被害者（配偶者からの暴力被害者）が住宅に困窮している場合に、本来の入居対象者向けの住戸以外に提供可能な住戸があるときは、当該被害者の申請に基づいて県営住宅への一時的な入居（目的外使用）を受付しています。

ただし入居期間は原則として3か月以内（最長1年間を限度として、3か月毎の更新は可能）ですので、その後の住居についての準備が必要です。

(対象要件等)

次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①配偶者暴力防止等法の規定による一時保護・保護・母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない被害者
- ②配偶者暴力防止等法の規定により裁判所が発した命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない被害者

(専門窓口)

土木部住宅課（電話 095-894-3102）

DV被害者の県営住宅への優先入居（正式入居）

(支援概要)

いわゆるDV被害者（配偶者からの暴力被害者）で、その住宅に困窮している実情に応じて、県営住宅への優先入居（正式入居）の取扱いができます。

ただし他の入居資格等については一般の入居対象者に準じます。

(対象要件等)

上記の「DV被害者の県営住宅への一時入居」と同様です。

(専門窓口)

土木部住宅課（電話 095-894-3102）

＜女性・子ども＞

4 2 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

都道府県が設置する婦人相談所やその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこともあります。

相談業務等

(支援概要)

性別を問わず、配偶者（事実婚や同棲相手、元配偶者等を含む）からの暴力被害者（DV被害者）に対し、暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下の業務を行います。

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

※一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなります。

(DVとは)

「身体に対する暴力」だけでなく、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」である精神的な暴力、性的な暴力、経済的暴力なども含みます。

(専門窓口)

長崎こども・女性・障害者支援センター（婦人相談所）	095-846-0565
佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5125
長崎市配偶者暴力相談支援センター	095-826-4417
南島原市配偶者暴力相談支援センター	0957-73-6655

配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府HP）

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

4.3 男女共同参画推進センター（自治体担当課）

（組織の紹介）

県、市町が設置している施設で、男女共同参画に関する研修や情報提供、女性グループや団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な活動を行っています。

相談業務等

（支援概要）

相談員による電話相談や面接相談などを行っています。法律相談や心の相談など、弁護士や専門カウンセラー等が相談に応じる専門窓口もあります。

（専門窓口）

（窓口）

長崎県男女共同参画推進センター

〒850-8570 長崎市尾上町3-1（長崎県庁2階）

TEL：一般相談 095-822-4730

男性相談 095-825-9622

FAX：095-822-4739

受付時間：一般相談 平日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

男性相談 毎月第2・第4水曜日（祝日・年末年始を除く）

18：00～21：00

予約の要否：電話相談 否

面接相談 要

（窓口）

長崎市人権男女共同参画室 アマランス相談

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-826-4417（相談専用電話）

受付時間：

毎日（年末年始を除く） 10：00～12：00 13：00～16：00

水曜夜間電話相談（祝日を除く） 18：00～20：00

※いずれも予約優先

その他：一時保護施設はありません。

相談内容に応じて、法律相談、心の健康相談を受けることもできます。

(窓口)

佐世保市人権男女共同参画課女性相談室

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10 (佐世保市役所 12 階)

TEL 0956-24-6180 (相談専用電話)

相談受付時間 月～金 (土日、祝日、年末年始を除く) 8:30 ～ 17:00

(窓口)

諫早市男女共同参画推進センター ひと・ひと

〒854-0016 諫早市高城町 5-25 高城会館 2 階

TEL 0957-24-1580

相談受付時間 毎日 (年末年始を除く) 9:00～16:00

(窓口)

大村市男女共同参画推進センター ハートパル

〒856-0825 大村市西三城町 8 大村市総合福祉センター3 階

TEL 0957-54-8715

相談受付時間 月～金 (土日、祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

(窓口)

雲仙市男女共同参画センター (雲仙市地域振興部地域づくり推進課内)

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714

TEL 0957-38-3111

相談受付時間 月～金 (土日、祝日、年末年始を除く) 8:30 ～ 17:15

4 4 婦人相談所

(組織の紹介)

婦人保護事業実施の中核機関として、売春防止法第 34 条に基づき、各都道府県に設置された後、売春を行うおそれのある女子の相談に留まらず、その他の問題を抱える女性の様々な相談に応じています。配偶者暴力防止法成立により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられ、さらに人身取引被害者、ストーカー被害者へと支援の対象は拡大され続けてきました。

そして、令和 4 年 5 月 19 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、婦人保護事業の根拠法となりました。

相談業務

(支援概要)

様々な支援を必要としている女性から相談を受けています。必要な場合は一時保護を行い、自立に向けての支援を行っています。幅広い問題について相談を受けるため、各関係機関と連携をとりながら、相談者自身が選択していけるよう必要な情報を提供しています。

配偶者暴力相談支援センター (P101) としての機能を持っています。

(婦人相談所の専門窓口)

長崎こども・女性・障害者支援センター (女性支援課) 095-846-0560

(婦人相談所以外の県の相談窓口)

佐世保こども・女性・障害者支援センター (こども・女性支援課) 0956-24-5125

4 5 婦人保護施設

(組織の紹介)

婦人保護事業における施設で、自立に向け、中長期に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する施設です。都道府県や社会福祉法人などが設置しています。

配偶者からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。

(相談先)

長崎こども・女性・障害者支援センター (女性支援課) 095-846-0560

46 民間シェルター

(組織の紹介)

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず、相談への対応、被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

緊急一時保護等

(支援概要)

被害者が安心して一時的に滞在できる宿泊場所を提供しています。相談への対応のほか、行政窓口、裁判所、医療機関などへの同行支援、就業等のサポート、自助グループなどを行う民間シェルターもあります。

※宿泊する際には、利用料が必要です。

(問い合わせ先)

配偶者暴力相談支援センター（P101 参照）

47 NPO法人 DV防止ながさき

(組織の紹介)

DV防止の啓発と被害当事者の支援のために、市民グループとして平成14年9月に発足しました。今日まで、啓発・相談・人材育成の3つを中心に活動しています。

電話相談・面接相談

(支援概要)

夫婦や恋人のDVなどについて、電話での相談や情報提供を行っています。

(電話相談)

095-832-8484 月・水 13:00～17:00、19:00～21:00

土 13:00～17:00

080-2794-8022 火 17:00～20:00

(面接相談) 予約制 ※上記相談電話にお問合せください。

SNS相談

月 15:00～20:00 <https://form.purple-nagasaki.jp/ja>



DV被害者の自立支援事業

(支援概要)

DV被害を受け、慣れない地域で生活をスタートした女性や母子へ、相談、同行、居場所づくりなどのサポートを行っています。

デートDV予防教育の実施

(支援概要)

若い世代へ非暴力、対等な男女のあり方を訴えるために、中・高校生～大学生を対象に直接学校へ出向いて実施する出前授業「デートDV防止授業」を実施しています。

DV根絶のための連続講座

(支援概要)

県内外からの精神科、警察、法律、児童相談所など各分野の専門家を講師として招き、連続講座を開催しています。

広報活動

(支援概要)

電話相談窓口の情報を知らせるリーフレット、カードの配布や賛助、寄附していただく方へ会報「グリーントマト」を年数回送付しています。

(連絡先)

〒850-8799 長崎中央郵便局私書箱第7号
DV防止ながさき宛
電子メール：dv_greentomato@yahoo.co.jp
FAX：095-832-8488

48 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どもの問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、より専門的な判断と対応が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(専門窓口)

長崎こども・女性・障害者支援センター（相談支援課） 095-844-6166
佐世保こども・女性・障害者支援センター（こども・女性支援課） 0956-24-5080

49 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、支援を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

県央児童家庭支援センター

(通称：ラポールセンター)

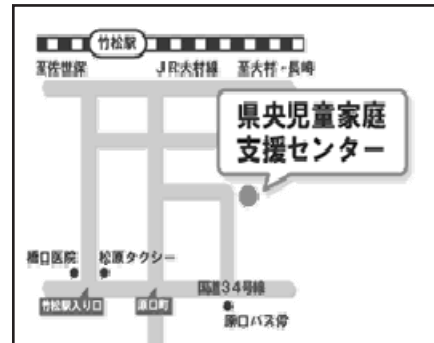
〒856-0811 大村市原口町 591-2

TEL 0957-55-9431 0957-49-0888

FAX 0957-49-0887

ホームページ

<http://www.kodomonioie.or.jp/sien.html>



みなみやまでこども家庭支援センターびいどろ

〒850-0931 長崎市南山手町 16-33 TEL 095-893-5231

児童家庭支援センターひだまり

〒855-0865 島原市船泊町丁 3289-1 TEL 0957-61-0502

50 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。

(相談窓口)

長崎こども・女性・障害者支援センター（相談支援課） 095-844-6166
佐世保こども・女性・障害者支援センター（こども・女性支援課） 0956-24-5080

5 1 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み)

居住地の福祉事務所

52 ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(問い合わせ先)

長崎県内には、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、長与町、時津町、波佐見町、新上五島町の14か所にあります。

ファミリー・サポート・センターながさき

受付時間：月～金 9:00～17:00（土日祝日、年末年始休み）

【長崎市社会福祉協議会】

TEL 095-829-6244 FAX 095-829-6245 〒850-0056 長崎市恵美須町4-5
NBC3rdビル3階

【長崎市保育会】

TEL・FAX 095-829-7714 〒850-0873 長崎市諏訪町9-12

ファミリーサポートセンター佐世保

受付時間：10:00～17:00（日祝日、第1・第3・第5土曜日、年末年始休み）

TEL 0956-42-1848 FAX 0956-42-4643 〒857-0024 佐世保市花園町101-1

島原市ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 9:00～17:00（土日祝日、年末年始休み）

TEL 0957-62-8003 FAX 0957-62-8018 〒855-8555 島原市上の町537
こども課内

諫早市ファミリー・サポート・センター

受付時間：月～金 9：00～17：00（火曜日、年末年始休み）

TEL 0957-46-5276 FAX 0957-46-5275 〒854-0013 諫早市栄町1-1
アエルウエスト2F

平戸市ファミリー・サポート・センター

受付時間：月～金 8：30～17：30（土日祝日、年末年始休み）

TEL 0950-22-2180 FAX 0950-22-3175 〒859-5121 平戸市岩の上町1466
平戸市社会福祉協議会内

つしまファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 8：45～17：30（祝日、年末年始休み）

TEL 0920-58-0686 FAX 0920-58-1183 〒817-1201 対馬市豊玉町仁位94-5
対馬市社会福祉協議会内

壱岐市ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 8：30～17：15（土日祝日、年末年始休み）

TEL 0920-48-3222 FAX 0920-48-3201 〒811-5532 壱岐市勝本町大久保触1736-2
ふれあいセンターかざはや内

五島市ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 8：30～17：15（土日、年末年始休み）

TEL 0959-72-6775 FAX 0959-72-6775 〒853-0004 五島市幸町7-10 平田ビル1階

ファミリー・サポート・センターさいかい

受付時間：月～金 9：00～18：00（土日祝日、年末年始休み）

TEL 0959-34-2139 FAX 0959-34-2139 〒857-2427 西海市大島町1766
西海市立大島児童館内

雲仙市子育てサポートセンター

受付時間：月～金 8：30～17：00（土日祝日、年末年始休み）

TEL 0957-36-2500 FAX 0957-36-8900 〒854-0492 雲仙市千々石町戊582
雲仙市役所千々石庁舎1F 子ども支援課内

長与町ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 9:00～17:00（土日祝日、年末年始休み）
TEL 095-883-7588 〒851-2128 西彼杵郡長与町嬉里郷 431-1
長与町ボランティアセンター内

時津町ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 8:30～17:00（土日祝日、年末年始休み）
TEL 095-882-0777 〒851-2106 西彼杵郡時津町左底郷 367
時津町社会福祉協議会内

波佐見町ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝日、年末年始休み）
TEL 0956-85-2333 〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷 660
波佐見町役場
子ども・健康保険課子育て支援班

新上五島町ファミリーサポートセンター

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝日、年末年始休み）
TEL 0959-53-1133 FAX 0959-52-3741
〒857-4495 南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町役場福祉課内

53 県教育委員会

県教育庁児童生徒支援課

（支援概要）

県教育庁児童生徒支援課では、児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー（公認心理師等）を派遣する事業や SNS を活用した相談窓口を開設しています。

（SNS 相談窓口）

スクールネット@伝えんば長崎
URL <https://r.qrqrq.com/jFKfLmdq>

長崎県教育庁児童生徒支援課

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
TEL 095-894-3339 FAX 095-824-5965
ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-zidouseito/index.html>

第4章 各機関・団体における支援業務
＜女性・子ども＞

県教育センター

(支援概要)

県教育センター教育相談班では、不登校やいじめ、集団不適應などの子どもの教育に関する悩み相談を行っています。電話や来所による教育相談のほか、不登校の児童生徒の学校復帰等を支援する教育支援教室「ふれあい広場」、公認心理師等による相談などを実施しています。

(電話相談)

24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)
0120-0-78310(毎日24時間)

(メール相談)

soudan@news.ed.jp

(来所型相談)

月～金 10:00～16:00(年末年始、土日祝日を除く) 要電話予約



54 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーが配置されていない学校には、スクールカウンセラーが派遣され、カウンセリングを行います。

5 5 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校、保育所等の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター(支所)から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

(対象要件等)

- ・在籍する学校にお問い合わせください。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部福岡支所（電話 092-738-8720）
ホームページ <https://www.jpnsport.go.jp>

＜交通事件＞

5 6 長崎県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方等の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談に応じています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への紹介を行っています。

(窓口)

長崎県交通事故相談所 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 (長崎県庁 2 階)

TEL 095-824-1111 (内線 3776、3777) 受付時間 月～金 9:00～16:00

(12 時から 13 時及び休・祝日・年末年始除く)

ホームページ

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/kotsuanzen/jiko_soudan/soudanjo/

57 一般財団法人 長崎県交通安全協会（長崎県交通安全活動推進センター）

（組織の紹介）

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

（支援概要）

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関する相談に応じ、適切な助言をしています。

（窓口）

一般財団法人 長崎県交通安全協会

〒852-8034 長崎市城栄町 41-75

TEL 095-845-1770 FAX 095-841-8945

受付時間：9:00～16:30（予約不要）

ホームページ：<http://www.nagasaki-kotsu.or.jp/>

58 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

（組織の紹介）

全国の弁護士会が協力する交通事故に関する損害賠償問題の相談所で、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題について弁護士による面接相談・電話相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

電話相談

（支援概要）

弁護士による国内の自動車事故の損害賠償問題に関する無料相談を電話で受け付けています。ただし、事故状況等を十分に把握できない恐れがありますので、簡単な事故相談に限ります。また、時間も10分程度でお願いしています。

（対象要件等）

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題についての当事者（刑事処分・行政処分の相談はできません）。

（窓口）

フリーダイヤル 0120-078325 ※相談料・通話料は無料

月～金（祝日を除く）10:00～16:30

水（祝日、第5週を除く）10:00～19:00

(窓口)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

ホームページ : [https:// n-tacc.or.jp](https://n-tacc.or.jp)

面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題について弁護士が無料の面接相談を行います。

(対象要件等)

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題についての当事者（刑事処分・行政処分の相談はできません）。

(窓口)

長崎相談所

〒850-0875 長崎市栄町 1-25 長崎MSビル 4階
長崎県弁護士会館内

TEL 095-824-3903 (相談時間 〈要予約〉) 毎週火曜日 14:30～17:00

佐世保相談所

〒857-0806 佐世保市島瀬町 4-12 シティヒルズカズバ 2階
長崎県弁護士会佐世保支部内

TEL 0956-22-9404

(相談時間 〈要予約〉) 毎月第3水曜日 13:00～15:30

(示談あっせん)

地域によっては、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときには、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、無料の示談あっせんも行っていきます。詳しくは、窓口にお問合せください。

(窓口)

福岡相談所 (TEL 092-741-3208) 北九州相談所 (TEL 093-561-0360)

※他に佐賀、大分、熊本、鹿児島、那覇などで対応しています。

高次脳機能障害面接相談

(支援概要)

自動車事故を原因とする高次脳機能障害について、無料の面接相談を行っています。

(対象要件等)

交通事故により高次脳機能障害になった方

(専門窓口)

本部 (TEL 03-3581-4724) 福岡相談所 (TEL 092-741-3208)

※他に札幌、横浜、千葉、京都、大阪、名古屋の相談所があります。

※全て予約制です。

59 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故(自動車事故)にかかわる損害賠償等紛争の迅速な解決を目的として、全国11箇所の拠点で活動しております。

(支援概要)

交通事故の損害賠償等について、当事者間で解決が図れない場合に無償で嘱託弁護士等による公正・中立な立場で法律相談・和解の斡旋・審査業務を行っております。

(相談方法)

電話での事前予約制で、嘱託弁護士等との直接面談(新型コロナウイルス感染対策のため、電話対応も可)となります。

(問い合わせ先・所在地)

福岡支部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 10階

TEL 092-721-0881

FAX 092-716-1889

東京本部

〒163-0225 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 25階

ホームページ: <http://www.jcstad.or.jp/>

60 一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

わが国における損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

(支援概要)

全国10か所に設置され、専門の相談員が、損害保険や交通事故に関するご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関(金融ADR機関)として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っています。

交通事故被害者からのご相談や苦情等にも対応しています。

(電話番号)

ナビダイヤル・通話有料 0570-022808

そんぽADRセンター九州

(直通電話) 092-235-1761 (電話リレーサービス、IP 電話から)

(所在地) 〒810-0041 福岡市中央区大名 2-4-30 西鉄赤坂ビル 9 階

(受付時間)

月曜日～金曜日 (祝日・休日及び年末年始を除く)

9:15～17:00

(ホームページ)

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/>

出張相談

(実施日時) 毎月 1 回第 4 火曜日 13:00～16:00

(場 所) 長崎県勤労福祉会館

(その他) 事前予約制、相談無料

※新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、感染拡大防止のため、
現在、来訪相談・出張相談を中止しております。(2022 年 8 月現在)

6 1 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠償保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠償保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、交通事故による被害者等からの相談対応の事業を行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

(対象要件等)

交通事故の当事者 (死亡事故の場合はご遺族) 又はその代理人の方からの申請

相談業務

(支援概要)

交通事故による被害者等からの相談に対応しています。

(対象要件等)

自賠責保険・自賠責共済の支払に関する事項に限ります。

(窓口)

東京本部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

TEL 0120-159-700

電話受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

大阪支部

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階

※詳細については、ホームページ参照 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

6 2 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

自動車事故により死亡した者の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った者の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援事業」の二つの事業を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。

◎交通遺児育成基金事業

育成給付金の給付

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

◎交通遺児等支援事業

自動車事故により生計を支えていた方（一般的には世帯主）が亡くなられたり、又は重度の後遺障害（自賠法施行令別表第 1 又は別表第 2 に掲げる後遺障害（第 1 級から第 3 級に該当））が残った方の家庭で生活が困窮しており、かつ、義務教育終了前のお子様がいる家庭を対象にしております。

生活資金等の支給

(支援概要)、(対象要件等)

・越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。

・入学支度金

自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭の児童が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する場合に、入学する児童1人につき一定額を支給します。

・進学等支援金

自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭の児童が義務教育を終了して直ちに上級学校に進学又は就職する場合に、就職する児童1人につき一定額を支給します。

緊急時見舞金

(支援概要)、(対象要件等)

- ・自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭の児童又はその扶養者が死亡した場合又は重度の後遺障害を被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- ・当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の甚大な被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。

(問い合わせ先)

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7階

フリーダイヤル 0120-16-3611

TEL : 03-5212-4511

FAX : 03-5212-4512

ホームページ URL : <https://www.kotsuiji.or.jp/>

6.3 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)

(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

① 自賠責保険において後遺障害等級をお持ちの方

- ・平成14年4月1日以降

自動車損害賠償保障法施行令の後遺障害等級

別表第一 第1級1号・2号 第2級1号・2号

- ・平成14年3月31日以前の事故

改正前自動車損害賠償保障法施行令の後遺障害等級

別表 第1級3号・4号 第2級3号・4号

② 自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方

(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方

- ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
- ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

③ 平成12年12月以前に自賠責保険等において、後遺障害等級として「併合1級」(脳損傷の認定を受けた方に限ります。)と認定された方

(支給額)

月額36,500円～211,530円

生活資金貸付

(支援概要)、(対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付(無利子)

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子どもに対する貸付

〈貸付金額〉一時金(貸付時)15万5千円、毎月1万円又は2万円(選択)

- ・不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付(人身事故に限ります。)

〈貸付金額〉10万円～100万円(ただし、確定した損害賠償額のうち弁済を受けることができない額の2分の1の範囲内に限る)

- ・後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付（無利子）
自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険（共済）金の請求から支払いがなされるまでの間に対する貸付
〈貸付金額〉10万円～290万円（ただし、支払われるべき保険（共済）金の額の2分の1の範囲内に限る）
- ・保障金一部立替貸付（無利子）
ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付
〈貸付金額〉10万円～290万円（ただし、支払われるべき保障金の額の2分の1の範囲内に限る）

相談業務

（支援概要）、（対象要件等）、（専門窓口）

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般に関する問題の相談に応じています。
- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

（土・日・祝日・年末年始を除く 10：00～12：00、13：00～16：00）

※通話料は負担していただきます。

（窓口）

独立行政法人 自動車事故対策機構長崎支所
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階
TEL 095-821-8853 FAX 095-821-8854
独立行政法人自動車事故対策機構ホームページ
<https://www.nasva.go.jp/>

64 公益財団法人 交通遺児育英会

（組織の紹介）

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します(大学・専修学校・大学院は一部給付制度があります)。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時25歳までの方)

(専門窓口)

応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口)

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3階

TEL 03-3556-0771 (代表) FAX 03-3556-0775

ホームページ : <https://www.kotsuiji.com/>

＜その他＞

65 公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

(組織の紹介)

長崎県公安委員会が指定した公益財団法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力団被害相談

(支援概要)

暴力追放相談委員(弁護士、少年指導委員、警察OB等)が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。

見舞金の支給・入院費用等の貸付け

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給や応急の入院費用等の貸付けを行っています。

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用の無利子貸付け等を行っています。

(対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

(窓口) 事務局

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

〒850-0033 長崎市万才町 5-24 ヒルサイド5ビル 402

TEL 095-825-0893

FAX 095-825-0841

受付時間 (事務局対応時間)

平日 9:00～17:00

ホームページ : <https://www.boutsui-nagasaki.or.jp/index.html>

6.6 消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務 (電話又は来所)

(支援概要)

悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口)

長崎県消費生活センター

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 (長崎県庁 2 階)

TEL 095-824-0999、095-823-2781

FAX 095-823-1477

受付時間 : 9:00～12:00

13:00～17:00 (月～金)

※土・日、祝日・年末年始は休み

ホームページ : 「ながさき消費生活館」 <https://www.nagasaki-shouhi.jp/>

※県内市町では、全市に消費生活センターが設置されているほか、全町に消費生活相談の窓口が設置されています。詳細は、各市町にお問い合わせ下さい。

67 社会福祉法人 長崎いのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

支援業務

誰にも相談できず孤独のうちに不安と絶望で悩む方に対して、電話という手段を通して相談に応じます。匿名と相談内容の秘密は守られています。

(窓口)

社会福祉法人 長崎いのちの電話

〒852-8799 日本郵便長崎北支店私書箱 45 号

TEL 095-843-4410

FAX 095-844-3600

電子メール ngsk-inoden@space.ocn.ne.jp

ホームページ <http://ngsk4343.sakura.ne.jp/>

●相談電話

095-842-4343

(相談時間) 9:00～22:00 (毎日)

24 時間体制 (毎月第 1・第 3 土曜日)

※毎月 10 日自殺予防フリーダイヤル 0120-783-556 (8:00～翌朝 8:00)

毎日 フリーダイヤル 0120-783-556 (16:00～21:00)

68 年金事務所 (日本年金機構)

※P151 に連絡先記載

69 税務署

※P151 に連絡先記載

70 長崎県子ども・若者総合相談センター（愛称：ゆめおす）

（組織の紹介）

県が設置し、運営を委託している安心して相談できるセンターです。

不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を営む上で様々な問題や悩みを抱えるご本人やそのご家族からのご相談を専門の相談員が無料で受け付けています。（ただし、ご利用に伴う電話代等は相談者のご負担となります。）

また、相談の内容によって、各公的支援機関やNPO法人等の民間支援団体等と連携を図り、サポートを行います。

（窓口）

長崎県子ども・若者総合相談センター（愛称：ゆめおす）

〒850-0022 長崎市馬町 48 番 1 長崎県市町村会館馬町別館 2 階

TEL 095-824-6325

FAX 095-824-6400

受付時間：10:00～18:00（月～水・金・土）

※電話対応は 22:00 まで

予約の可否：否（ただし、来所の場合はできるだけ予約を）

ホームページ <http://www.n-kodomo-wakamono.jp/>

71 長崎県障害者権利擁護センター

（組織の紹介）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、長崎こども・女性・障害者支援センター障害者支援部更生相談課知的障害者支援班に併設しています。

支援業務

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し適切な対応に努めています。

（窓口）

長崎こども・女性・障害者支援センター（更生相談課）

TEL 0120-294210、095-844-6250

第5章 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応する代表的な支援・制度を記載します。
支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●は、原則すべての人が対象となる支援等 ★は、対象要件がある支援等

<総合的相談>

1 被害に遭い、どこに相談してよいかわからない。

●各種総合（相談）窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

（連絡先）

長崎県（交通・地域安全課）（P141）、市町（P152 以降）、長崎県警察（警察本部犯罪被害者支援室）（P142）、公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター（P68）、法テラス（P64）、長崎県弁護士会（P66）、長崎県子ども・若者総合相談センター（愛称：ゆめおす）（P125）

<心身の不調>

2 精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

（連絡先）

公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター（P68）、市町保健センター、保健所（P146）、精神保健福祉センター（長崎子ども・女性・障害者支援センター、精神保健福祉課）（P88）、長崎県警察（警察本部犯罪被害者支援室）（P142）

3 被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

（連絡先）

公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター（P68）

<生活上の問題>

～仕事上の困難～

4 職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。 →P. 96 参照

(連絡先)

総合労働相談コーナー (P150)、労働相談情報センター (P150)、
長崎県弁護士会 (法律相談) (P66)

★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

総合労働相談コーナー (P150)、長崎県弁護士会 (法律相談) (P66)

5 働きたいが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。 →P. 95～98 参照

(連絡先)

ハローワーク (P149)、長崎県人材活躍支援センター (P150)、フレッシュワーク (P150)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部 (P97)

★公的職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

一定の要件を満たす場合は、手当が支給されます。

(連絡先)

ハローワーク (P149)、公共職業能力開発施設 (P150)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部 (P97)

★母子家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭等自立促進センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供、養育費の相談・支援など総合的支援を行います。

(連絡先) 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (通称YELLながさき) (P98)

★母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等自立促進センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。 →P. 53 参照

(連絡先) 市及び県福祉事務所(P146 以降)

6 資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活費の負担軽減を行います。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に修了支援給付金を支給します。 →P. 52 参照

(連絡先) 市及び県福祉事務所 (P146 以降)

★自立支援教育訓練給付金

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の母又は父に対して、講座終了後に受講料の一部を支給します。受講前に申請が必要です。 →P. 52 参照

(連絡先) 市及び県福祉事務所 (P146 以降)

～不本意な転居など住居の問題～

7 一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★犯罪被害者等の公営住宅への一時入居（目的外使用）

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな犯罪被害者等（DV被害者については別途後述）が住宅に困窮している場合に、本来の入居対象者向けの住戸以外に提供可能な住戸があるときは、当該被害者等の申請に基づいて公営住宅への一時的な入居（目的外使用）を許可しています。

ただし入居期間その他の詳細については県営・各市町営住宅によって異なりますので、それぞれ確認していただく必要があります。

(連絡先) 県(P141)、市町(P152 以降)

(対象要件等)

次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ① 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

★DV被害者の公営住宅への一時入居（目的外使用）

いわゆるDV被害者（配偶者からの暴力被害者）が住宅に困窮している場合に、

本来の入居対象者向けの住戸以外に提供可能な住戸があるときは、当該被害者の申請に基づいて公営住宅への一時的な入居（目的外使用）を許可しています。

ただし入居期間その他の詳細については県営・各市町営住宅によって異なりますので、それぞれ確認していただく必要があります。

(連絡先) 県(P141)、市町(P152以降)

(対象要件等)

次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ① 配偶者暴力防止等法の規定による一時保護・保護・母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない被害者
- ② 配偶者暴力防止等法の規定により裁判所が発した命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない被害者

★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、または、自宅が破壊・汚損されるなど居住が困難で、居住場所を確保することができない場合などには、一時的に避難するための宿泊場所を確保し、その経費について公費負担します。 →P. 61 参照

(連絡先) 警察本部犯罪被害者支援室(P142)

8 転居する必要があるが、経済的に苦しい

★犯罪被害者等の公営住宅への優先入居（正式入居）

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな犯罪被害者等（DV被害者については別途後述）で、その住宅に困窮している実情に応じて、公営住宅への優先入居（正式入居）の取扱いができます。

ただし入居手続きの詳細については県営・各市町営住宅によって異なりますので、それぞれ確認していただく必要があります。

(連絡先) 県(P141)、市町(P152以降)

(対象要件等)

上記の「犯罪被害者等の公営住宅への一時入居」と同様です。

★DV被害者の公営住宅への優先入居（正式入居）

いわゆるDV被害者（配偶者からの暴力被害者）で、その住宅に困窮している実情に応じて、公営住宅への優先入居（正式入居）の取扱いができます。

ただし入居手続きの詳細については県営・各市町営住宅によって異なりますので、それぞれ確認していただく必要があります。

(連絡先) 県(P141)、市町(P152以降)

(対象要件等)

上記の「DV被害者の公営住宅への一時入居」と同様です。

～経済的な困窮（問題）～

9 被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者若しくは障害が残った被害者に対し、精神的被害、医療費や休業等による経済的被害の緩和を図るために、国から一時金として給付金が支給されます。

→P59 参照

(連絡先) 警察本部犯罪被害者支援室(P142)

★犯罪被害者等見舞金の給付

各市町の犯罪被害者等支援条例に規定している見舞金支給制度に基づき、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を行っています。 →P47 参照

(連絡先) 市町 (P152 以降)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。 →P. 95 参照

(連絡先) 労働基準監督署(P149)

★災害共済給付

学校の管理下における児童生徒等の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先) 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部福岡支所(P113)

10 医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

なお、入院時の支払いについては、医療機関の窓口で限度額適用認定証や高齢受給者証を提示することで一定額まで支払えばよい制度があります。

(連絡先)

事業主(勤務先の庶務担当)、協会管掌健康保険(全国健康保険協会長崎支部)、組合健保(健康保険組合)、国民健康保険(市町)、後期高齢者医療保険(市町)、各種共済保険(共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

（連絡先）

事業主（勤務先の庶務担当）、協会管掌健康保険（全国健康保険協会長崎支部）、組合健保（健康保険組合）、国民健康保険（市町村）、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

（連絡先） 税務署(P151)

※申告（納税）に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）については、国税庁ホームページや税務相談チャットボットをご活用ください。

★自立支援給付

精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として 1 割になります。

→P. 51 参照

（連絡先） 市町(P152 以降)

★障害者医療費助成制度

一定以上の心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額に対して助成します。 →P. 51 参照

（連絡先） 市町(P152 以降)

★乳幼児医療費助成制度

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部または全額を助成します。

※市町によって、対象年齢が異なりますので詳細は住所地の市町へお尋ねください。 →P. 51 参照

（連絡先） 市町(P152 以降)

★ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭等の父又は母及びその児童や父母のいない児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。 →P. 51 参照

（連絡先） 市町(P152 以降)

1 1 生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

離職者等を総合的に支援するための資金や、教育支援資金、福祉資金（災害援護資金、療養介護資金など）といった生活に必要な資金について無利子又は低利で貸し付けます。なお、貸付内容により連帯保証人が必要となる場合があります。

→P. 91 参照

(連絡先) 市町社会福祉協議会(P147)

★児童扶養手当

父又は母の死亡等、父又は母が実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童を監護する父又は母、養育する者に対して支給します。 →P. 53 参照

(連絡先) 市町(P152 以降)

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の母又は父やその扶養している児童並びに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。 →P. 52 参照

(連絡先) 県及び市町の福祉事務所(P146)

★寡婦・ひとり親控除

現に婚姻をしていない方、配偶者と死別若しくは離婚をした後、婚姻をしていない方、又は、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方は、所得税が軽減されます。

(連絡先) 税務署(P151)

※申告（納税）に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）については、国税庁ホームページや税務相談チャットボットをご活用ください。

★生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度

生活に困窮している方で、資産、稼働能力等あらゆるものを活用しても、最低限度の生活の基準額を維持できない場合に、その不足分について、保護（支給）を行います。

また、生活保護のほか、生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等を実施しています。 →P. 89 参照

(連絡先) 福祉事務所(P146)、市町(P152 以降)

1 2 子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等を就学援助費として支給します。 →P. 54 参照
(連絡先) 市町(P152 以降)

★認可保育所・認定こども園保育料の減免

特別の事情により保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。
→P54 参照
(連絡先) 市町(P152 以降)

～子育てに伴う問題（経済的支援以外）～

1 3 子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先) 市町（地域子育て支援担当など）(P152 以降)
児童相談所（長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター）(P146)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。 →P. 55 参照

(連絡先) ファミリー・サポート・センター(P109～111)

1 4 子どもを預けたい

★一時保育（一時預かり事業）

保護者の様々な事情により一時的に保育が必要な就学前児童を保育所・認定こども園・幼稚園で預かります。 →P. 54 参照

(連絡先) 各認可保育所、認定こども園、幼稚園

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。 →P. 54、55 参照

(連絡先)

市町(P152 以降)

養育困難が長期にわたる場合など：児童相談所（長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター）(P146)

～福祉全般～

15 どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

福祉事務所(P146)、市町社会福祉協議会(P147)

高齢者：地域包括支援センター(P152以降)

～報道に関すること～

16 マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察から助言を受けたり、弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室(P142)、長崎県弁護士会(P66)、

法テラス(P64)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」(連絡先:TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330)に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 長崎県弁護士会(P66)、法テラス(P64)

<加害者に関すること>

17 また被害に遭わないか不安を感じる

★地域警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。 →P.58 参照

(連絡先) 各警察署(P142、143)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化などを行います。

(連絡先) 各警察署(P142、143)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。 →P. 71 参照

（連絡先） 検察庁(P145)

18 加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。 →P. 57、62 参照

（連絡先）

各警察署(P142、143)

海上での事件：海上保安部(P145)

★被害者等通知制度

刑事事件の処分結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。 →P. 71、78、80、81、82、84 参照

（連絡先）

・ 処分結果

成人の刑事事件 検察庁(P145)

少年事件の審判結果 家庭裁判所(P144)

・ 加害者の処遇状況

成人の刑事事件 検察庁(P145)

審判結果が少年院送致の少年事件 少年鑑別所(P145)

審判結果が保護観察の少年事件 保護観察所(P145)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

→P. 72 参照

（連絡先） 検察庁(P145)、長崎県弁護士会(P66)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧することができます。また、民事訴訟において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

→P. 72 参照

(連絡先) 検察庁(P145)、長崎県弁護士会(P66)

★公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P. 74、75、77 参照

(連絡先)

- ・公判記録(公判係属中) 地方裁判所・簡易裁判所(P144)
- ・公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害者) 検察庁(P145)
- ・少年保護事件の記録 家庭裁判所(P144)
長崎県弁護士会(P66)

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明

→P. 78 参照

(連絡先) 家庭裁判所(P144)、長崎県弁護士会(P66)

19 加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

→P. 72、77 参照

(連絡先)

- ・成人の刑事事件 検察庁(P145)
- ・少年事件 家庭裁判所(P144)
法テラス(P64)
長崎県弁護士会(P66)

★刑事裁判への参加(被害者参加制度)

→P. 73 参照

(連絡先) 検察庁(P145)、法テラス(P64)、長崎県弁護士会(P66)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。 →P. 80、81 参照

(連絡先) 矯正管区、刑事施設

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。 →P. 82 参照

(連絡先) 地方更生保護委員会、保護観察所(P145)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

→P. 83 参照

(連絡先) 保護観察所(P145)

<捜査、裁判に伴う問題>

20 法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス（相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。）(P64)、長崎県弁護士会(P66)、検察庁(P145)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先) 法テラス(P64)、長崎県弁護士会(P66)

21 警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター(P68)、検察庁（法廷のみ）(P145)、法テラス(P64)、長崎県弁護士会(P66)
少年事件：家庭裁判所(P144)

2.2 事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

→P. 57、62 参照

(連絡先)

警察署 (P142、143)

海上での事件：海上保安部 (P145)

★被害者等通知制度

→P. 71、78、80、81、82、84 参照

(連絡先)

・処分結果

成人の刑事事件

検察庁 (P145)

少年事件の審判結果

家庭裁判所 (P144)

・加害者の処遇状況

成人の刑事事件

検察庁 (P145)

審判結果が少年院送致の少年事件

少年鑑別所 (P145)

審判結果が保護観察の少年事件

保護観察所 (P145)

★公判記録の閲覧・コピー (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。 →P. 74、75、77 参照

(連絡先)

・公判記録 (公判係属中)

地方裁判所・簡易裁判所 (P144)

・公判記録 (起訴された事件の同種余罪の被害者)

検察庁 (P145)

・少年保護事件の記録

家庭裁判所 (P144)

長崎県弁護士会 (P66)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P144)、長崎県弁護士会 (P66)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P144)、長崎県弁護士会 (P66)

2 3 刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。 →P. 72 参照

(連絡先)

- | | |
|----------|--------------------------|
| ・成人の刑事事件 | 検察庁 (P145) |
| ・少年事件 | 家庭裁判所 (P144) |
| | 法テラス (P64)、長崎県弁護士会 (P66) |

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

→P73 参照

(連絡先) 検察庁 (P145)、法テラス (P64)、長崎県弁護士会 (P66)

2 4 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

長崎県弁護士会 (P66)、法テラス (P64)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

法テラス (P64)、長崎県弁護士会 (P66)

2 5 損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法

律相談を行います。

(連絡先)

市町の無料法律相談(P152以降)、法テラス(P64)、長崎県弁護士会(P66)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、依頼する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先) 法テラス(P64)、長崎県弁護士会(P66)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。 →P. 76 参照

(連絡先)

地方裁判所・支部(P144)、法テラス(P64)、長崎県弁護士会(P66)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。 →P. 73 参照

(連絡先)

検察庁(P145)

○関係機関・団体一覧

①県関係各課(室)

所属			電話番号	FAX番号	犯罪被害者等支援に関わる業務内容	
部局名	課名	班名				
総務部	学事振興課		095-895-2282	095-895-2547	・私立学校における犯罪被害者等支援 ・犯罪抑止 ・人権教育	
県民生活環境部	県民協働課	県民協働推進班	095-895-2314	095-895-2564	・NPO・ボランティアに関する相談	
	男女参画・女性活躍推進室	男女共同参画推進センター	095-822-4729	095-822-4739	・家族や職場のことなどの相談	
	人権・同和対策課	人権教育啓発センター	095-826-5115	095-826-4874	・人権に関する相談や教育・啓発	
	交通・地域安全課	交通安全担当		095-895-2341	095-895-2598	・交通事故に関する相談
		防犯まちづくり担当		095-895-2316	095-895-2598	・総合窓口としての情報提供 ・関係機関・団体等との連絡調整 ・広報・啓発活動
食品安全・消費生活課	啓発相談班		095-895-2320	095-823-1477	・消費生活相談	
福祉保健部	福祉保健課	地域福祉班	095-895-2416	095-895-2570	・民生委員・児童委員による生活相談 ・生活困窮者自立支援制度	
		保護班	095-895-2418	095-895-2570	・生活保護の指導・監査	
	医療政策課	地域医療班	095-895-2461	095-895-2573	・救急医療	
		医事・医療相談班	095-895-2464		・医療機関情報提供及び保健所等における医療相談	
障害福祉課	精神保健福祉班	095-895-2456	095-823-5082	・精神保健及び精神障害者福祉に関する こと		
福祉保健部 子ども政策局	子ども未来課	地域子育て推進班	095-895-2685	095-895-2554	・児童の健全育成に関する こと	
	子ども家庭課	子ども支援班	095-895-2442	095-825-6470	・児童虐待	
		家庭福祉班	095-895-2443	095-825-6470	・DV被害者自立支援	
		母子保健班	095-895-2445	095-825-6470	・母子保健	
産業労働部	雇用労働政策課	労政福祉班	095-895-2714	095-895-2582	・労働相談	
		職業能力開発班	095-895-2717	095-895-2582	・職業訓練	
		産業人材対策班	095-895-2711	095-895-2582	・就業支援	
土木部	住宅課	管理班	095-894-3102	095-894-3464	・県営住宅の一時入居及び優先入居	
教育庁	義務教育課		095-894-3372	095-894-3474	・学校における犯罪被害者等支援 (市町立小・中学校) ・犯罪抑止 ・人権教育	
	高校教育課		095-894-3352	095-824-5965	・学校における犯罪被害者等支援 (県立高等学校) ・犯罪抑止 ・人権教育	
	特別支援教育課		095-894-3402	095-894-3476	・学校における犯罪被害者等支援 (県立特別支援学校) ・犯罪抑止 ・人権教育	
	児童生徒支援課		095-894-3339	095-824-5965	・被害児童生徒に係る相談 ・スクールカウンセラー派遣	

②警察本部及び警察署

機関名	〒	住所	電話番号	管轄区域
長崎県警察本部	850-8548	長崎市尾上町3-3	095-820-0110(代)	全域
長崎県警察本部 (犯罪被害者支援室)			095-829-0447	全域
長崎警察署	850-0058	長崎市尾上町5-26	095-822-0110(代)	長崎市のうち、五島町、万才町、権島町、江戸町、築町、賑町、栄町、魚の町、桜町、興善町、桶屋町、金屋町、古町、勝山町、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、御船蔵町、八千代町、銭座町、上銭座町、天神町、浜平1～2丁目、幸町、茂里町の一部(街区符号1～3番)、目覚町、緑町、宝町、新地町、梅香崎町、中新町、稲田町、十人町、館内町、籠町、本石灰町、丸山町、寄合町、船大工町、西小島1～2丁目、東小島町、油屋町、高平町、中小島1～2丁目、上小島1～5丁目、愛宕1～4丁目、弥生町、八つ尾町、白木町、彦見町、風頭町、桜木町、矢の平1～4丁目、鍛冶屋町、浜町、万屋町、銅座町、古川町、銀屋町、東古川町、八幡町、麴屋町、寺町、諏訪町、桜馬場1～2丁目、伊勢町、新大工町、夫婦川町、下西山町、馬町、出来大工町、大井手町、今博多町、上西山町、伊良林1～3丁目、中川1～2丁目、新中川町、本河内1～4丁目、鳴滝1～3丁目、片淵1～5丁目、木場町、西山本町、西山1～4丁目、立山1～5丁目、上町、玉園町、八百屋町、炬粕町、出島町、大黒町、尾上町、元船町、芒塚町、宿町、界1～2丁目、網場町、潮見町、春日町、矢上町、平間町、高城台1～2丁目、現川町、田中町、東町、かき道1～6丁目、松原町、古賀町、つつじが丘1～5丁目、鶴の尾町、中里町、船石町、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町、茂木町、田上1～4丁目、三景台町、早坂町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、田手原町、宮摺町、大崎町、千々町、稲佐町、曙町、光町、弁天町、旭町、江の浦町、平戸小屋町、丸尾町、大鳥町、水の浦町、大谷町、鮑の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1～2丁目、みなと坂1～2丁目、淵町、梁川町、竹の久保町、宝栄町、岩見町、春木町、福田本町、小浦町、大浜町、小江町、小瀬戸町、神ノ島町1～3丁目、港湾法(昭和25年法律第218号)による長崎港の港湾区域(深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面を除く。)
大浦警察署	850-0921	長崎市松が枝町7-25	095-829-0110(代)	長崎市のうち、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、椎の木町、高丘1～2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1～2丁目、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、出雲1～3丁目、上田町、小曾根町、浪の平町、南山手町、古河町、東琴平1～2丁目、小菅町、国分町、西琴平町、戸町1～5丁目、小ヶ倉町1～3丁目、新小が倉1～2丁目、ダイヤランド1～4丁目、土井首町、磯道町、平瀬町、毛井首町、三和町、京太郎町、鹿尾町、古道町、草住町、米山町、平山町、平山台1～2丁目、竿ノ浦町、江川町、鶴見台1～2丁目、末石町、柳田町、八郎岳町、上戸町、上戸町1～4丁目、新戸町1～4丁目、大山町、深堀町1～6丁目、大籠町、香焼町、伊王島町1～2丁目、高島町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇崎町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町、港湾法による長崎港の港湾区域の一部(深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面)
浦上警察署	852-8134	長崎市大橋町26-4	095-842-0110(代)	長崎市のうち、浜口町、松山町、大橋町、岡町、橋口町、上野町、平野町、平和町、本尾町、江平1～3丁目、高尾町、茂里町の一部(街区符号4番)、川口町、岩川町、坂本1～3丁目、立岩町、富士見町、城山町、城栄町、油木町、青山町、金堀町、城山台1～2丁目、花園町、若草町、昭和1～3丁目、三川町、西山台1～2丁目、川平町、けやき台、三ツ山町、畦別当町、住吉町、住吉台町、若葉町、文教町、千歳町、中園町、赤迫1～3丁目、花丘町、泉町、泉1～3丁目、大手1～3丁目、家野町、三芳町、江里町、緑が丘町、清水町、白鳥町、西町、錦1～3丁目、音無町、柳谷町、若竹町、西北町、岩屋町、葉山1～2丁目、エミネント葉山町、滑石1～6丁目、北栄町、北陽町、大園町、虹が丘町、大宮町、本原町、小峰町、扇町、石神町、辻町、三原1～3丁目、横尾1～5丁目、女の都1～4丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、小江原1～5丁目、式見町、向町、相川町、見崎町、牧野町、園田町、四杖町
時津警察署	851-2105	西彼杵郡時津町浦郷275-1	095-881-0110(代)	西彼杵郡、長崎市のうち、鳴見町、多以良町、畝刈町、豊洋台1～2丁目、京泊1～3丁目、さくらの里1～3丁目、三京町、三重町、松崎町、櫻山町、三重田町、畦町、鳴見台1～2丁目、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道徳町、神浦下道徳町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
西海警察署	857-2302	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷162-17	0959-22-0110(代)	西海市(長崎県新上五島警察署の管轄区域を除く。)
諫早警察署	854-0062	諫早市小船越町1036-1	0957-22-0110(代)	諫早市
雲仙警察署	854-0513	雲仙市小浜町南本町7-25	0957-75-0110(代)	雲仙市
島原警察署	855-0033	島原市新馬場町890-1	0957-64-0110(代)	島原市
南島原警察署	859-2504	南島原市口之津町丙2113-13	0957-86-2110(代)	南島原市

機関名	〒	住所	電話番号	管轄区域
大村警察署	856-0815	大村市森園町34-5	0957-54-0110(代)	大村市
川棚警察署	859-3605	東彼杵郡川棚町百津郷41-4	0956-82-3110(代)	東彼杵郡
早岐警察署	859-3216	佐世保市勝海町136	0956-39-0110(代)	佐世保市のうち、早岐1～3丁目、権常寺町、権常寺1丁目、花高1～4丁目、早苗町、広田町、広田1～4丁目、中原町、陣の内町、勝海町、田の浦町、若竹台町、上原町、平松町、重尾町、崎岡町、浦川内町、大塔町、卸本町、桑木場町、下の原町、塩浸町、新行江町、三川内本町、三川内新町、口の尾町、吉福町、江永町、横手町、心野町、木原町、有福町、指方町、江上町、ハウステンボス町、新替町、三川内町、針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、もみじが丘町
佐世保警察署	857-0043	佐世保市天満町4-18	0956-23-0110(代)	佐世保市のうち、木場田町、比良町、万徳町、天満町、八幡町、高砂町、相生町、谷郷町、城山町、宮田町、保立町、中通町、福田町、清水町、石坂町、折橋町、梅田町、俵町、松山町、浜田町、常盤町、松浦町、熊野町、湊町、柴町、宮地町、花園町、名切町、山手町、田代町、烏帽子町、上町、元町、泉町、園田町、長尾町、東大久保町、西大久保町、矢岳町、平瀬町、金比良町、御船町、今福町、鶴渡越町、春日町、赤木町、横尾町、桜木町、小島町、神島町、立神町、赤崎町、島瀬町、本島町、宮崎町、京坪町、光月町、島地町、山県町、下京町、上京町、三浦町、戸尾町、白南風町、潮見町、松川町、勝富町、峰坂町、祇園町、高天町、須佐町、小佐保町、高梨町、白木町、山祇町、須田尾町、大宮町、東山町、大黒町、稲荷町、福石町、干尺町、若葉町、木風町、藤原町、天神町、天神1～5丁目、十郎新町、崎辺町、前畑町、東浜町、大和町、白岳町、大岳台町、沖新町、日宇町、黒髪町、塩浜町、新港町、万津町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、船越町、下船越町、小野町の一部、原分町、田原町、知見寺町、楠木町、大野町、松瀬町、矢峰町、松原町、瀬戸越町、瀬戸越1～4丁目、小舟町、上柚木町、筒井町、柚木町、柚木元町、潜木町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町
相浦警察署	858-0917	佐世保市愛宕町161	0956-47-5110(代)	佐世保市のうち、光町、棚方町、相浦町、川下町、新田町、竹辺町、上相浦町、木宮町、愛宕町、黒島町、大潟町、日野町、椎木町、鹿子前町、星和台町、下本山町、八の久保町、岳野町、上本山町、中里町、吉岡町、野中町、皆瀬町、十文野町、牧の地町、踊石町、白仁田町、小川内町、菰田町、高島町、長崎県佐世保警察署の管轄区域を除く小野町の区域
江迎警察署	859-6101	佐世保市江迎町長坂120-11	0956-66-3110(代)	北松浦郡佐々町、佐世保市のうち浅子町、江迎町、鹿町町、吉井町、世知原町、小佐々町
松浦警察署	859-4507	松浦市志佐町庄野免131	0956-72-5110(代)	松浦市
平戸警察署	859-5121	平戸市岩の上町1462	0950-22-3110(代)	平戸市
五島警察署	853-0015	五島市東浜町3-9-1	0959-72-8110	五島市
新上五島警察署	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷733-2	0959-42-0110(代)	南松浦郡、北松浦郡のうち小値賀町、佐世保市のうち宇久町、西海市崎戸町の一部（江島及び平島の区域に限る。）
壱岐警察署	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触551-1	0920-47-0110(代)	壱岐市
対馬南警察署	817-0013	対馬市厳原町中村633	0920-52-0110(代)	対馬市のうち、厳原町、美津島町、豊玉町
対馬北警察署	817-1602	対馬市上県町佐須奈甲561	0920-84-2110(代)	対馬市のうち、上県町、上対馬町、峰町

③地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所

●地方裁判所

名称	〒	住所	電話番号	管轄区域
長崎地方裁判所	850-8503	長崎市万才町9-26	095-822-6151	長崎市、西海市のうち旧西彼杵郡西彼町・旧西彼杵郡大瀬戸町、西彼杵郡（長与町、時津町）
大村支部	856-0831	大村市東本町287	0957-52-3501	諫早市、大村市、東彼杵郡のうち東彼杵町
島原支部	855-0036	島原市城内1-1195-1	0957-62-3151	島原市、雲仙市、南島原市
佐世保支部	857-0805	佐世保市光月町9-4	0956-22-9175	佐世保市、西海市のうち旧西彼杵郡西海町・旧西彼杵郡大島町・旧西彼杵郡崎戸町（平島を除く。）、東彼杵郡のうち川棚町・波佐見町、北松浦郡（小値賀町、佐々町）
平戸支部	859-5153	平戸市戸石川町460	0950-22-2004	平戸市、松浦市
壱岐支部	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触624-1	0920-47-1019	壱岐市
五島支部	853-0001	五島市栄町1-7	0959-72-3315	五島市、西海市のうち旧西彼杵郡崎戸町平島、南松浦郡（新上五島町）
厳原支部	817-0013	対馬市厳原町中村642-1	0920-52-0067	対馬市

●簡易裁判所

名称	〒	住所	電話番号	管轄区域
長崎簡易裁判所	850-0033	長崎市万才町6-25	095-822-6151	長崎市、西海市のうち旧西彼杵郡西彼町・旧西彼杵郡大瀬戸町、西彼杵郡（長与町、時津町）
大村簡易裁判所	856-0831	大村市東本町287	0957-52-3501	大村市、東彼杵郡のうち東彼杵町
諫早簡易裁判所	854-0071	諫早市永昌東町24-12	0957-22-0421	諫早市
島原簡易裁判所	855-0036	島原市城内1-1195-1	0957-62-3151	島原市、雲仙市、南島原市
佐世保簡易裁判所	857-0805	佐世保市光月町9-4	0956-22-9175	佐世保市、西海市のうち旧西彼杵郡西海町・旧西彼杵郡大島町・旧西彼杵郡崎戸町（平島を除く。）、東彼杵郡のうち川棚町・波佐見町、北松浦郡（小値賀町、佐々町）
平戸簡易裁判所	859-5153	平戸市戸石川町460	0950-22-2004	平戸市、松浦市
壱岐簡易裁判所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触624-1	0920-47-1019	壱岐市
五島簡易裁判所	853-0001	五島市栄町1-7	0959-72-3315	五島市
新上五島簡易裁判所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2276-5	0959-42-0044	西海市のうち旧西彼杵郡崎戸町平島、南松浦郡（新上五島町）
厳原簡易裁判所	817-0013	対馬市厳原町中村642-1	0920-52-0067	対馬市（峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。）
上県簡易裁判所	817-1602	対馬市上県町佐須奈甲639-22	0920-84-2037	対馬市のうち峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域

●家庭裁判所

名称	〒	住所	電話番号	管轄区域
長崎家庭裁判所	850-0033	長崎市万才町6-25	095-804-6151	長崎市、西海市のうち旧西彼杵郡西彼町・旧西彼杵郡大瀬戸町、西彼杵郡（長与町、時津町）
大村支部	856-0831	大村市東本町287	0957-52-3501	諫早市、大村市、東彼杵郡のうち東彼杵町（少年事件は長崎家庭裁判所本庁で取り扱う。）
島原支部	855-0036	島原市城内1-1195-1	0957-62-3151	島原市、雲仙市、南島原市（少年事件は長崎家庭裁判所本庁で取り扱う。）
佐世保支部	857-0805	佐世保市光月町9-4	0956-22-9175	佐世保市、西海市のうち旧西彼杵郡西海町、旧西彼杵郡大島町、旧西彼杵郡崎戸町（平島を除く。）、東彼杵郡のうち川棚町、波佐見町、北松浦郡（小値賀町、佐々町）
平戸支部	859-5153	平戸市戸石川町460	0950-22-2004	平戸市、松浦市（少年事件は佐世保支部で取り扱う。）
壱岐支部	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触624-1	0920-47-1019	壱岐市
五島支部	853-0001	五島市栄町1-7	0959-72-3315	五島市
厳原支部	817-0013	対馬市厳原町中村642-1	0920-52-0067	対馬市（峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。）
諫早出張所	854-0071	諫早市永昌東町24番12号	0957-22-0421	諫早市（少年事件は長崎家庭裁判所本庁で取り扱う。）
新上五島出張所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2276-5	0959-42-0044	西海市のうち旧西彼杵郡崎戸町平島、南松浦郡（新上五島町）（少年事件は五島支部で取り扱う。）
上県出張所	817-1602	対馬市上県町佐須奈甲639-22	0920-84-2037	対馬市のうち峰支所・上県支所及び上対馬支所の各所管区域（少年事件は厳原支部で取り扱う。）

④地方検察庁

●長崎地方検察庁

本庁・支部	区検察庁	〒	住所	電話番号	管轄区域
本庁	長崎	850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267(代)	長崎市、西海市のうち西彼町・大瀬戸町、西彼杵郡(長与町、時津町)
大村	大村	856-0831	大村市東本町534	0957-52-2548	大村市、東彼杵郡のうち東彼杵町
	諫早	長崎地方検察庁内			諫早市
島原	島原	855-0036	島原市城内1-1204	0957-62-2506	島原市、雲仙市、南島原市
佐世保	佐世保	857-0801	佐世保市祇園町21-1	0956-23-1131	佐世保市、西海市のうち西海町・大島町・崎戸町(平島を除く)、東彼杵郡のうち川棚町・波佐見町、北松浦郡(小値賀町、佐々町)
平戸	平戸	長崎地方検察庁佐世保支部内			平戸市、松浦市
壱岐	壱岐	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0215	壱岐市
五島	五島	853-0016	五島市紺屋町1-1	0959-72-2259	五島市
	新上五島	長崎地方検察庁五島支部内			南松浦郡(新上五島町)、西海市のうち崎戸町(平島)
厳原	厳原	817-0013	対馬市厳原町中村643	0920-52-0247	対馬市のうち厳原町・美津島町・豊玉町
	上県	長崎地方検察庁厳原支部内			対馬市の峰町・上県町・上対馬町

⑤保護観察所、少年鑑別所

●保護観察所

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎保護観察所	850-0033	長崎市万才町8-16 法務合同庁舎4階	095-822-5175(代) 095-822-5184(被害者担当)	095-821-2178	長崎県全域

●少年鑑別所

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎少年鑑別所	852-8114	長崎市橋口町4-3	095-846-5600	095-840-0446	長崎県全域

⑥海上保安庁

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎海上保安部	850-0921	長崎市松ヶ枝町7-29	095-827-5133	095-827-5133	長崎市、諫早市、島原市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡及び南松浦郡
佐世保海上保安部	857-0852	佐世保市千尽町4-1	0956-31-4842	0956-31-4842	佐世保市、平戸市、松浦市及び南松浦郡、大村湾内海域
対馬海上保安部	817-0016	対馬市厳原町東里341-42	0920-52-0640	0920-52-0640	対馬市

⑦福祉事務所、保健所、子ども・女性・障害者支援センター

●福祉事務所

名称	〒	住所	電話番号	F A X 番号
西彼福祉事務所	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟 1 F	095-846-8955	095-841-7011
東彼・北松福祉事務所	857-0043	佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎 5 階	0956-22-3211	0956-22-3255
上五島福祉事務所	857-4511	南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1	0959-54-2131	0959-43-6002
長崎市福祉事務所	850-8685	長崎市桜町6-3	095-829-1161	095-829-1223
佐世保市福祉事務所	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-25-9734	0956-25-9735
島原市福祉事務所	855-8555	島原市上の町537	0957-63-1111	0957-62-2923
諫早市福祉事務所	854-8601	諫早市東小路町7-1	0957-22-1500	0957-22-0431
大村市福祉事務所	856-8686	大村市玖島1-25	0957-53-4111	0957-52-6930
平戸市福祉事務所	859-5192	平戸市岩の上町1508-3	0950-22-4111	0950-22-4421
松浦市福祉事務所	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111	0956-72-1115
対馬市福祉事務所	817-1201	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-2294	0920-58-2551
壱岐市福祉事務所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触562	0920-48-1111	0920-47-4844
五島市福祉事務所	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6117	0959-72-6881
西海市福祉事務所	857-2302	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2278-1	0959-37-0069	0959-29-0050
雲仙市福祉事務所	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500	0957-36-8900
南島原市福祉事務所	859-2202	南島原市南有馬町乙1023	0957-73-6651	0957-85-3142
小値賀町福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	0959-56-3111	0959-43-3077

●保健所

名称	〒	住所	電話番号	F A X 番号
西彼保健所	852-8061	長崎市滑石1-9-5	095-856-0691	095-856-0692
県央保健所	854-0081	諫早市栄田町26-49	0957-26-3304	0957-26-9870
県南保健所	855-0043	島原市新田町347-9	0957-62-3287	0957-64-6520
県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933	0950-57-3666
五島保健所	853-0007	五島市福江町7-2	0959-72-3125	0959-72-7761
上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121	0959-42-1124
壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260	0920-47-6357
対馬保健所	817-8520	対馬市巖原町宮谷224	0920-52-0166	0920-52-7403
長崎市保健所	850-0031	長崎市桜町6-3	095-829-1153	095-829-1221
佐世保市保健所	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111	0956-25-9684

●子ども・女性・障害者支援センター

名称	〒	住所	電話番号	F A X 番号
長崎子ども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-5132	095-844-1849
佐世保子ども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080	0956-24-5087

⑧ 社会福祉協議会

名称	〒	住所	電話番号	F A X 番号
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 2 F	095-846-8600	095-844-5948
社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会	850-0056	長崎市恵美須町4番5号 NBC 3 rdビル 3階	095-828-1281	095-828-7236
社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	857-0028	佐世保市八幡町6-1	0956-23-3174	0956-23-3175
社会福祉法人 島原市社会福祉協議会	855-0812	島原市霊南1-17 島原市福祉センター内	0957-63-3855	0957-62-3522
社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会	854-0045	諫早市新道町948 諫早市社会福祉会館内	0957-24-5100	0957-24-5101
社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	856-0832	大村市本町458番地2 プラットおおむら 3階	0957-53-1351	0957-54-1365
社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会	859-5121	平戸市岩の上町1466 平戸市社会福祉センター内	0950-22-2180	0950-22-3175
社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会	859-4502	松浦市志佐町里免347番地4 松浦市市民福祉総合プラザ内	0956-72-0788	0956-72-0649
社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会	817-1201	対馬市豊玉町仁位94-5	0920-58-1432	0920-58-1183
社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会	811-5316	壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2	0920-45-0048	0920-45-0068
社会福祉法人 五島市社会福祉協議会	853-0064	五島市三尾野1-7-1 五島市福江総合福祉保健センター内	0959-74-5511	0959-74-5666
社会福祉法人 西海市社会福祉協議会	851-3506	西海市西海町黒口郷1477-1 西海市西海総合福祉センター内	0959-29-4081	0959-29-4082
社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会	854-0405	雲仙市千々石町戊762番地 千々石老人福祉センター橘荘内	0957-37-2855	0957-37-2564
社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会	859-2121	南島原市有家町石田8-46	0957-65-2888	0957-82-0813
社会福祉法人 長与町社会福祉協議会	851-2128	西彼杵郡長与町嬉里郷431-1 長与町老人福祉センター内	095-883-7760	095-883-7802
社会福祉法人 時津町社会福祉協議会	851-2106	西彼杵郡時津町左底郷367 時津町総合福祉センター内	095-882-0777	095-882-0843
社会福祉法人 東彼杵町社会福祉協議会	859-3807	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4 東彼杵町総合会館福祉センター内	0957-46-0619	0957-46-1594
社会福祉法人 川棚町社会福祉協議会	859-3615	東彼杵郡川棚町下組郷338-57 川棚町いきがいセンター内	0956-82-2121	0956-82-2087
社会福祉法人 波佐見町社会福祉協議会	859-3725	東彼杵郡波佐見町長野郷173-2 波佐見町農村環境改善センター内	0956-85-2240	0956-85-7428
社会福祉法人 小値賀町社会福祉協議会	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2367 小値賀町地域福祉センター内	0959-56-4193	0959-56-4020
社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1 佐々町福祉センター内	0956-63-5900	0956-63-5100
社会福祉法人 新上五島町社会福祉協議会	857-4404	南松浦郡新上五島町青方郷1379-1	0959-52-2208	0959-52-3308

⑨社会福祉センター

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号
長崎県総合福祉センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600	095-844-5948
長崎市社会福祉会館	850-0054	長崎市上町1-33	095-828-1281	095-828-7236
長崎市立香焼ひまわり	851-0310	長崎市香焼町1070-4	095-871-4112	095-871-4667
長崎市健康づくりセンター	851-0403	長崎市布巻町67-1	095-896-7023	095-896-7023
佐世保福祉会館	857-0028	佐世保市八幡町6-1	0956-23-3174	0956-23-3175
世知原社会福祉センター	859-6408	佐世保市世知原町栗迎83-5	0956-76-2279	0956-76-2285
宇久社会福祉センター	857-4901	佐世保市宇久町平1904-1	0959-57-3688	0959-57-3117
島原市福祉センター	855-0812	島原市霊南1-17	0957-63-3855	0957-62-3522
島原市有明福祉センター	859-1415	島原市有明町大三東戊1352-1	0957-65-9090	0957-65-9119
諫早市社会福祉会館	854-0045	諫早市新道町948	0957-24-5100	0957-24-5101
大村市総合福祉センター	856-0832	大村市本町458-2（プラットおおむら内）	0957-53-1351	0957-54-1365
平戸市社会福祉センター	859-5121	平戸市岩の上町1466	0950-22-2180	0950-22-3175
田平町社会保健センター	859-4807	平戸市田平町里免90	0950-57-2223	0950-57-0137
福島町社会福祉センター	848-0403	松浦市福島町塩浜免2993-50	0955-47-2225	0955-47-2227
対馬市総合福祉保健センター	817-0322	対馬市美津島町雑乙1168-1	0920-54-2429	0920-54-5025
豊玉町福祉センター	817-1201	対馬市豊玉町仁位94-5	0920-58-1432	0920-58-1183
上県町地域福祉センター「喜多の苑」	817-1602	対馬市上県町佐須奈乙339	0920-84-2168	0920-84-2775
上対馬町地域福祉センター	817-1701	対馬市上対馬町比田勝578	0920-86-3841	0920-86-4797
壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター	811-5142	壱岐市郷ノ浦町坪触3009	0920-47-0132	0920-47-6231
壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや	811-5532	壱岐市勝本町大久保触1736-2	0920-48-3200	0920-48-3201
壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ	811-5463	壱岐市芦辺町箱崎中山触2548	0920-45-4500	0920-45-4501
壱岐市石田町総合福祉センター	811-5215	壱岐市石田町石田西触1486-1	0920-44-6150	0920-44-8221
五島市福江総合福祉保健センター	853-0064	五島市三尾野1-7-1	0959-74-5511	0959-74-5666
五島市富江地域福祉センター	853-0205	五島市富江町狩立402-1	0959-86-2150	0959-86-2346
三井楽町総合福祉センター	853-0601	五島市三井楽町濱ノ畔1046-1	0959-84-2254	0959-84-2536
五島市岐宿福祉センター	853-0701	五島市岐宿町岐宿396-1	0959-82-1525	0959-82-1527
西海市西彼保健福祉センター	851-3406	西海市西彼町鳥加郷2218	0959-37-0223	なし
西海市西海総合福祉センター	851-3506	西海市西海町黒口郷1477-1	0959-29-4081	0959-29-4082
西海市大島社会福祉センター	857-2427	西海市大島町1832-1	0959-34-2278	0959-34-5165
西海市崎戸社会福祉センター	857-3101	西海市崎戸町蛸浦郷字栗崎1791-7	0959-35-3555	0959-35-3332
西海市大瀬戸社会福祉センター	857-2312	西海市大瀬戸町多以良内郷434-2	0959-22-1364	0959-22-1364
雲仙市国見町総合福祉センター	859-1311	雲仙市国見町土黒甲1063	0957-78-0596	0957-78-1923
南島原市加津佐総合福祉センター	859-2601	南島原市加津佐町己3522	0957-87-4729	0957-87-5533
時津町総合福祉センター	851-2106	西彼杵郡時津町左底郷367	095-882-0777	095-882-0843
東彼杵町総合会館福祉センター	859-3807	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4	0957-46-0619	0957-46-1594
川棚町いきがいセンター	859-3615	東彼杵郡川棚町下組郷338-57	0956-82-2121	0956-82-2087
小値賀町地域福祉センター	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2367	0959-56-4193	0959-56-4020
佐々町福祉センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5900	0956-63-5100
新上五島町総合福祉センター「福寿会館」	857-4404	南松浦郡新上五島町青方郷1379-1	0959-52-2593	0959-52-2204
新上五島町有川地域福祉センター「ふれあい」	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2360-8	0959-42-1359	0959-42-2612
新上五島町奈良尾地域福祉センター「しおさい」	853-3101	南松浦郡新上五島町奈良尾郷1069-1	0959-44-1015	0959-44-1300

⑩労働基準監督署、ハローワークほか

●労働基準監督署

名称	〒	住所	電話番号	管轄区域
長崎労働基準監督署	852-8542	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎 2F	095-846-6353	長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、南松浦郡
五島駐在事務所	853-0015	五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎	0959-72-2951	五島市、南松浦郡
佐世保労働基準監督署	857-0041	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎 3F	0956-24-4161	佐世保市（江迎町・鹿町町を除く）、東彼杵郡のうち川棚町、波佐見町、北松浦郡のうち小値賀町
江迎労働基準監督署	859-6101	北松浦郡江迎町長坂123-19	0956-65-2141	佐世保市のうち江迎町・鹿町町、平戸市、松浦市、北松浦郡のうち佐々町
島原労働基準監督署	855-0033	島原市新馬場町905-1	0957-62-5145	島原市、南島原市、雲仙市
諫早労働基準監督署	854-0081	諫早市栄田町47-37	0957-26-3310	諫早市、大村市、東彼杵郡のうち東彼杵町
対馬労働基準監督署	817-0016	対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0234	対馬市、壱岐市
壱岐駐在事務所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎	0920-47-0467	壱岐市

●ハローワーク（公共職業安定所）

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎公共職業安定所	852-8016	長崎市宝栄町4-25	095-862-8609	095-864-0220	長崎市、西彼杵郡(時津町、長与町)
長崎マザーズコーナー	852-8016	長崎市宝栄町4-25	095-862-8609	095-864-0220	
ハローワークプラザ長崎	850-0877	長崎市築町3-18 メルカつきまち3F	095-823-1001	095-823-1137	
ヤングハローワーク長崎 (長崎新卒応援ハローワーク・長崎わかもの支援コーナー)	852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F	095-819-9000	095-847-1700	
ハローワーク長崎西洋館センター	852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F	095-808-0251	095-847-1700	
西海出張所	857-2303	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033	0959-23-3164	西海市
佐世保公共職業安定所	857-0851	佐世保市稲荷町2-30	0956-34-8609	0956-32-5033	佐世保市(江迎町・鹿町町を除く)、北松浦郡
ハローワークプラザ佐世保	857-0052	佐世保市松浦町2-28 J Aながさき西海会館3F	0956-24-0810	0956-24-0920	
佐世保マザーズコーナー	857-0052	佐世保市松浦町2-28 J Aながさき西海会館 3F	0956-24-0810	0956-24-0920	
諫早公共職業安定所	854-0022	諫早市幸町4-8	0957-21-8609	0957-23-7721	諫早市、雲仙市
大村公共職業安定所	856-8609	大村市松並1-213-9	0957-52-8609	0957-52-1473	大村市、東彼杵郡
島原公共職業安定所	855-0042	島原市片町633	0957-63-8609	0957-63-5804	島原市、南島原市
江迎公共職業安定所	859-6101	佐世保市江迎町長坂182-4	0956-66-3131	0956-66-3094	佐世保市のうち江迎町・鹿町町、平戸市、松浦市
松浦市地域職業相談室	859-4502	松浦市志佐町里免365 松浦市役所別館	0956-73-0530	0956-72-5153	
五島公共職業安定所	853-0007	五島市福江町7-3	0959-72-3105	0959-74-1821	五島市、南松浦郡
対馬公共職業安定所	817-0013	対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609	0920-52-6500	対馬市
壱岐出張所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054	0920-47-5754	壱岐市

ヤングハローワーク長崎（長崎新卒応援ハローワーク・長崎わかもの支援コーナー）、ハローワーク長崎西洋館センターは西洋館の閉館に伴い移転予定。詳細は長崎公共職業安定所にお問い合わせください。

●総合労働相談コーナー

名称	〒	住所	電話番号	備考
長崎労働局 総合労働相談コーナー	850-0033	長崎市万才町7-1 T B M長崎ビル3階 雇用環境・均等室	095-801-0023	※女性相談員がいます。
長崎労働局長崎 総合労働相談コーナー	852-8542	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階 長崎労働基準監督署内	095-846-6390	※女性相談員がいます。
長崎労働局佐世保 総合労働相談コーナー	857-0041	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階 佐世保労働基準監督署内	0956-24-4161	※女性相談員がいます。
長崎労働局江迎 総合労働相談コーナー	859-6101	佐世保市江迎町長坂123-19 江迎労働基準監督署内	0956-65-2141	※女性相談員がいます。
長崎労働局島原 総合労働相談コーナー	855-0033	島原市新馬場町905-1 島原労働基準監督署内	0957-62-5145	※女性相談員がいます。
長崎労働局諫早 総合労働相談コーナー	854-0081	諫早市栄田町47-37 諫早労働基準監督署内	0957-26-3310	
長崎労働局対馬・壱岐 総合労働相談コーナー	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎 対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所内	対馬：0920-52-0239 壱岐：0920-47-0501	

●労働相談情報センター

名称	〒	住所	電話番号
長崎労働相談情報センター	850-8570	長崎市尾上町3-1 長崎県雇用労働政策課内	095-821-1457 又は 0120-783-258
佐世保労働相談情報センター	857-8502	佐世保市木場田町3-25 長崎県北振興局内	又は 0120-783-369

●長崎県人材活躍支援センター、フレッシュワーク

名称	〒	住所	電話番号
長崎県人材活躍支援センター	852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F	095-843-6642
長崎県人材活躍支援センター (フレッシュワークコーナー)	852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F	095-843-6640
長崎県人材活躍支援センター佐世保	857-8502	佐世保市木場田町3-25 長崎県北振興局内	0956-24-7431

長崎県人材活躍支援センターは、長崎西洋館の令和5年5月末の閉館に伴い移転予定。詳細は雇用労働政策課にお問い合わせください。

●ひとり親家庭等自立促進センター

名称	〒	住所	電話番号
長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (通称：YELLながさき)	852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館M2階 長崎県人材活躍支援センター内	095-813-0800

長崎県ひとり親家庭等自立促進センターは、長崎西洋館の令和5年5月末の閉館に伴い移転予定。詳細はこども家庭課にお問い合わせください。

●高等技術専門学校

名称	〒	所在地	電話番号
長崎高等技術専門学校	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-887-5671
佐世保高等技術専門学校	857-0361	北松浦郡佐々町小浦免1572-26	0956-62-4151

⑪年金事務所（日本年金機構）

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号
長崎北年金事務所	852-8502	長崎市稲佐町4-22	095-861-1354	095-862-3149
長崎南年金事務所	850-8533	長崎市金屋町3-1	095-825-8701	095-828-2102
佐世保年金事務所	857-8571	佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1189	0956-34-1649
諫早年金事務所	854-8540	諫早市栄田町47-39	0957-25-1662	0957-26-1949

⑫税務署

名称	〒	住所	電話番号	管轄
長崎税務署	850-8678	長崎市松が枝町6-26	095-822-4231	長崎市、西海市、西彼杵郡
佐世保税務署	857-8611	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎	0956-22-2161	佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡のうち 小値賀町
島原税務署	855-8686	島原市弁天町1-7403	0957-62-3281	島原市、雲仙市、南島原市
諫早税務署	854-8666	諫早市永昌東町25-45	0957-22-1370	諫早市、大村市
平戸税務署	859-5121	平戸市岩の上町1509	0950-23-2131	平戸市、松浦市、北松浦郡のうち佐々町
福江税務署	853-0064	五島市三尾野2-4-12	0959-72-2146	五島市、南松浦郡
壱岐税務署	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐合同庁舎	0920-47-0315	壱岐市
厳原税務署	817-8790	対馬市厳原町棧原38	0920-52-0645	対馬市

※申告（納税）に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）については、国税庁ホームページや税務相談チャットボットをご活用ください。

⑬その他

名称	〒	住所	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎県教育センター教育相談班	856-0834	大村市玖島1-24-2	0957-52-9241	0957-52-9242	県下全域
長崎県子ども・若者総合相談センター （愛称：ゆめおす）	850-0022	長崎市馬町48番1 長崎県市町村会館馬町別館2階	095-824-6325	095-824-6400	県下全域

⑭各市町

●長崎市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当 又は相談窓口業務	自治振興課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1211
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	自治振興課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1211
	死亡一時金	住民情報課（総務係）			095-829-1137
	死亡届	中央地域センター（戸籍係）			095-829-1135
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	住民情報課（総務係）			095-829-1137
		後期高齢者医療室			095-829-1139
		国民健康保険課			095-829-1226
	遺族基礎年金（国民年金）	住民情報課（総務係）			095-829-1137
	葬祭費の支給	国民健康保険課 （国保被保険者の場合）			095-829-1136
後期高齢者医療室		095-829-1139			
障害が残った被害者	特別障害者手当	障害福祉課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1141
	身体障害者手帳の交付	障害福祉課			095-829-1141
	障害基礎年金（国民年金）	住民情報課（総務係）			095-829-1137
障害が残った被害者 （児童）	特別児童扶養手当	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
	障害児福祉手当	障害福祉課			095-829-1141
DV・ストーカー被害、 児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	中央地域センター（証明交付係）	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1135
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	子育てサポート課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1255
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	障害福祉課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1141
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	こども政策課（育成医療）	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
		障害福祉課			095-829-1141
	障害者医療費助成制度	障害福祉課			095-829-1141
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども政策課			
	児童扶養手当	こども政策課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども政策課			095-829-1270
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 総務課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1191
	緊急支援奨学生	教育委員会 総務課			095-829-1191
子育て支援	児童手当	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園） ・認定こども園保育料の減免	幼児課			095-829-1142
		一時保育（一時預かり事業）			幼児課
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育てサポート課			095-829-1255
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	子育てサポート課			095-829-1255
	育児に関する相互援助 （ファミリーサポート・センター）	子育てサポート課			095-829-1255
法律相談	無料法律相談	自治振興課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1231
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育研究所	850-0874	長崎市魚の町5-1	0120-556-275
		学校教育課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1195
交通事故	交通事故相談	自治振興課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1231
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	建築総務課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1185
	※公営住宅への一時入居（DV）	建築総務課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉総務課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1161

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号		
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	中央総合事務所 生活福祉1課、生活福祉2課 生活福祉2課（生活困窮者自立支援制度）	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1144		
		東総合事務所 地域福祉課（生活福祉係）	851-0133	長崎市矢上町40-28	095-894-1247		
		北総合事務所 地域福祉課	851-3102	長崎市琴海村松町703-14	095-814-3400		
		南総合事務所 地域福祉課	851-0403	長崎市布巻町111-1	095-898-7860		
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	障害福祉課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1141		
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども政策課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1270		
		子育てサポート課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1255		
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援 （地域包括支援センター）	中央総合事務所 地域福祉課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1429		
		東総合事務所 地域福祉課（健康支援係）	851-0134	長崎市田中町279-4	095-813-9001		
		南総合事務所 地域福祉課	851-0403	長崎市布巻町111-1	095-898-7860		
		北総合事務所 地域福祉課	851-3102	長崎市琴海村松町703-14	095-814-3400		
		長崎市 東長崎地域包括支援センター	851-0134	長崎市田中町888	095-813-8060		
		長崎市 日見・橋地域包括支援センター	851-0115	長崎にかき道2-34-11	095-801-2037		
		長崎市 桜馬場地域包括支援センター	850-0851	長崎市古川町8-15 磨屋町ビル2階	095-818-6602		
		長崎市 片淵・長崎地域包括支援センター	850-0016	長崎市夫婦川町1-10 リバーカッブル1階	095-801-5188		
		長崎市 大浦地域包括支援センター	850-0922	長崎市相生町1-17 メゾン田中202号	095-818-8311		
		長崎市 江平・山里地域包括支援センター	852-8133	長崎市本原町13-15 本原ハイツ102号	095-841-7770		
		長崎市 西浦上・三川地域包括支援センター	852-8145	長崎市花丘町20-3 花東ビル1階	095-847-0151		
		長崎市 緑が丘地域包括支援センター	852-8042	長崎市白鳥町1-34 Fコーポビル1階102号室	095-847-3812		
		長崎市 淵地域包括支援センター	852-8034	長崎市城栄町19-7 1-B ツインズ城栄	095-814-0202		
		長崎市 小江原・式見地域包括支援センター	851-1132	長崎市小江原3-22-8	095-848-1222		
		長崎市 西部地域包括支援センター	852-6003	長崎市旭町8-23 ポナールビルディング103号	095-862-0119		
		長崎市 岩屋地域包括支援センター	852-8052	長崎市岩屋町23-13 富吉ビル	095-855-8000		
		長崎市 滑石・横尾地域包括支援センター	852-8061	長崎市滑石3-5-34	095-814-7770		
		長崎市 三重・外海地域包括支援センター	851-2211	長崎市京泊2-4-37 プレジデント京泊1号室	095-860-1100		
		長崎市 琴海地域包括支援センター	851-3202	長崎市琴海村松町704-14	095-801-2730		
		長崎市 小島・茂木地域包括支援センター	851-0251	長崎市田上2-2-7	095-820-8231		
		長崎市 戸町・小ヶ倉地域包括支援センター	850-0953	長崎市上戸町2-9-8 1階・2階	095-879-7408		
		長崎市 土井首地域包括支援センター	850-0992	長崎市江川町131 102号	095-833-5454		
		長崎市 深堀・香焼地域包括支援センター	851-0301	長崎市深堀町1丁目11-18	095-895-7007		
		長崎市 南部地域包括支援センター	851-0403	長崎市布巻町111-1 三和地域センター3階	095-892-3124		
		福祉	社会福祉の相談・支援業務 （社会福祉協議会）	長崎市社会福祉協議会	850-0056	長崎市恵美須町4-5 NBC3rdビルディング3階	095-828-1281
		保健	健康相談、保健指導等	中央総合事務所 地域福祉課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1429
				東総合事務所 地域福祉課（健康支援係）	851-0134	長崎市田中町279-4	095-813-9001
北総合事務所 地域福祉課	851-3102			長崎市琴海村松町703-14	095-814-3400		
南総合事務所 地域福祉課	851-0403			長崎市布巻町111-1	095-892-1113		
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	人権男女共同参画室	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-826-4417		
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	消費者センター	850-0877	長崎市薬町3-18	095-829-1234		

●佐世保市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民安全安心課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	市民安全安心課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
	死亡一時金	医療保険課			
	死亡届	戸籍住民窓口課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	医療保険課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	医療保険課			
葬祭費の支給	医療保険課				
障害が残った被害者	特別障害者手当	障がい福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
	身体障害者手帳の交付	障がい福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	医療保険課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	障がい福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
	障害児福祉手当	障がい福祉課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	戸籍住民窓口課、人権男女共同参画課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	子ども子育て応援センター	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	障がい福祉課、子ども保健課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
	障害者医療費助成制度	障がい福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	子ども支援課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	子ども支援課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども支援課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
	高等職業訓練促進給付金等事業	子ども支援課			
	自立支援教育訓練給付金事業	子ども支援課			
	児童扶養手当	子ども支援課			
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子ども支援課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 総務課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
子育て支援	児童手当	子ども支援課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	保育幼稚園課			
	一時保育（一時預かり事業）	保育幼稚園課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子ども子育て応援センター			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	子ども子育て応援センター			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	子ども政策課			
法律相談	無料法律相談（消費生活に係るもの）	消費生活センター	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
	無料法律相談	市民相談室	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
交通事故	交通事故相談	市民相談室	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
	交通事故相談※交通遺児支援	子ども支援課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
住宅の問題	※公営住宅への優先入居（犯罪）	住宅課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
	※公営住宅への優先入居（DV）	住宅課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	保健福祉政策課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	生活福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	障がい福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	子ども子育て応援センター	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援 （地域包括支援センター）	長寿社会課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
		早岐地域包括支援センター	859-3214	佐世保市権常寺1丁目4-10 メイノスビル3階	0956-26-5800
		日宇地域包括支援センター	857-1151	佐世保市日宇町2606	0956-33-1700
		山澄地域包括支援センター	857-0834	佐世保市潮見町11-22	0956-59-7671
		中部地域包括支援センター	857-0872	佐世保市上京町4-4 永田ビル4階	0956-59-7111
		清水地域包括支援センター	857-0044	佐世保市相生町1-3	0956-59-7770
		大野地域包括支援センター	857-0134	佐世保市瀬戸越4丁目1298-4	0956-59-7758
		字久地域包括支援センター	857-4901	佐世保市字久町平2578	0959-57-3450
		相浦地域包括支援センター	858-0916	佐世保市木宮町3-19	0956-59-7003
		吉井地域包括支援センター	859-6134	佐世保市江迎町田ノ元15-5	0956-66-8838
福祉	社会福祉の相談・支援業務 （社会福祉協議会）	社会福祉協議会	857-0028	佐世保市八幡町6-1	0956-23-3174
保健	健康相談	障がい福祉課	857-0042	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	人権男女共同参画課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	消費生活センター	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111

●島原市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民協働課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-61-1653
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	市民窓口サービス課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8016
	死亡一時金	市民窓口サービス課			0957-62-8016
	死亡届	市民窓口サービス課			0957-62-8016
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	保険健康課			0957-62-8021
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	市民窓口サービス課			0957-62-8016
	葬祭費の支給	保険健康課			0957-62-8021
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8025
	身体障害者手帳の交付	福祉課			
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	福祉課			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
	障害児福祉手当	福祉課			0957-62-8025
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
		市民窓口サービス課			0957-62-8016
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8025
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8025
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども課			
	児童扶養手当	こども課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課	859-1492	島原市有明町大三東戊1327番地	0957-68-5471
子育て支援	児童手当	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども課			
	一時保育（一時預かり事業）	こども課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	こども課			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども課			
法律相談	無料法律相談	市民相談センター	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-9100
外国人対応	外国人住民相談等	市民相談センター	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-9100
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	学校教育課	859-1492	島原市有明町大三東戊1327番地	0957-68-5472
交通事故	交通事故相談	市民相談センター	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-9100
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	都市整備課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8053
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	都市整備課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	都市整備課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	都市整備課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8025
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8025
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8025
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	地域包括支援センター	855-0851	島原市萩原1丁目1230番地	0957-65-5110
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	社会福祉協議会	855-0812	島原市壺南1丁目17番地	0957-68-3855
保健	健康相談、保健指導等	保健センター	855-0812	島原市壺南2丁目45番地	0957-64-7713
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	こども課	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-8003
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	市民相談センター	855-8555	島原市上の町537番地	0957-62-9100

● 諫早市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	生活安全交通課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	生活安全交通課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	死亡一時金	保険年金課			
	死亡届	市民窓口課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	保険年金課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	保険年金課			
	葬祭費の支給	保険年金課			
障害が残った被害者	特別障害者手当	障害福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	身体障害者手帳の交付	障害福祉課			
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	保険年金課			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	障害福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	障害児福祉手当	障害福祉課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民窓口課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	障害福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	障害福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	障害者医療費助成制度	障害福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課			
	自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課			
	児童扶養手当	子育て支援課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子育て支援課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	学校教育課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	緊急支援奨学生	教育総務課			
子育て支援	児童手当	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども政策課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	一時保育（一時預かり事業）	こども政策課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	夜間養護（トワイライストステイ）事業	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	すくすく広場	854-0013	諫早市栄町1番1号 アエルウエスト2F	0957-46-5276
法律相談	無料法律相談	市民相談室	854-0016	諫早市高城町5番25号	0957-22-3113
外国人対応	外国人住民相談等	生活安全交通課	854-0016	諫早市高城町5番25号	0957-24-1580
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	少年センター	854-0047	諫早市野中町508-8	0957-22-2551
交通事故	交通事故相談	市民相談室	854-0016	諫早市高城町5番25号	0957-22-3113
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	地域福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	保護課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	障害福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	子育て支援課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	地域包括ケア推進課	854-0061	諫早市宇都町29番1号	0957-22-1500
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	地域福祉課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
保健	健康相談、保健指導等	健康推進課	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
保健（子ども）	子どもに関する健康相談、保健指導等	すくすく広場	854-0013	諫早市栄町1番1号 アエルウエスト2F	0957-46-5276
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	人権・男女参画課	854-0016	諫早市高城町5番25号	0957-24-1580
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	消費生活センター	854-0016	諫早市高城町5番25号	0957-22-3113

●大村市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	安全対策課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	安全対策課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
	死亡一時金	市民課			
	死亡届	市民課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	国保けんこう課、市民課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	市民課			
	葬祭費の支給	国保けんこう課、市民課			
障害が残った被害者	特別障害者手当	障がい福祉課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
	身体障害者手帳の交付	障がい福祉課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	市民課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	障がい福祉課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
	障害児福祉手当	障がい福祉課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
		こども家庭課	856-0832	大村市本町413 （大村市こどもセンター）	0957-54-9100
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども家庭課	856-0832	大村市本町413 （大村市こどもセンター）	0957-54-9100
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい福祉課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	障がい福祉課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
	障害者医療費助成制度	福祉総務課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	福祉総務課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	福祉総務課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭課	856-0832	大村市本町413 （大村市こどもセンター）	0957-54-9100
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課			
	児童扶養手当	こども政策課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども家庭課	856-0832	大村市本町413 （大村市こどもセンター）	0957-54-9100
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども家庭課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 学校教育課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
子育て支援	児童手当	こども政策課	856-0832	大村市本町413 （大村市こどもセンター）	0957-54-9100
	私立幼稚園園奨励費補助	こども政策課			
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども政策課			
	一時保育（一時預かり事業）	こども政策課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども家庭課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	こども家庭課			
法律相談	無料法律相談	地域げんき課市民110番	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
外国人対応	外国人住民相談等	企画政策課（国際交流プラザ）	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-51-1048
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
交通事故	交通事故相談	地域げんき課市民110番	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	建築課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建築課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	建築課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	建築課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉総務課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	保護課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	障がい福祉課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども家庭課	856-0832	大村市本町413 （大村市こどもセンター）	0957-54-9100
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	長寿介護課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	福祉総務課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
保健	健康相談、保健指導等	国保けんこう課	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	男女いきいき推進課	856-0832	大村市本町458-2 （プラットおおむら）	0957-20-7306
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	地域げんき課市民110番	856-0834	大村市玖島1-25	0957-53-4111

●平戸市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民課（生活環境班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9121
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	市民課（生活環境班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9121
	死亡届	市民課（戸籍住民班）			0950-22-9123
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	健康ほけん課（国保年金班）			0950-22-9124
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	健康ほけん課（国保年金班）			
葬祭費の支給	健康ほけん課（国保年金班）				
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課（障害福祉班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9130
	身体障害者手帳の交付	福祉課（障害福祉班）			0950-22-9124
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	健康ほけん課（国保年金班）			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	障害児福祉手当	福祉課（障害福祉班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9130
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民課（戸籍住民班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9123
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課（障害福祉班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9130
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課（障害福祉班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9130
	障害者医療費助成制度	福祉課（障害福祉班）			
医療（子ども）	こども医療費助成制度	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども未来課（子育て支援班）			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども未来課（子育て支援班）			
	児童扶養手当	こども未来課（子育て支援班）			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課	859-4807	平戸市田平町里免27番地1	0950-22-9213
	緊急支援奨学生	教育総務課	859-4807	平戸市田平町里免27番地1	0950-22-9213
子育て支援	児童手当	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	教育総務課	859-4807	平戸市田平町里免27番地1	0950-22-9213
		こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	一時保育（一時預かり事業）	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	学校教育課	859-4807	平戸市田平町里免27番地1	0950-22-9215
交通事故	交通事故相談	総務課（危機管理班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9101
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	都市計画課（総務住宅班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9164
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	都市計画課（総務住宅班）			
	※公営住宅への一時入居（DV）	都市計画課（総務住宅班）			
	※公営住宅への優先入居（DV）	都市計画課（総務住宅班）			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9130
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉課（生活福祉班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9131
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課（障害福祉班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9130
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども未来課（子育て支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9137
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	長寿介護課（高齢者支援班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9133
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	平戸市社会福祉協議会	859-5121	平戸市岩の上町1465番地	0950-22-2180
保健	健康相談、保健指導等	健康ほけん課（健康づくり班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9125
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	総務課（行政班）	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9100
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	平戸市消費生活センター	859-5192	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-9122

●松浦市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民生活課 消費生活センター	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	市民生活課	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	死亡一時金	健康ほけん課 (国保・年金係)			
	死亡届	市民生活課 (住民係)			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金(国民年金)の異動届	健康ほけん課 (国保・年金係)			
	遺族基礎年金(国民年金)(死亡届受理等)	健康ほけん課 (国保・年金係)			
	葬祭費の支給	健康ほけん課 (国保・年金係)			
障害が残った被害者	火葬料補助金の交付	市民生活課 (生活環境係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	特別障害者手当	福祉事務所 (障害福祉係)			
	身体障害者手帳の交付	福祉事務所 (障害福祉係)			
障害が残った被害者(児童)	障害基礎年金(国民年金)(申請受理等)	健康ほけん課 (国保・年金係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	特別児童扶養手当	福祉事務所 (障害福祉係)			
DV・ストーカー被害、児童虐待	障害児福祉手当	福祉事務所 (障害福祉係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民生活課 (住民係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
精神疾患を有する者	虐待を発見した場合の通告	子育て・こども課 (こども未来係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
医療(障害)	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉事務所 (障害福祉係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	自立支援・医療費支給制度	福祉事務所 (障害福祉係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
医療(子ども)	障害者医療費助成制度	福祉事務所 (障害福祉係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	乳幼児医療費助成制度	子育て・こども課 (子育て支援係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
医療(ひとり親家庭等)	ひとり親家庭等医療費助成	子育て・こども課 (子育て支援係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て・こども課 (こども未来係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て・こども課 (こども未来係)			
	自立支援教育訓練給付金事業	子育て・こども課 (こども未来係)			
	児童扶養手当	子育て・こども課 (こども未来係)			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	子育て・こども課 (こども未来係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子育て・こども課 (こども未来係)			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 教育総務課	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
子育て支援	児童手当	子育て・こども課 (子育て支援係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	私立幼稚園就園奨励費補助	子育て・こども課 (子育て支援係)			
	幼稚園保育料(授業料)・保育所(園)・認定こども園保育料の減免	子育て・こども課 (子育て支援係)			
	一時保育(一時預かり事業)	子育て・こども課 (子育て支援係)			
	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て・こども課 (こども未来係)			
法律相談	無料法律相談	総務課 (行政係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
外国人対応	外国人住民相談等	市民生活課 消費生活センター	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談(教育委員会)	教育委員会 学校教育課	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
交通事故	交通事故相談	防災課 (防災安全係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
住宅の問題	※公営住宅への一時入居(犯罪)	都市計画課 (住宅係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
	※公営住宅への優先入居(犯罪)	都市計画課 (住宅係)			
	※公営住宅への一時入居(DV)	都市計画課 (住宅係)			
	※公営住宅への優先入居(DV)	都市計画課 (住宅係)			
福祉(全般)	福祉に関する相談等(福祉事務所)	福祉事務所 (福祉総務係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
福祉(生活保護)	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉事務所 (生活福祉係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
福祉(障害者)	障害者の福祉援護	福祉事務所 (障害福祉係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
福祉(子ども)	子どもの福祉に関する相談	子育て・こども課 (こども未来係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
福祉(高齢者)	高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	長寿介護課 (長寿支援係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
福祉	社会福祉の相談・支援業務(社会福祉協議会)	社会福祉協議会	859-4502	松浦市志佐町里免347-4	0956-72-0788
保健	健康相談、保健指導等	健康ほけん課 (健康推進係)	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	子育て・こども課 (こども未来係)			
消費生活	消費生活相談(消費生活センター)	市民生活課 消費生活センター			

●対馬市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課	817-8510 817-1292	対馬市厳原町国分1441 対馬市豊玉町仁位380	0920-53-6111 0920-58-1118
	死亡一時金	市民課			
	死亡届	市民課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	市民課、保険課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	市民課			
葬祭費の支給	市民課				
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
	身体障害者手帳の交付	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	市民課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
	障害児福祉手当	福祉課			0920-58-1119
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども未来課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども未来課			
	児童扶養手当	こども未来課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 学校教育課	817-1301	対馬市峰町三根451	0920-88-2001
子育て支援	児童手当	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	教育委員会 学校教育課	817-1301	対馬市峰町三根451	0920-88-2001
		こども未来課			
	一時保育（一時預かり事業）	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117
育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1117	
法律相談	無料法律相談	社会福祉協議会	817-1201	対馬市豊玉町仁位94-5	0920-58-1432
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課	817-1301	対馬市峰町三根451	0920-88-2001
交通事故	交通事故相談	総務課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	管理課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	管理課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	管理課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	管理課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-55-1119
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	保護課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1414
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	福祉課、こども未来課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	地域包括ケア推進課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	社会福祉協議会	817-1201	対馬市豊玉町仁位94-5	0920-58-1432
保健	健康相談、保健指導等	いきいき健康課	817-0016	対馬市厳原町東里303-1	0920-52-4888
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	福祉課	817-1292	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	観光商工課	817-8510	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111

● 老岐市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	危機管理課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	危機管理課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	死亡一時金	保険課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1111
	死亡届	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	保険課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1111
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	保険課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1111
	葬祭費の支給	保険課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1111
障害が残った被害者	特別障害者手当	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	身体障害者手帳の交付	市民福祉課			
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	市民福祉課			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	障害児福祉手当	市民福祉課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	障害者医療費助成制度	市民福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課			
	児童扶養手当	こども家庭課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1202
子育て支援	児童手当	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	教育総務課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1202
		こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	一時保育（一時預かり事業）	教育総務課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1202
		こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども家庭課（老岐市ファミリーサポートセンター）	811-5532	老岐市勝本町大久保触1736-2 勝本町ふれあいセンターかざはや内	0920-48-3222
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	学校教育課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-3722
交通事故	交通事故相談	危機管理課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	保護課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども家庭課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	保険課（地域包括支援センター）	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1111
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
保健	健康相談、保健指導等	健康増進課、保険課	811-5392	老岐市芦辺町芦辺浦562番地	0920-45-1111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	市民福祉課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	観光商工課	811-5192	老岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1111

●五島市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課（危機管理班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課（危機管理班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
	死亡一時金	国保健康政策課（国保・年金班）			
	死亡届	市民課（戸籍住基班）			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	国保健康政策課（国保・年金班）			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	国保健康政策課（国保・年金班）			
葬祭費の支給	国保健康政策課（国保・年金班）				
障害が残った被害者	特別障害者手当	社会福祉課（障がい福祉班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
	身体障害者手帳の交付	社会福祉課（障がい福祉班）			
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	国保健康政策課（国保・年金班）			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	社会福祉課（障がい福祉班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
	障害児福祉手当	社会福祉課（障がい福祉班）			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民課（戸籍住基班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課（障がい福祉班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	社会福祉課（障がい福祉班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
	障害者医療費助成制度	社会福祉課（障がい福祉班）			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども未来課（子育て支援班）			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども未来課（子育て支援班）			
	児童扶養手当	こども未来課（子育て支援班）			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 教育総務課（総務班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
子育て支援	児童手当	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども未来課（子育て支援班）			
	一時保育（一時預かり事業）	こども未来課（子育て支援班）			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども未来課（子育て支援班）			
	夜間養護（トワイライストステイ）事業	こども未来課（子育て支援班）			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども未来課（子育て支援班）			
法律相談	無料法律相談	市民課（住民生活係）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
児童生徒	いじめ、不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課（学校教育班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
交通事故	交通事故相談	総務課（危機管理班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	建設課（建築住宅班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建設課（建築住宅班）			
	※公営住宅への一時入居（DV）	建設課（建築住宅班）			
	※公営住宅への優先入居（DV）	建設課（建築住宅班）			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	社会福祉課（総務係）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	社会福祉課（保護班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	社会福祉課（障がい福祉班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	長寿介護課（長寿支援班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	五島市社会福祉協議会	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-74-5511
保健	健康相談、保健指導等	国保健康政策課（健康づくり班）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	こども未来課（子育て支援班）	853-0064	五島市三尾野町1-7-1	0959-72-6111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	市民課（住民生活係）	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6111

●西海市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0164
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	市民課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0164
	死亡一時金（国民年金）※申請書受理	市民課			0959-37-0164
	死亡届	市民課			0959-37-0164
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の異動届	健康ほけん課			0959-37-0067
	年金（国民年金）の異動届	市民課			0959-37-0164
	遺族基礎年金（国民年金）※申請書受理	市民課			0959-37-0164
	葬祭費の支給	健康ほけん課			0959-37-0067
火葬料補助金の交付	健康ほけん課	0959-37-0067			
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0069
	身体障害者手帳の交付	福祉課			0959-37-0069
	障害基礎年金（国民年金）（申請書受理等）	市民課			0959-37-0164
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
	障害児福祉手当	こども家庭課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0164
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0069
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0069
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課			
	児童扶養手当	こども家庭課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 教育総務課	857-2301	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920-12	0959-37-0077
	緊急支援奨学生	教育委員会 教育総務課	857-2301	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920-12	0959-37-0077
子育て支援	児童手当	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
	保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども家庭課			
	一時保育（一時預かり事業）	こども家庭課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども家庭課			
	夜間養護（トワイライツステイ）事業	こども家庭課			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども家庭課			
法律相談	無料法律相談 ※予約制	西海市社会福祉協議会	851-3506	西海市西海町黒口郷1477-1	0959-29-4081
外国人対応	外国人住民相談等	総務課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0011
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課	857-2301	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920-12	0959-37-0078
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	住宅建築課	857-2301	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128-16	0959-37-0021
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	住宅建築課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	住宅建築課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	住宅建築課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0069
福祉（生活保護）	生活保護及び生活困窮者自立支援制度	福祉課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0069
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0069
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	包括支援課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0245
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	西海市社会福祉協議会	851-3506	西海市西海町黒口郷1477-1	0959-29-4081
保健	健康相談、保健指導等	健康ほけん課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0067
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	こども家庭課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0029
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	市民課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	0959-37-0164 消費生活センター 直通 0959-37-0145

●雲仙市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民安全課	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111
遺族	死亡一時金	総合窓口課	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111
	死亡届	総合窓口課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	総合窓口課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	総合窓口課			
障害が残った被害者	葬祭費の支給	総合窓口課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
	特別障害者手当	福祉課			
	身体障害者手帳の交付	福祉課			
障害が残った被害者（児童）	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
	特別児童扶養手当	子ども支援課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	障害児福祉手当	子ども支援課	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111
児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	総合窓口課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
精神疾患を有する者	虐待を発見した場合の通告	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
医療（障害）	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
	自立支援・医療費支給制度	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
障害者医療費助成制度	福祉課				
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
	高等職業訓練促進給付金等事業	子ども支援課			
	自立支援教育訓練給付金事業	子ども支援課			
	児童扶養手当	子ども支援課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子ども支援課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
子育て支援	児童手当	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
	私立幼稚園就園奨励費補助	子ども支援課			
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	子ども支援課			
	一時保育（一時預かり事業）	子ども支援課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子ども支援課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	子ども支援課			
育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	子ども支援課				
法律相談	無料法律相談	雲仙市社会福祉協議会	854-0405	雲仙市千々石町戊762	0957-37-2855
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-37-3113
交通事故	交通事故相談	市民安全課	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	保護課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	福祉課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
保健	健康相談、保健指導等	健康づくり課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	子ども支援課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	地域づくり推進課 消費生活センター	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-7830

●南島原市

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	市民課	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-73-6647
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	市民課	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-73-6647
	死亡一時金	健康づくり課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6641
	死亡届	市民課	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-73-6647
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	健康づくり課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6641
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	健康づくり課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6641
	葬祭費の支給	健康づくり課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6641
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
	身体障害者手帳の交付	福祉課			0957-73-6651
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	健康づくり課			0957-73-6641
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
	障害児福祉手当	福祉課			0957-73-6651
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	市民課	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-73-6647
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども未来課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども未来課			
	児童扶養手当	こども未来課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども未来課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 学校教育課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6702
子育て支援	児童手当	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
	私立幼稚園就園奨励費補助	こども未来課			
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども未来課			
	一時保育（一時預かり事業）	こども未来課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども未来課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	こども未来課			
法律相談	無料法律相談	市民相談センター	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-82-3010
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会 学校教育課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6702
交通事故	交通事故相談	市民相談センター	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-82-3010
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	都市計画課	859-2202	南島原市有家町山川58番地1	0957-73-6677
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	都市計画課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	都市計画課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	都市計画課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	保護課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6653
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども未来課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6652
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	福祉課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6651
保健	健康相談、保健指導等	健康づくり課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6641
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	配偶者暴力相談支援センター	859-2412	南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6655
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	消費生活センター	859-2211	南島原市西有家町里坊96番地2	0957-82-3010

●長与町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	地域安全課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	地域安全課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	死亡一時金	健康保険課			
	死亡届	住民環境課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	健康保険課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理事等）	健康保険課			
葬祭費の支給	健康保険課				
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	身体障害者手帳の交付	福祉課			
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理事等）	健康保険課			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	障害児福祉手当	こども政策課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民環境課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課、こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課			
	自立支援教育訓練給付金事業	こども政策課			
	児童扶養手当	こども政策課			
就労支援	母子家庭就業・自立支援事業	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども政策課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
子育て支援	児童手当	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	こども政策課			
	一時保育（一時預かり事業）	こども政策課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	こども政策課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	こども政策課			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	こども政策課			
法律相談	無料法律相談	長与町社会福祉協議会	851-2128	西彼杵郡長与町嬉里郷431番地1	095-883-7760
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	学校教育課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
交通事故	交通事故相談	地域安全課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	土木管理課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	土木管理課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	土木管理課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	土木管理課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
		社会福祉協議会	851-2128	西彼杵郡長与町嬉里郷431番地1	095-883-7760
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	こども政策課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	福祉課 介護保険課（地域包括支援センター）	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
保健	健康相談、保健指導等	健康保険課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	地域安全課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1	095-883-1111

●時津町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-2212
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-2212
	死亡一時金	国保・健康増進課			095-882-3938
	死亡届	住民環境課			095-882-2211
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	国保・健康増進課 （後期高齢者）高齢者支援課			095-882-3938 （後期高齢者） 095-882-3940
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	国保・健康増進課			095-882-3938
	葬祭費の支給	国保・健康増進課 （後期高齢者）高齢者支援課			095-882-3938 （後期高齢者） 095-882-3940
障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
	身体障害者手帳の交付	福祉課			095-865-6940
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	国保・健康増進課			095-882-3938
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
	障害児福祉手当	福祉課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民環境課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-2211
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	時津町教育委員会 教育総務課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-801-1266
	緊急支援奨学生	時津町教育委員会 教育総務課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-801-1266
子育て支援	児童手当	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	福祉課			
	一時保育（一時預かり事業）	福祉課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	福祉課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	福祉課			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	福祉課			
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	時津町教育委員会 学校教育課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-3988
交通事故	交通事故相談	総務課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-2212
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	都市整備課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-4807
	※公営住宅への一時入居（DV）	都市整備課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	高齢者支援課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-4808
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
保健	健康相談、保健指導等	国保・健康増進課（保健センター）	851-2103	西彼杵郡時津町元村郷429番地2	095-882-2796
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	福祉課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-865-6940
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	産業振興課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	095-882-3801

●東彼杵町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
遺族	死亡一時金	健康ほけん課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	死亡届	町民課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	健康ほけん課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	健康ほけん課			
障害が残った被害者	葬祭費の支給	健康ほけん課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	特別障害者手当	町民課			
	身体障害者手帳の交付	町民課			
障害が残った被害者（児童）	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	健康ほけん課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	特別児童扶養手当	町民課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	障害児福祉手当	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	住民票の写しの交付等の制限	町民課			
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康ほけん課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	障害者医療費助成制度	町民課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	高等職業訓練促進給付金等事業	町民課			
	自立支援教育訓練給付金事業	町民課			
	児童扶養手当	町民課			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会	859-3807	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4	0957-46-0353
子育て支援	児童手当	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	町民課			
	一時保育（一時預かり事業）	町民課			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	町民課			
	夜間養護（トワイライストステイ）事業	町民課			
法律相談	無料法律相談	東彼杵町社会福祉協議会	859-3807	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4	0957-46-0619
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会	859-3807	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4	0957-46-0353
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
福祉（生活保護）	生活保護等に関する相談	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
福祉（生活困窮者）	生活困窮者自立支援制度	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	町民課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	東彼杵町地域包括支援センター	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	東彼杵町社会福祉協議会	859-3807	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4	0957-46-0619
保健	健康相談、保健指導等	健康ほけん課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	総務課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	総務課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111

●川棚町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課（防災交通係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課（防災交通係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	死亡一時金	健康推進課（国保年金係）			
	死亡届	住民福祉課（戸籍住民係）			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	健康推進課（国保年金係）			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	健康推進課（国保年金係）			
	葬祭費の支給	健康推進課（国保年金係）			
障害が残った被害者	特別障害者手当	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	身体障害者手帳の交付	住民福祉課（社会福祉係）			
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	健康推進課（国保年金係）			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	障害児福祉手当	住民福祉課（社会福祉係）			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課（戸籍住民係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	障害者医療費助成制度	住民福祉課（社会福祉係）			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	児童扶養手当	健康推進課（子育て支援係）			
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会（教育総務係）	859-3614	東彼杵郡川棚町中組郷1506	0956-82-2064
子育て支援	児童手当	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	私立幼稚園就園奨励費補助	教育委員会（教育総務係）	859-3614	東彼杵郡川棚町中組郷1506	0956-82-2064
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	一時保育（一時預かり事業）	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
法律相談	無料法律相談	川棚町社会福祉協議会	859-3615	東彼杵郡川棚町下組郷338-57	0956-82-2121
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会（教育総務係）	859-3614	東彼杵郡川棚町中組郷1506	0956-82-2064
交通事故	交通事故相談	総務課（防災交通係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
住宅の問題	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建設課（総務管理係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
	※公営住宅への優先入居（DV）	建設課（総務管理係）			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	健康推進課（子育て支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	長寿支援課（地域包括支援係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	川棚町社会福祉協議会	859-3615	東彼杵郡川棚町下組郷338-57	0956-82-2121
保健	健康相談、保健指導等	健康推進課（健康増進係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	住民福祉課（社会福祉係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	総務課（行政係）	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131

●波佐見町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課（生活安全班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課（生活安全班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2111
	死亡一時金	子ども健康保険課（国保年金班）			0956-85-2483
	死亡届	住民福祉課（戸籍班）			0956-85-2238
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	子ども健康保険課（国保年金班）			0956-85-2483
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	子ども健康保険課（国保年金班）			0956-85-2483
	葬祭費の支給	子ども健康保険課（国保年金班）			0956-85-2483
障害が残った被害者	特別障害者手当	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
	身体障害者手帳の交付	住民福祉課（社会福祉班）			0956-85-2973
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	子ども健康保険課（国保年金班）			0956-85-2483
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
	障害児福祉手当	住民福祉課（社会福祉班）			0956-85-2973
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課（戸籍班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2238
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
	障害者医療費助成制度	住民福祉課（社会福祉班）			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会（教育総務班）	859-3701	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷2064	0956-85-2034
子育て支援	児童手当	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	子ども健康保険課（子育て支援班）			
	一時保育（一時預かり事業）	子ども健康保険課（子育て支援班）			
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子ども健康保険課（子育て支援班）			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	子ども健康保険課（子育て支援班）			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	子ども健康保険課（子育て支援班）			
法律相談	無料法律相談	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会（教育総務班）	859-3701	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷2064	0956-85-2034
交通事故	交通事故相談	総務課（生活安全班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2111
住宅の問題	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建設課（建設管理班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-3383
	※公営住宅への優先入居（DV）	建設課（建設管理班）			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	子ども健康保険課（子育て支援班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2333
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	長寿支援課 地域包括支援センター	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2976
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
保健	健康相談、保健指導等	子ども健康保険課（健康増進班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-80-6650
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	住民福祉課（社会福祉班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2973
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	商工観光課（商工観光班）	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2162

●小値賀町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	死亡一時金	福祉事務所			
	死亡届	住民課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	住民課（国保・後期）、福祉事務所（年金）			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	福祉事務所			
障害が残った被害者	葬祭費の支給	住民課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	特別障害者手当	福祉事務所			
	身体障害者手帳の交付	福祉事務所			
障害が残った被害者（児童）	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	特別児童扶養手当	福祉事務所			
DV・ストーカー被害、児童虐待	障害児福祉手当	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
精神疾患を有する者	虐待を発見した場合の通告	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
医療（障害）	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	自立支援・医療費支給制度	福祉事務所			
医療（子ども）	障害者医療費助成制度	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
医療（ひとり親家庭等）	乳幼児医療費助成制度	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費助成	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	福祉事務所			
	高等職業訓練促進給付金等事業	福祉事務所			
	自立支援教育訓練給付金事業	福祉事務所			
就労支援	児童扶養手当	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
就学支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
子育て支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	児童手当	福祉事務所			
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	福祉事務所			
外国人対応	一時保育（一時預かり事業）	福祉事務所、住民課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	外国人住民相談等	住民課			
児童生徒	外国人居民相談等	住民課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
住宅の問題	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	※公営住宅への一時入居（犯罪）	建設課			
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建設課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	建設課			
福祉（全般）	※公営住宅への優先入居（DV）	建設課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉事務所			
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
福祉	社会福祉の相談・支援業務（社会福祉協議会）	小値賀町社会福祉協議会	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2367	0959-56-4193
保健	健康相談、保健指導等	住民課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	総務課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	産業振興課	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1	0959-56-3111

●佐々町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
	死亡一時金	保険環境課			
	死亡届	住民福祉課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	保険環境課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	保険環境課			
	葬祭費の支給	保険環境課			
障害が残った被害者	火葬料補助金の交付	保険環境課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
	特別障害者手当	住民福祉課			
	身体障害者手帳の交付	住民福祉課			
障害が残った被害者（児童）	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	保険環境課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
	特別児童扶養手当	住民福祉課			
	障害児福祉手当	住民福祉課			
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
	障害者医療費助成制度	住民福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
子育て支援	児童手当	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
	幼稚園保育料（授業料）・保育所（園）・認定こども園保育料の減免	住民福祉課			
	一時保育（一時預かり事業）	住民福祉課			
法律相談	無料法律相談	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
外国人対応	外国人住民相談等	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
児童生徒	いじめ・不登校等教育相談（教育委員会）	教育委員会	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
交通事故	交通事故相談	総務課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	建設課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建設課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-62-6122
保健	健康相談、保健指導等	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	多世代包括支援センター	857-0312	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5800
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	企画商工課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101

●新上五島町

対象等	支援業務	担当窓口	〒	住所	電話番号
全般	※犯罪被害者等施策担当又は相談窓口業務	総務課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
遺族	※犯罪被害者等見舞金の支給	総務課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
	死亡一時金	健康保険課			
	死亡届	住民生活課			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金（国民年金）の異動届	住民生活課			
	遺族基礎年金（国民年金）（死亡届受理等）	住民生活課			
葬祭費の支給	健康保険課				
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
	障害基礎年金（国民年金）（申請受理等）	住民生活課			
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
DV・ストーカー被害、児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	住民生活課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
医療（障害）	自立支援・医療費支給制度	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
	障害者医療費助成制度	福祉課			
医療（子ども）	乳幼児医療費助成制度	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会	857-4592	南松浦郡新上五島町榎津郷491	0959-54-1981
子育て支援	児童手当	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	福祉課			
	夜間養護（トワイライトステイ）事業	福祉課			
	育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	福祉課			
法律相談	無料法律相談	総務課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
外国人対応	外国人住民相談等	住民生活課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
交通事故	交通事故相談	総務課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
住宅の問題	※公営住宅への一時入居（犯罪）	建設課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
	※公営住宅への優先入居（犯罪）	建設課			
	※公営住宅への一時入居（DV）	建設課			
	※公営住宅への優先入居（DV）	建設課			
福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事務所）	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
福祉（生活保護）	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
福祉（障害者）	障害者の福祉援護	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
福祉（子ども）	子どもの福祉に関する相談	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	地域包括支援センター	857-4404	南松浦郡新上五島町青方郷1379-6	0959-53-1121
保健	健康相談、保健指導等	健康保険課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
DV等被害	配偶者からの暴力相談等	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111
消費生活	消費生活相談（消費生活センター）	住民生活課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111

「犯罪被害申告票（仮称）」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被害 発 生 日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	被害当事者 との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	被害 発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	そ の 他	被害の概要についてお話ししたいこと(ご自由にお書きください。)

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判 に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等 の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報 提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
特記事項（相談にあたって配慮してほしいことなど）				

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	令和 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障害の程度）：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	令和 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

犯罪被害者等支援ハンドブック

平成24年3月初版発行

平成30年3月改訂

令和5年3月改訂

長崎県県民生活環境部交通・地域安全課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2316

FAX 095-895-2598

E-mail s16040@pref.nagasaki.lg.jp